

令和6年度

包括外部監査結果報告書

工事請負費その他の工事に関連する財務事務

の執行及び管理について

令和7年3月

愛媛県包括外部監査人

近藤 壮

目次

第1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類.....	1
2. 選定した特定の事件.....	1
3. 外部監査の対象.....	2
4. 外部監査の実施期間.....	2
5. 監査の着眼点.....	2
6. 実施した監査手続等.....	2
(1) 資料等の閲覧.....	3
(2) 所管課へのヒアリング等.....	3
7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等	3
8. 利害関係.....	3
9. 監査結果の指摘及び意見について	4
第2 監査対象の概要.....	5
1. 愛媛県における工事の予算の状況.....	5
2. 県の工事契約の状況.....	6
3. 監査対象の選定（個別の工事の選定）	6
(1) 県の部局別の工事請負費の状況.....	6
(2) 監査対象とする工事の選定方法について	8
(3) 監査の対象とした工事並びにその予算及び事務執行を所管する部課（室） ...	10
第3 監査の結果及び意見（総括）	14
1. 総括	14
2. 監査意見（指摘事項及び意見）の一覧	14
3. 監査の結果及び意見の要約.....	21
(1) 他団体との連携について.....	21
(2) 高落札率及び1者応札について.....	22
(3) 個別施設計画について	25
第4 工事の全般的事項についての監査結果及び意見	26
1. 「公共工事の円滑な施工確保について」による国からの要請への対応	26
(1) 「公共工事の円滑な施工確保について」の概要	26
(2) 監査の結果及び意見.....	29
2. 高落札率の工事契約について	30
(1) 落札率について	30
(2) 監査の結果及び意見.....	40
3. 予定価格の事前公表について	42

(1)	予定価格の公表とは	42
(2)	監査の結果及び意見	43
4.	PPP/PFI に関する取組み	44
(1)	県における PPP/PFI に関する取組み	44
(2)	監査の結果及び意見	49
5.	地域維持型契約方式について	51
(1)	愛媛県地域維持型契約方式	51
(2)	監査の結果及び意見	56
6.	個別施設計画について	57
(1)	「道路施設」に係る計画等の概要	57
(2)	監査の結果及び意見	58
(3)	「電気事業施設」に係る計画の概要	59
(4)	監査の結果及び意見	60
7.	モニタリングについて	62
(1)	県における公共工事のモニタリング	62
(2)	監査の結果及び意見	63
8.	その他全般的事項	65
(1)	県内部のルール等について	65
(2)	監査の結果及び意見	65
第 5	個別の工事についての監査結果及び意見	67
1.	(国) 317 号他 維持管理工事 (温道維第 1 号)	67
(1)	個別工事の概要	67
(2)	監査の結果及び意見	71
2.	(国) 317 号他 維持管理工事 (温環第 301 号)	71
(1)	個別工事の概要	71
(2)	監査の結果及び意見	75
3.	(国) 317 号他 維持管理工事 (砂防減第 119 号の 1)	75
(1)	個別工事の概要	75
(2)	監査の結果及び意見	78
4.	(国) 378 号他 維持管理工事 (温施砂第 110 号)	78
(1)	個別工事の概要	78
(2)	監査の結果及び意見	80
5.	(国) 378 号他 維持管理工事 (温道防減第 351 号の 1)	80
(1)	個別工事の概要	80
(2)	監査の結果及び意見	83
6.	(国) 378 号他 維持管理工事 (温道維第 208 号)	83

(1)	個別工事の概要	83
(2)	監査の結果及び意見	85
7.	愛媛県営総合運動公園 公園災害復旧工事（4 災国補第 6101 号の 3）	85
(1)	個別工事の概要	85
(2)	監査の結果及び意見	88
8.	（二）長尾谷川水系長尾谷川他 河川維持工事（温安緊第 181 号）	88
(1)	個別工事の概要	88
(2)	監査の結果及び意見	90
9.	（主）串内子線 道路災害復旧工事（温補道防減第 358 号の 1）	90
(1)	個別工事の概要	90
(2)	監査の結果及び意見	92
10.	（主）串内子線 道路災害復旧工事（温補道防減第 358 号の 2）	93
(1)	個別工事の概要	93
(2)	監査の結果及び意見	95
11.	（一）篠山公園線他 土木施設年間維持工事（南道維第 4 号）	95
(1)	個別工事の概要	95
(2)	監査の結果及び意見	97
12.	（一）篠山公園線他 土木施設年間維持工事（南河堤緊第 1 号の 1）	97
(1)	個別工事の概要	97
(2)	監査の結果及び意見	99
13.	（一）久良城辺線他 土木施設年間維持工事（砂防減第 147 号の 2）	99
(1)	個別工事の概要	99
(2)	監査の結果及び意見	102
14.	（二）松田川水系（砂）本村 1 他 通常砂防工事（防通砂第 90 号の 1）	102
(1)	個別工事の概要	102
(2)	監査の結果及び意見	104
15.	（一）高茂岬船越線 土砂災害対策道路工事（土対道改第 10 号の 2）	104
(1)	個別工事の概要	104
(2)	監査の結果及び意見	106
16.	（国）197 号他 道路年間維持工事（西道維第 203 号）	107
(1)	個別工事の概要	107
(2)	監査の結果及び意見	109
17.	（国）197 号他 道路年間維持工事（西河維第 3 号）	109
(1)	個別工事の概要	109
(2)	監査の結果及び意見	111
18.	（国）197 号他 道路電気通信施設点検委託業務（西道点検第 301 号の 2）	111

(1)	個別工事の概要	111
(2)	監査の結果及び意見	113
19.	(国) 197 号他 道路年間維持工事 (西補海漂第 1 号の 15)	113
(1)	個別工事の概要	113
(2)	監査の結果及び意見	115
20.	えひめ森林公園基盤整備工事 (森(公)第 4 号)	116
(1)	個別工事の概要	116
(2)	監査の結果及び意見	118
21.	新宮・藤木地区、道場地区 暗渠排水及び付帯その 3 工事 (受注者希望型 ICT モデル工事) (経育新(5)第 3 号他)	118
(1)	個別工事の概要	118
(2)	監査の結果及び意見	120
22.	由良地区 実証圃整備工事 (県単園由 (5) 第 1 号)	120
(1)	個別工事の概要	120
(2)	監査の結果及び意見	122
23.	二神地区 海岸施設維持工事 (県単防二 (5) 第 2 号)	123
(1)	個別工事の概要	123
(2)	監査の結果及び意見	125
24.	南吉井地区 北野田区画整理 (その 1) 工事 (機構関南吉 (4) 第 2 号)	126
(1)	個別工事の概要	126
(2)	監査の結果及び意見	128
25.	関地池地区 用水路改修工事 (水保関 (4) 第 4 号)	129
(1)	個別工事の概要	129
(2)	監査の結果及び意見	131
26.	高の平地区 畑地かんがい施設改修 (その 4) 工事 (育畑高 (5) 第 2 号) ..	132
(1)	個別工事の概要	132
(2)	監査の結果及び意見	134
27.	中山地区 中山池耐震対策(その 1)工事 (震ため中 (5) 第 2 号)	135
(1)	個別工事の概要	135
(2)	監査の結果及び意見	137
28.	桧地区 桧堰付帯工事 (受注者希望型 ICT モデル工事) (河応桧 (5) 第 3 号) ...	
		138
(1)	個別工事の概要	138
(2)	監査の結果及び意見	139
29.	(国) 197 号他 道路年間維持工事 (西安緊第 201 号)	141
(1)	個別工事の概要	141

(2)	監査の結果及び意見	143
30.	(急) 津野浦地区 土木施設安全対策緊急工事 (北安緊第 201 号)	143
(1)	個別工事の概要	143
(2)	監査の結果及び意見	145
31.	(二) 北川水系北川 県単河川局部改良工事 (新単局第 5 号の 1)	146
(1)	個別工事の概要	146
(2)	監査の結果及び意見	147
32.	(主) 壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事 (新施砂第 21 号の 1)	149
(1)	個別工事の概要	149
(2)	監査の結果及び意見	151
33.	(国) 378 号他 土木施設年間維持工事 (東施砂第 502 号の 1)	151
(1)	個別工事の概要	151
(2)	監査の結果及び意見	154
34.	(主) 西条久万線 土砂災害対策道路工事 (土対道改第 1 号の 1)	156
(1)	個別工事の概要	156
(2)	監査の結果及び意見	158
35.	(一) 宇和高山線 土砂災害対策道路工事 (土対道改第 7 号の 1)	158
(1)	個別工事の概要	158
(2)	監査の結果及び意見	160
36.	(国) 378 号 地震防災関連道路緊急整備工事 (東震補道改第 101 号の 1) ...	162
(1)	個別工事の概要	162
(2)	監査の結果及び意見	163
37.	(一) 吉田宇和島線 地震防災関連道路緊急整備工事 (北震道改第 101 号の 1) ..	165
(1)	個別工事の概要	165
(2)	監査の結果及び意見	167
38.	(主) 西条久万線 道路災害復旧工事 (新補道防減第 1 号の 2)	169
(1)	個別工事の概要	169
(2)	監査の結果及び意見	171
39.	(主) 壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事 (新補道防減第 24 号の 1)	172
(1)	個別工事の概要	172
(2)	監査の結果及び意見	174
40.	(主) 壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事 (新道防減第 24 号の 1)	174
(1)	個別工事の概要	174

(2)	監査の結果及び意見	177
41.	(国) 378 号 道路災害復旧工事（東補道防減第 502 号の 1）	178
(1)	個別工事の概要	178
(2)	監査の結果及び意見	180
42.	愛媛中央産業技術専門校服飾モード科実習場外耐震改修工事（建第 13 号の 1）	181
(1)	個別工事の概要	181
(2)	監査の結果及び意見	184
43.	今治土木局他 洪水避難支援体制強化工事（洪援補第 20 号の 1）	184
(1)	個別工事の概要	184
(2)	監査の結果及び意見	186
44.	(二) 関川水系関川 総合流域防災工事（関土加補改第 4 号の 2）	187
(1)	個別工事の概要	187
(2)	監査の結果及び意見	188
45.	(二) 関川水系関川 総合流域防災工事（関土加補改第 4 号の 3）	189
(1)	個別工事の概要	189
(2)	監査の結果及び意見	190
46.	(二) 関川水系関川 総合流域防災工事（関土加補改第 4 号の 4）	191
(1)	個別工事の概要	191
(2)	監査の結果及び意見	192
47.	(重) 三島川之江港(新浜大橋) 港湾局部改良工事（三局第 15-1 号の 1）	192
(1)	個別工事の概要	192
(2)	監査の結果及び意見	195
48.	(一) 岩城環状線他 土木施設年間維持工事（港防第 8 号の 2）	195
(1)	個別工事の概要	195
(2)	監査の結果及び意見	197
49.	(急) 後浜地区 急傾斜地崩壊対策工事（防補急砂第 13 号の 1）	197
(1)	個別工事の概要	197
(2)	監査の結果及び意見	198
50.	(急) 大浜南 A 地区 急傾斜地崩壊対策工事（防補急砂第 10 号の 1）	199
(1)	個別工事の概要	199
(2)	監査の結果及び意見	201
51.	(急) 御三戸北地区 急傾斜地崩壊対策工事（事急砂第 3 号の 1）	201
(1)	個別工事の概要	201
(2)	監査の結果及び意見	203
52.	(一) 猪伏西谷線 土砂災害対策道路工事（土対道改第 4 号の 3）	203

(1)	個別工事の概要	203
(2)	監査の結果及び意見	205
53.	一般国道 440 号 小村トンネル建設工事（防道改第 31 号の 2）	205
(1)	個別工事の概要	205
(2)	監査の結果及び意見	207
54.	国道 441 号 道路改築工事（防補道改第 110 号の 1）	207
(1)	個別工事の概要	207
(2)	監査の結果及び意見	209
55.	国道 441 号 道路改築工事（防道改第 110 号の 1）	209
(1)	個別工事の概要	209
(2)	監査の結果及び意見	211
56.	国道 378 号 道路改築工事（安道改第 20 号の 1）	211
(1)	個別工事の概要	211
(2)	監査の結果及び意見	212
57.	（一）上分三島線 地震防災関連道路緊急整備工事（宇震補道改第 5 号の 1）	213
(1)	個別工事の概要	213
(2)	監査の結果及び意見	215
58.	（一）岩城環状線 他 土木施設年間維持工事（越道防減第 205 号の 3）	215
(1)	個別工事の概要	215
(2)	監査の結果及び意見	217
59.	（主）西条久万線 交通安全施設等整備工事（交通補第 7 号の 2）	218
(1)	個別工事の概要	218
(2)	監査の結果及び意見	220
60.	肱川発電所更新工事（松肱建第 30-1 号）	220
(1)	個別工事の概要	220
(2)	監査の結果及び意見	222
61.	今治西高校 2 号館建具改修外工事（建(教)第 13 号の 1）	223
(1)	個別工事の概要	223
(2)	監査の結果及び意見	226
62.	今治工業高校第 1 教棟外壁改修外工事（建(教)第 14 号の 1）	226
(1)	個別工事の概要	226
(2)	監査の結果及び意見	229
63.	今治特別支援学校第一教棟建具改修外工事（建(教)第 4 号の 1）	229
(1)	個別工事の概要	229
(2)	監査の結果及び意見	232
64.	交通管制センター端末対応装置 I 新設等工事（信第 16 号）	232

(1)	個別工事の概要	232
(2)	監査の結果及び意見	234

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法（以下、「法」とします。）第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

(1) 特定の事件

工事請負費その他の工事に関連する財務事務の執行及び管理について

(2) 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由

令和2年度～4年度の愛媛県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書によると、愛媛県の一般会計の歳出決算の規模は毎年度約7,000億円ですが、工事請負費はこのうちの10%前後となる650億円～760億円の支出がなされています。

また、近年の建設工事を取り巻く経済環境の変化は著しいです。円安の進行、ウッドショックやアイアンショックなどの影響により各種の建設資材物価の上昇は大きく、（一社）建設物価調査会の公表データ（建設資材物価指数（2015年基準））によると基準年となる平成27年と比較して令和6年3月では全国で約3.5割～4割上昇しており、高松の土木部門に至っては5割近い建設資材物価の上昇がみられ、特に令和2年頃から急上昇が始まっています。国土交通省の資料によると、必要な法定福利費相当額の反映を実施するなどの大幅な単価算出手法の変更を行った平成25年度以降11年連続で公共工事設計労務単価の引き上げが実施されており、公共工事における労務費も上昇を続けています。この点、愛媛県ホームページ（「建設工事の契約状況について」（更新日：2024年5月30日））で公表された情報によると、契約金額は消費増税後の令和2年から令和5年で約13%上昇した一方、契約件数は約25%減少しており、物価高騰等の影響を受け1件の契約に必要な予算が増加することにより、1年間に契約ができる件数が減少するなど、愛媛県も公共工事の計画的な執行に支障をきたしていることが予想されます。

さらに、令和6年3月31日で働き方改革関連法の建設業の経過措置期間が終了し、監査対象期の翌年度（令和6年度）からは建設業における「2024年問題」と呼ばれる労働力不足問題が発生してくると予想されています。具体的には、労働時間規制により長時間労働への制限が課されることになり、より多くの労働力が確保できなければ工期が伸びて建設機械等の賃料や管理者の人件費などの工事における固定費が増大する懸念があるとともに、複数の工事の工期が重なりやすくなることで工事業者の人材の余裕が

なくなり、入札へ参加する工事業数者の減少によって入札の競争性が低下することも懸念されます。

以上のように事業実施の環境が厳しさを増す中で、本年度、工事請負費その他の工事に関連する財務事務の執行及び管理について公益性、合規性、経済性、効率性等を視点として監査することは、限られた予算の中でいかに適切に県の公共工事を発注していくかを改めて見直す機会になるため、有意義であると思料しました。

3. 外部監査の対象

原則として、令和5年度の「工事請負費」の執行及び管理に関係した部局・課所から監査の効率や効果を考慮して選定しました。

ただし、必要に応じて令和4年度以前の年度及び令和6年度についても監査対象としました。

4. 外部監査の実施期間

令和6年6月1日から令和7年2月20日まで

5. 監査の着眼点

選定した監査対象に関する財務事務の執行及び管理について、以下の着眼点を踏まえて監査を実施しました。

- (1) 事務の執行及び管理が、関連法令及び規則等に従い適正に整備され、適切に運用されているか。
- (2) 事務の執行及び管理が、公正かつ透明性をもって行われているか。
- (3) 事務の執行及び管理が、目的に適合しており、かつ、効率的に行われているか。
- (4) 事務の執行及び管理が、経済性に配慮して行われているか。
- (5) 工事に係る将来負担や財源の確保を含む中長期の計画が必要に応じて適切に策定・修正され、県政の意思決定における判断材料とされているか。
- (6) 国、他の地方公共団体及び関連団体との連携は適切になされているか。

6. 実施した監査手続等

愛媛県では、工事に係る予算は予算主管課で管理しておりますが、工事の実施に係る資料等は工事を執行した部署に保管されております。また、工事等の入札及び契約の制度に関することは総務部等に、工事等の入札の執行に関すること及び工事等の検査及び成績評定に関することは出納局等によって実施されております。

これらを踏まえて、以下のような監査手続を実施しました。

(1) 資料等の閲覧

工事選定に先立ちまたは工事選定後に、工事に関連する財務事務の執行及び管理に関わりのある根拠法令、条例、規則、要綱、要領その他の規程等を調査し、必要に応じてマニュアル等も入手・閲覧しました。

また、選定された工事を執行した部署、総務部等、出納局等が作成または活用した、工事に関する財務事務の執行及び管理のための以下の資料等を閲覧し検証しました。

- 入札・契約に関する資料等
- 工事の実施に関する資料等
- 支出の事務に関する資料等
- その他工事に関連する資料等

さらに、工事に関する将来計画についても検討するために、計画の基礎となる都市計画や将来にわたる指針等を調査するとともに、選定された計画の所管課が作成または活用した以下の資料等を閲覧し検証しました。

- 個別施設計画（これに相当する計画を含む）
- 個別施設計画に関連するその他の資料等

(2) 所管課へのヒアリング等

工事の全般的事項、個別の工事または計画それぞれの所管課から入手した資料等を基にヒアリング等を実施し、工事または計画の概要を把握するとともに、「5. 監査の着眼点」に照らした検証を実施しました。

7. 外部監査人及び補助者の氏名及び主な資格等

区分	氏名	主な資格等
包括外部監査人	近藤 壮	公認会計士
補助者	吉田 直輝	公認会計士
補助者	高須賀 経	公認会計士
補助者	塚本 秀和	公認会計士

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はありません。

9. 監査結果の指摘及び意見について

本報告書では、違法であるか著しく不当であって是正措置が必要と考える事項を指摘として、他方、違法若しくは著しく不当とまでは言えないものの、是正措置が望まれると考える事項を意見として報告書として取りまとめました。

報告書中の各項目についての計数は、原則として単位未満を四捨五入しています。このため、端数処理の関係で、数値が一致しない場合があります。

第2 監査対象の概要

1. 愛媛県における工事の予算の状況

愛媛県（以下、「県」とします。）の一般会計における普通建設事業費の当初予算の推移は以下の通りです。

普通建設事業費の当初予算の推移

（単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
普通建設事業費	82,843	87,452	81,384	81,485	82,405
うち補助事業費	54,619	61,933	55,832	54,150	54,496
うち単独事業	19,392	16,303	16,631	18,595	19,187
主な県単独事業					
防災・減災施設の整備	4,315	4,250	4,250	4,250	4,417
JR 予讃線の被災箇所復旧支援	242				
県民文化会館の大規模改修	2,034				
窯業技術センターの建替え工事	466				
衛生環境研究所の新築移転		826	1,698		
歴史文化博物館のエレベーター改修		171			
新居浜特別支援学校分校の開設		110			
松山東警察署の建替			880	1,511	
県立学校施設の長寿命化対策			526	1,795	1,471
県庁第二別館の建替				335	2,316
児童・思春期病棟の整備					554

（令和元年度～令和4年度の「当初予算の概要」、令和5年度の「当初予算(案)の概要～計数資料編～」のデータを利用し作成）

2. 県の工事契約の状況

令和元年度から令和5年度までの全部局の工事契約金額の推移は以下の通りです。

全部局の発注工事における落札金額（契約金額）の推移（単位：千円（税込））

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
一般競争入札 （入札後審査型も含む）	43,925,484	45,971,936	42,844,540	53,913,092	55,685,172
指名競争入札	19,101,758	15,145,754	14,552,934	13,836,712	13,617,143
随意契約	127,020	336,506	179,365	230,626	202,044
合計	63,154,262	61,454,196	57,576,839	67,980,430	69,504,359

（県より入手した入札方式別落札率の推移表を利用し作成）

※令和元年度は設計金額250万円超で集計。

3. 監査対象の選定（個別の工事の選定）

（1）県の部局別の工事請負費の状況

令和5年度における県の部局別の工事請負費は以下の通りです。

【一般会計】（単位：千円）

部局名	予算（最終）	支出済額
総務部	2,736,341	2,436,927
企画振興部	0	0
観光スポーツ文化部	244,104	225,334
県民環境部	519,904	259,258
保健福祉部	484,200	484,200
経済労働部	184,598	85,281
農林水産部	19,251,753	11,889,606
土木部	93,041,953	54,566,339
出納局	0	0
人事委員会事務局	0	0
議会事務局	0	0
監査事務局	0	0
労働委員会事務局	0	0
教育委員会事務局	1,321,734	832,469
警察本部	1,159,254	1,032,972
合計	118,943,840	71,812,385

（出典：県作成資料・令和5年度部局別一般会計歳入歳出決算額調書）

【特別会計】

(単位：千円)

会計名	予算（最終）	支出済額
愛媛県災害救助基金特別会計	0	0
愛媛県国民健康保険事業特別会計	0	0
愛媛県母子父子寡婦福祉資金特別会計	0	0
愛媛県中小企業振興資金特別会計	0	0
愛媛県農業改良資金特別会計	0	0
愛媛県国営農業水利事業負担金特別会計	0	0
愛媛県県有林経営事業特別会計	0	0
愛媛県林業改善資金特別会計	0	0
愛媛県沿岸漁業改善資金特別会計	0	0
愛媛県公共用地整備事業特別会計	0	0
愛媛県港湾施設整備事業特別会計	1,894	0
愛媛県用品調達特別会計	0	0
愛媛県自動車集中管理特別会計	0	0
愛媛県公債管理特別会計	0	0
愛媛県奨学資金特別会計	0	0
合計	1,894	0

(出典：県作成資料・令和5年度愛媛県歳入歳出に関する附属書)

【公営企業会計】

(単位：千円)

会計名	予算（最終）	支出済額
愛媛県電気事業会計	645,483	191,619
愛媛県工業用水道事業会計	191,700	113,149
愛媛県病院事業会計	3,104,091	2,700,682
合計	3,941,274	3,005,451

※公営企業会計では「工事請負費」がないため、予算計上している「項」の中で最も相応しいと思われる「水力発電整備費」「給水設備費」「病院設備費」を集計しております。

(出典：県作成資料・令和5年度愛媛県電気事業決算書)

(出典：県作成資料・令和5年度愛媛県工業用水道事業決算書)

(出典：県作成資料・令和5年度愛媛県病院事業決算書)

(2) 監査対象とする工事の選定方法について

近年で締結された工事契約のデータを得るために、各部局に対し、令和5年度に実施された工事に係る令和5年度及び令和4年度以前の発注工事について照会し、回答を得ました。この中から、監査の効果等を考慮し監査対象を選定しました。

各部局からの回答と監査対象の選定結果は、下記の表のとおりです。

部局	予算主管課等	回答件数	選定件数
総務部		8	0
観光スポーツ文化 部		3	0
県民環境部		28	1
保健福祉部		4	0
経済労働部		1	1
農林水産部	農政課	2	0
	農地整備課	265	8
	畜産課	4	0
	林業政策課（林道整備係）	33	0
	森林整備課（治山係）	111	0
	森林整備課（保護緑化係）	6	1
	水産課	11	0
	漁港課	34	0
	（小計）	466	9
土木部	技術企画室	199	4
	河川課（災害）	345	0
	河川課（ダム）	156	0
	河川課（洪援、改良）	891	7
	港湾海岸課	628	2
	砂防課	1,408	9
	道路建設課（道路改築事業）	464	8
	道路建設課（生活道路改良整備事業費）	336	0
	道路建設課（地震防災関連道路緊急整備事業費）	309	3

部局	予算主管課等	回答件数	選定件数
	道路建設課（道路受託事業費）	5	0
	道路建設課（道路橋りょう調査費）	1	0
	道路建設課（原発周辺地域避難等道路整備事業費）	5	0
	道路建設課（原発立地地域道路整備事業費）	6	0
	道路建設課（原子力防災緊急時避難円滑化事業費）	9	0
	道路維持課	1,891	14
	都市整備課	214	1
	建築住宅課（住宅建設費）	6	0
	建築住宅課（住宅管理費）	14	0
	建築住宅課（河川課営繕依頼）	2	0
	建築住宅課（土木管理課営繕依頼）	1	0
	（小計）	6,890	48
公営企業管理局		28	1
教育委員会事務局		19	3
警察本部		68	1
合計		7,515	64

（出典：県提供データに監査人が選定件数を付記して作成）

（※）予算主管課等の課名は令和５年度当時のものです。また、件数１００件未満の部局については課名の記載を省略しております。

(3) 監査の対象とした工事並びにその予算及び事務執行を所管する部課（室）

監査 No (※)	工事番号	道路、河川、 建物等の名称	予算主管課 (室)名	執行機関名
1	温道維第 1 号	(国)317号 他	土木部道路維持課	中予地方局建設部
2	温環第 301 号		土木部技術企画室	
3	砂防減第 119 号 の 1		土木部砂防課	
4	温施砂第 110 号	(国)378号 他	土木部砂防課	中予地方局建設部
5	温道防減第 351 号の 1		土木部道路維持課	
6	温道維第 208 号		土木部道路維持課	
7	4災国補第 6101 号の 3	愛媛県営総合運動公園	土木部都市整備課	中予地方局建設部
8	温安緊第 181 号	(二)長尾谷川水系長尾 谷川 他	土木部技術企画室	中予地方局建設部
9	温補道防減第 358 号の 1	(主)串内子線	土木部道路維持課	中予地方局建設部
10	温補道防減第 358 号の 2		土木部道路維持課	
11	南道維第 4 号	(一)篠山公園線他	土木部道路維持課	愛南土木事務所
12	南河堤緊第 1 号 の 1		土木部河川課	
13	砂防減第 147 号 の 2	(一)久良城辺線他	土木部砂防課	愛南土木事務所
14	防通砂第 90 号の 1	(二)松田川水系 (砂) 本村1他	土木部砂防課	愛南土木事務所
15	土対道改第 10 号 の 2	(一)高茂岬船越線	土木部道路建設課	愛南土木事務所
16	西道維第 203 号	(国)197号 他	土木部道路維持課	八幡浜土木事務所
17	西河維第 3 号		土木部河川課	
18	西道点検第 301 号の 2		土木部道路維持課	

監査 No (※)	工事番号	道路、河川、 建物等の名称	予算主管課 (室)名	執行機関名
19	西補海漂第1号 の15	石見海岸	県民環境部 循環型社会推進課	八幡浜土木事務所
20	森(公)第4号	えひめ森林公園	農林水産部 森林整備課	森林整備課
21	経育新(5)第3号 他	新宮・藤木地区、道場地区	農林水産部農地整備課	東予地方局農村整備課
22	県単園由(5)第1号	由良地区	農林水産部農地整備課	中予地方局農村整備第一課
23	県単防二(5)第2号	二神地区	農林水産部農地整備課	中予地方局農村整備第一課
24	機構関南吉(4)第2号	南吉井地区	農林水産部農地整備課	中予地方局農村整備第二課
25	水保関(4)第4号	関地池地区	農林水産部農地整備課	八幡浜支局農村整備第一課
26	育畑高(5)第2号	高の平地区	農林水産部農地整備課	南予地方局農村整備課
27	震ため中(5)第2号	中山地区	農林水産部農地整備課	南予地方局農村整備課
28	河応桧(5)第3号	桧地区	農林水産部農地整備課	南予地方局農村整備課
29	西安緊第201号	(国)197号 他	土木部技術企画室	八幡浜土木事務所
30	北安緊第201号	(急)津野浦地区	土木部技術企画室	南予地方局建設部
31	新単局第5号の1	(二)北川水系 北川	土木部河川課	東予地方局建設部
32	新施砂第21号の1	(主)壬生川新居浜野田線 他	土木部砂防課	東予地方局建設部
33	東施砂第502号の1	(国)378号 他	土木部砂防課	西予土木事務所
34	土対道改第1号の1	(主)西条久万線	土木部道路建設課	東予地方局建設部
35	土対道改第7号の1	(一)宇和高山線	土木部道路建設課	西予土木事務所

監査 No (※)	工事番号	道路、河川、 建物等の名称	予算主管課 (室)名	執行機関名
36	東震補道改第 101 号の 1	(国)378号	土木部道路建設課	西予土木事務所
37	北震道改第 101 号の 1	(一)吉田宇和島線	土木部道路建設課	南予地方局建設部
38	新補道防減第 1 号の 2	(主)西条久万線	土木部道路維持課	東予地方局建設部
39	新補道防減第 24 号の 1	(主)壬生川新居浜野田 線 他	土木部道路維持課	東予地方局建設部
40	新道防減第 24 号 の 1		土木部道路維持課	
41	東補道防減第 502 号の 1	(国)378号	土木部道路維持課	西予土木事務所
42	建第 13 号の 1	愛媛中央産業技術専門 校服飾モード科実習場 外	経済労働部 労政雇用課	建築住宅課
43	洪援補第 20 号の 1	今治土木局	土木部河川課	河川課
44	関土加補改第 4 号の 2	(二)関川水系関川	土木部河川課	四国中央土木事務 所
45	関土加補改第 4 号の 3		土木部河川課	
46	関土加補改第 4 号の 4		土木部河川課	
47	三局第 15-1 号の 1	(重)三島川之江港(新浜 大橋)	土木部港湾海岸課	四国中央土木事務 所
48	港防第 8 号の 2	(一)岩城環状線 他	土木部港湾海岸課	今治土木事務所
49	防補急砂第 13 号 の 1	(急)後浜地区	土木部砂防課	今治土木事務所
50	防補急砂第 10 号 の 1	(急)大浜南A地区	土木部砂防課	今治土木事務所
51	事急砂第 3 号の 1	(急)御三戸北地区	土木部砂防課	久万高原土木事務 所

監査 No (※)	工事番号	道路、河川、 建物等の名称	予算主管課 (室)名	執行機関名
52	土対道改第 4 号 の 3	(一)猪伏西谷線	土木部道路建設課	久万高原土木事務所
53	防道改第 31 号の 2	(国)440号	土木部道路建設課	久万高原土木事務所
54	防補道改第 110 号の 1	(国)441号	土木部道路建設課	大洲土木事務所
55	防道改第 110 号 の 1		土木部道路建設課	
56	安道改第 20 号の 1	(国)378号	土木部道路建設課	大洲土木事務所
57	宇震補道改第 5 号の 1	(一)上分三島線	土木部道路建設課	四国中央土木事務所
58	越道防減第 205 号の 3	(一)岩城環状線 他	土木部道路維持課	今治土木事務所
59	交通補第 7 号の 2	(主)西条久万線	土木部道路維持課	久万高原土木事務所
60	松肱建 第 30-1 号	肱川発電所	公営企業管理局	公営企業管理局
61	建(教)第 13 号の 1	今治西高校 2 号館	教育委員会事務局 高校教育課	建築住宅課
62	建(教)第 14 号の 1	今治工業高校第 1 教棟 外	教育委員会事務局 高校教育課	建築住宅課
63	建(教)第 4 号の 1	今治特別支援学校第一 教棟	教育委員会事務局 高校教育課	建築住宅課
64	信第 16 号	交通管制センター	警察本部	警察本部

(出典：県回答選定用データから監査人が転記して作成)

(※) 予算主管課名、執行機関名は令和 5 年度当時のものです。

(※)「監査 No」は、「第 5 個別の工事についての監査結果及び意見」における記載順の番号です。

第3 監査の結果及び意見（総括）

1. 総括

監査の結果、「2. 監査意見（指摘事項及び意見）の一覧」のとおり2項目の指摘事項と132項目の意見を報告します。その中で主なものについては、「3. 監査の結果及び意見の要約」として内容別にまとめて記載しています。大きな項目として、「(1) 他団体との連携について」、「(2) 高落札率及び1者応札について」及び「(3) 個別施設計画について」にまとめ、その中に小さな項目を設けて整理しています。

2. 監査意見（指摘事項及び意見）の一覧

指摘事項及び意見の一覧は次のとおりです。下表の「No」は監査意見に付した番号、「要約 No.」は本章の「3. 監査の結果及び意見の要約」で該当する項目番号です。

指摘事項			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
1		(国) 378 号他 土木施設年間維持工事(東施砂第 502 号の 1)	随意契約採用に伴う「理由書」未作成について
2		同上	随意契約採用に伴う「建設事業総合管理システム」への対応誤りについて

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
1		「公共工事の円滑な施工確保について」による国からの要請への対応	工事契約の分割等のルールの設定
2		同上	速やかな繰越手続の活用
3		同上	I C T 化による工事に関する紙資料の削減について
4	(1) ①	同上	地域の発注機関とのより一層の連携について
5	(2) ①	高落札率の工事契約について	高落札率の要因分析と要因の排除
6	(2) ①	同上	地域別や工種別等の属性ごとの落札率の推移の検証
7	(2) ②	同上	1 者応札の原則容認の再検討
8	(2) ①	同上	1 者応札の原因分析と改善方策の実施
9	(2) ②	同上	入札後審査型一般競争入札の対象範囲及び等級格付けの見直しについて
10		同上	入札参加資格・指名基準における「地域要件」の理由の文書化及びルールの明文化

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
11	(2) ②	予定価格の事前公表について	予定価格の事前公表の取りやめの検討について
12	(1) ②	PPP/PFI に関する取組み	実施中の PFI 事業に関する評価
13	(1) ②	同上	優先的検討規程における対象事業の例外の判断について
14	(1) ②	同上	PPP/PFI の研修等の参加率の上昇や研修頻度の増加の促進
15	(1) ①	同上	県下の発注機関との共同発注等を目指した協議の実施について
16	(1) ②	地域維持型契約方式について	発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでない年間維持工事契約について
17	(1) ②	同上	複数年に渡る契約の検討
18	(3)	個別施設計画について	個別施設計画の数値計画の記載について
19	(3)	同上	主要な施設工事の計画の年度ごとの記載について
20	(3)	同上	主要な施策や計画に対する結果等の記載について
21	(3)	同上	個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の計画更新について
22	(3)	同上	個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の公開について
23	(3)	同上	公表される評価結果の根拠の明確化について
24	(3)	同上	耐震工事計画の期間の説明不足について
25	(3)	同上	設備の対策費用の数値計画の記載について
26	(3)	同上	健全性や収益性を示す指標の追加について
27	(3)	同上	計画及び実績における各数値の関連性の説明不足について
28	(3)	同上	計画策定時の根拠資料の明確化について
29		モニタリングについて	モニタリングにおけるリスク評価の実施とモニタリング資源の優先配分（リスクアプローチ）の実施
30		同上	特にリスクが高い工事と認定された工事に対する多角的な検証の推奨
31		同上	モニタリングの実施結果への対応
32		同上	モニタリングの実施報告書の結果記載の標準化
33		その他全般的事項	土木工事に係る庁内のルール及びマニュアル・ガイドラインに記載された工事関連資料に対する研修の不足

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
34		同上	公表された入札結果の基礎データの保存の不備について
35	(2) ①	(国) 317 号他 維持管理工事 (温道維第 1 号)	高落札率の要因分析について
36	(2) ①	(国) 378 号他 維持管理工事 (温道維第 208 号)	高落札率の要因分析について
37	(2) ①	(二) 長尾谷川水系長尾谷川他 河川維持工事 (温安緊第 181 号)	高落札率の要因分析について
38		(主) 串内子線 道路災害復旧工事 (温補道防減第 358 号の 1)	工事完成図書に関するチェックリストの証跡不備について
39	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
40	(2) ①	(主) 串内子線 道路災害復旧工事 (温補道防減第 358 号の 2)	高落札率の要因分析について
41	(2) ①	(一) 篠山公園線他 土木施設年間維持工事 (南道維第 4 号)	高落札率の要因分析について
42		(二) 松田川水系 (砂) 本村 1 他 通常砂防工事 (防通砂第 90 号の 1)	入札参加資格確認申請書の網羅的な提出について
43		(一) 高茂岬船越線 土砂災害対策道路工事 (土対道改第 10 号の 2)	指名業者選定基準について
44	(2) ①	(国) 197 号他 道路年間維持工事 (西道維第 203 号)	高落札率の要因分析について
45	(2) ①	(国) 197 号他 道路年間維持工事 (西河維第 3 号)	高落札率の要因分析について
46		新宮・藤木地区、道場地区 暗渠排水及び付帯その 3 工事 (受注者希望型 ICT モデル工事) (経育新(5)第 3 号他)	工事請負契約書への対応について
47		由良地区 実証圃整備工事 (県単園由 (5) 第 1 号)	工事執行伺の管理方法について
48		同上	契約保証について
49		同上	指名競争入札における入札不着者の取扱いについて
50	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
51		二神地区 海岸施設維持工事 (県単防二 (5) 第 2 号)	工事執行伺の管理方法について
52		同上	指名競争入札における入札不着者の取扱いについて
53	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
54		南吉井地区 北野田区画整理 (その 1) 工事 (機構関南吉	工事執行伺の管理方法について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
		(4) 第2号)	
55		同上	指名競争入札における入札不着者の取扱いについて
56	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
57		関地池地区 用水路改修工事 (水保関 (4) 第4号)	工事執行伺の管理方法について
58		同上	下請負予定届出書における下請負予定額の未記入について
59	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
60		高の平地区 畑地かんがい施設改修 (その4) 工事 (育畑高 (5) 第2号)	工事完成図書に関するチェックリストの様式について
61		同上	工事執行伺の管理方法について
62		同上	入札辞退届の傾向分析について
63		同上	入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて
64		中山地区 中山池耐震対策 (その1) 工事 (震ため中 (5) 第2号)	「下請施行について (通知)」チェックリストの様式について
65		同上	工事執行伺の管理方法について
66		同上	入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて
67		同上	入札辞退届の傾向分析について
68	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
69		桧地区 桧堰付帯工事 (受注者希望型 ICT モデル工事) (河応桧 (5) 第3号)	「工事履行報告書」について
70		同上	工事執行伺の管理方法について
71		同上	入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて
72		同上	入札辞退届の傾向分析について
73		同上	指名競争入札における入札不着者の取扱いについて
74	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
75		(急) 津野浦地区 土木施設安全対策緊急工事 (北安緊第201号)	工事執行伺の決裁日付記載漏れについて
76		同上	工事執行伺の管理方法について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
77		同上	入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて
78		同上	入札辞退届の傾向分析について
79		(二) 北川水系北川 県単河川局部改良工事(新単局第 5 号の 1)	「理由書」に記載の根拠条文について
80		同上	「工事延期願」の記載内容について
81		同上	「工事着手時確認チェックシート」について
82		同上	工事執行伺の管理方法について
83		同上	入札辞退届の傾向分析について
84		同上	「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて
85		(国) 378 号他 土木施設年間維持工事 (東施砂第 502 号の 1)	工事執行伺の管理方法について
86	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
87		(主) 西条久万線 土砂災害対策道路工事(土対道改第 1 号の 1)	工事執行伺の管理方法について
88		同上	「理由書」に記載の根拠条文について
89		(一) 宇和高山線 土砂災害対策道路工事(土対道改第 7 号の 1)	「工事延期願」の記載内容について
90		同上	工事執行伺の管理方法について
91		同上	「理由書」に記載の指名競争入札採用の根拠について
92		同上	「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて
93		(国) 378 号 地震防災関連道路緊急整備工事 (東震補道改第 101 号の 1)	「理由書」に記載の指名競争入札採用の根拠について
94		同上	工事執行伺の管理方法について
95		同上	入札辞退届の傾向分析について
96		同上	「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて
97	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
98		(一) 吉田宇和島線 地震防災関連道路緊急整備工事 (北震道改第 101 号の 1)	「工事履行報告書」の提出について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
99		同上	工事執行伺の管理方法について
100		同上	入札参加資格条件等決定書の審査実施者の記載漏れについて
101		同上	入札辞退届の傾向分析について
102		同上	指名競争入札における入札不着者の取扱いについて
103		(主) 西条久万線 道路災害復旧工事(新補道防減第1号の2)	工事執行伺の管理方法について
104		同上	「理由書」に記載の根拠条文について
105		同上	「工事延期願」を利用した「工期変更」承認手続きについて
106		(主) 壬生川新居浜野田線他土木施設年間維持工事(新道防減第24号の1)	「理由書」に記載の根拠条文について
107		同上	工事執行伺の管理方法について
108	(2) ①	同上	高落札率の要因分析について
109		(国) 378号 道路災害復旧工事(東補道防減第502号の1)	工事執行伺の管理方法について
110		同上	「理由書」に記載の指名競争入札採用の根拠について
111		同上	「工事延期願」の提出について
112		同上	「工事履行報告書」について
113	(2) ①	愛媛中央産業技術専門校服飾モード科実習場外耐震改修工事(建第13号の1)	高落札率の要因分析について
114	(2) ①	今治土木局他 洪水避難支援体制強化工事(洪援補第20号の1)	高落札率の要因分析について
115		同上	入札前の工事内容の見積もりについて
116	(2) ①	(二) 関川水系関川 総合流域防災工事(関土加補改第4号の2)	高落札率の要因分析について
117	(2) ①	(重) 三島川之江港(新浜大橋) 港湾局部改良工事(三局第15-1号の1)	高落札率の要因分析について
118		同上	工事の一部を下請先に発注する場合の書類の記載について
119	(2) ①	(急) 後浜地区 急傾斜地崩壊対策工事(防補急砂第13号の1)	高落札率の要因分析について

意見			
No	要約 No	全般的事項又は個別工事の名称	タイトル
120		同上	前金払及び中間前金払に係る協議の実施について
121	(2) ①	(急) 御三戸北地区 急傾斜地崩壊対策工事(事急砂第 3 号の 1)	高落札率の要因分析について
122	(2) ①	(一) 猪伏西谷線 土砂災害対策道路工事(土対道改第 4 号の 3)	高落札率の要因分析について
123	(2) ①	国道 441 号 道路改築工事(防補道改第 110 号の 1)	高落札率の要因分析について
124	(2) ①	国道 441 号 道路改築工事(防道改第 110 号の 1)	高落札率の要因分析について
125	(2) ①	(主) 西条久万線 交通安全施設等整備工事(交通補第 7 号の 2)	高落札率の要因分析について
126	(2) ①	肱川発電所更新工事 (松肱建第 30-1 号)	高落札率の要因分析について
127		同上	工事の一部を下請先に発注する場合の書類の記載について
128	(2) ①	今治西高校 2 号館建具改修外工事 (建(教)第 13 号の 1)	高落札率の要因分析について
129		同上	入札条件の設定について
130	(2) ①	今治工業高校第 1 教棟外壁改修外工事 (建(教)第 14 号の 1)	高落札率の要因分析について
131		同上	入札条件の設定について
132	(2) ①	今治特別支援学校第一教棟建具改修外工事(建(教)第 4 号の 1)	高落札率の要因分析について

3. 監査の結果及び意見の要約

監査意見の一覧のうち、主な事項を以下に要約しました。

(1) 他団体との連携について

① 県下の発注機関との連携について

意見	全般的事項	タイトル
4	「公共工事の円滑な施工確保について」による国からの要請への対応	地域の発注機関とのより一層の連携について
15	PPP/PFI に関する取組み	県下の発注機関との共同発注等を目指した協議の実施について

地域の発注機関との連携は一定程度されてはおりますが、発注機関側が所有や管轄の枠を超えて連携し、共同して発注・管理する段階には至っておりませんでした。

公共工事を受注する事業者は年々少なくなっており、発注機関側も予算の制約が厳しくなる中で1件当たりの公共工事に係る費用は近年急速に増加してきておりますので、効率的かつ経済的な事務事業の執行及び管理が望まれるところです。

次に述べる官民連携(PPP/PFI)においても、発注規模を大きくすることで民間のノウハウを生かしやすくなり、そのメリットをより多く享受できる可能性があることから、合わせて検討いただくことが望ましいです。

② 官民連携(PPP/PFI)について

意見	全般的事項	タイトル
12	PPP/PFI に関する取組み	実施中の PFI 事業に関する評価
13	同上	優先的検討規程における対象事業の例外の判断について
14	同上	PPP/PFI の研修等の参加率の上昇や研修頻度の増加の促進
16	地域維持型契約方式について	発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでない年間維持工事契約について
17	同上	複数年に渡る契約の検討

官民連携(PPP/PFI)には様々なパターンがあり、指定管理者制度も PPP の一種とされますが、PFI (PFI 法に基づき、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術

的能力を活用して行う手法)については過去実績が1件のみであり、10年近く新しい案件が成立しておりません。このため、PFIに係る事務の執行及び管理について監査を行ったところ、その中で、実施中のPFI事業の評価に関する改善点、優先的検討規程における対象事業の例外の判断に関する改善点、官民連携(PFP/PFI)に係る研修等に関する改善点が発見されました。

また、地域維持型契約方式は公共設備の維持のために地域建設企業の共同体へ一定地域の公共工事等を一括して契約するという包括的民間委託の一形態で、官民連携の一種とされております。地域維持型契約方式で契約する工事等は個々の工事では規模が小さい、工事環境等の条件が悪いなど単独工事では契約成立も期待しづらい案件がほとんどであるため、県が実施する地域維持型契約方式(年間維持工事契約)では毎年度同一の事業者(共同事業体もしくは協同組合)が高落札率で受注する状況が続いており、可能な範囲で現状を改善する施策を検討することが望ましいです。

(2) 高落札率及び1者応札について

① 落札率及び1者応札の分析について

意見	全般的事項又は工事の名称	タイトル
5	高落札率の工事契約について	高落札率の要因分析と要因の排除
6	同上	地域別や工種別等の属性ごとの落札率の推移の検証
8	同上	1者応札の原因分析と改善方策の実施
35	(国) 317号他 維持管理工事(温道維第1号)	高落札率の要因分析について
36	(国) 378号他 維持管理工事(温道維第208号)	同上
37	(二) 長尾谷川水系長尾谷川他 河川維持工事(温安緊第181号)	同上
39	(主) 串内子線 道路災害復旧工事(温補道防減第358号の1)	同上
40	(主) 串内子線 道路災害復旧工事(温補道防減第358号の2)	同上
41	(一) 篠山公園線他 土木施設年間維持工事(南道維第4号)	同上
44	(国) 197号他 道路年間維持工事(西道維第203号)	同上
45	(国) 197号他 道路年間維持工事(西河維第3号)	同上

意見	全般的事項又は工事の名称	タイトル
50	由良地区 実証圃整備工事（県単園由（５）第１号）	同上
53	二神地区 海岸施設維持工事（県単防二（５）第２号）	同上
56	南吉井地区 北野田区画整理（その１）工事（機構関南吉（４）第２号）	同上
59	関地池地区 用水路改修工事（水保関（４）第４号）	同上
68	中山地区 中山池耐震対策（その１）工事（震ため中（５）第２号）	同上
74	桧地区 桧堰付帯工事（受注者希望型 ICT モデル工事）（河応桧（５）第３号）	同上
86	（国）378 号他 土木施設年間維持工事（東施砂第 502 号の 1）	同上
97	（国）378 号 地震防災関連道路緊急整備工事（東震補道改第 101 号の 1）	同上
108	（主）壬生川新居浜野田線他 土木施設年間維持工事（新道防減第 24 号の 1）	同上
113	愛媛中央産業技術専門校服飾モード科実習場外耐震改修工事（建第 13 号の 1）	同上
114	今治土木局他 洪水避難支援体制強化工事（洪援補第 20 号の 1）	同上
116	（二）関川水系関川 総合流域防災工事（関土加補改第 4 号の 2）	同上
117	（重）三島川之江港（新浜大橋） 港湾局部改良工事（三局第 15-1 号の 1）	同上
119	（急）後浜地区 急傾斜地崩壊対策工事（防補急砂第 13 号の 1）	同上
121	（急）御三戸北地区 急傾斜地崩壊対策工事（事急砂第 3 号の 1）	同上
122	（一）猪伏西谷線 土砂災害対策道路工事（土対道改第 4 号の 3）	同上
123	国道 441 号 道路改築工事（防補道改第 110 号の 1）	同上

意見	全般的事項又は工事の名称	タイトル
124	国道 441 号 道路改築工事（防道改第 110 号の 1）	同上
125	（主）西条久万線 交通安全施設等整備工事（交通補第 7 号の 2）	同上
126	肱川発電所更新工事（松肱建第 30-1 号）	同上
128	今治西高校 2 号館建具改修外工事（建（教）第 13 号の 1）	同上
130	今治工業高校第 1 教棟外壁改修外工事（建（教）第 14 号の 1）	同上
132	今治特別支援学校第一教棟建具改修外工事（建（教）第 4 号の 1）	同上

公共工事を取り巻く環境が大きく変化している中で、様々な理由により工事契約の落札率は 10 年以上前と比較して高い水準となっております。このような中、より経済的な事務事業の執行及び管理をしていくためには、高落札率や 1 者応札となる工事の実態をより適切に把握して、県全体として適した制度設計を模索し続けることが望ましいと考えられます。

そのためには、個別の工事を取り扱う部署及び工事業者などから高落札率となる理由や 1 者応札となる理由を拾い上げて取りまとめる必要があります、また工種や地域などの属性による相違を踏まえた効果的な実態調査に努めることが望ましいです。

② 落札率及び 1 者応札の改善について

意見	全般的事項	タイトル
7	高落札率の工事契約について	1 者応札の原則容認の再検討
9	同上	入札後審査型一般競争入札の対象範囲及び等級格付けの見直しについて
11	予定価格の事前公表について	予定価格の事前公表の取りやめの検討について

落札率が高くなる理由は様々ですが、採用する制度の改廃や新制度の採用によって改善が可能であれば、例え過去において良いと判断した制度であっても環境の変化によって見直しが必要になることもあります。

県においても公共工事に係る制度の見直しは毎年度実施されておりますが、長らく採用されてきた制度の中で改廃により大きな影響があるものについて取り上げました。改廃によるメリットもデメリットもあるためそれらの比較考量が必要ですが、環境の変化によってそれらに対する考え方や評価も変わってきていることから、再検討の実施が望ましいです。

(3) 個別施設計画について

意見	全般的事項	タイトル
18	個別施設計画について	個別施設計画の数値計画の記載について
19	同上	主要な施設工事の計画の年度ごとの記載について
20	同上	主要な施策や計画に対する結果等の記載について
21	同上	個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の計画更新について
22	同上	個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の公開について
23	同上	公表される評価結果の根拠の明確化について
24	同上	耐震工事計画の期間の説明不足について
25	同上	設備の対策費用の数値計画の記載について
26	同上	健全性や収益性を示す指標の追加について
27	同上	計画及び実績における各数値の関連性の説明不足について
28	同上	計画策定時の根拠資料の明確化について

本年度の監査においては、県有施設のうち「インフラ施設」としては「道路施設」、「公営企業施設」としては「電気事業施設」を対象として個別施設計画を検討いたしましたところ、計画の記載内容、更新及び公表に関する意見をいくつか出すに至りました。

昨年度の愛媛県包括外部監査において、県有施設のうち「一般建築物」に係る個別施設計画を取り扱っており、その監査意見を踏まえて個別施設計画の基となる「愛媛県公共施設等総合管理計画」が来年度改訂される予定となっておりますので、本年度の監査意見と合わせた改訂案の検討が望ましいです。

第4 工事の全般的事項についての監査結果及び意見

1. 「公共工事の円滑な施工確保について」による国からの要請への対応

(1) 「公共工事の円滑な施工確保について」の概要

本報告書作成に先立つ予備的調査の段階から、重点的に調査すべき工事に関連する全般的事項を把握するため、「公共工事の円滑な施工確保について」（令和5年11月30日付総行第512号、国不入企第24号総務省自治行政局長・国土交通省不動産・建設経済局長。以下、「国要請通知」とします。）による国からの要請に対する県の対応状況について質問を中心にした監査手続を実施いたしました。

「公共工事の円滑な施工確保について」における国から地方公共団体あての要請事項の概要は以下の通りです。

1	計画的な発注・中長期的な公共工事の発注の見通しの作成・公表
①	中長期的な見通しのもとでの、安定的・持続的な公共投資の確保 (国要請通知 記1 関係)
②	計画的な発注や中長期的な公共工事の発注の見通しの作成及び公表 (国要請通知 記1 関係)
2	適正な価格による契約
(1) 予定価格の適正な設定	
①	市場における最新の実勢価格のほか、法定福利費等を反映した適正な積算 (国要請通知 記2 (1) 関係)
(2) ダンピング対策の強化	
①	低入札価格調査制度等の導入・適切な活用の徹底及び算定方式等の見直し (国要請通知 記2 (2) 関係)
②	入札金額内訳書の確認の実施徹底 (国要請通知 記2 (2) 関係)
(3) 施工条件の適切な明示と必要となる経費の計上	
①	設計図書への適切な施工条件（自然条件を含む）の明示と積算内容との整合 (国要請通知 記2 (3) 関係)
(4) 設計変更・契約変更等の適切な実施	
①	施工条件と現場の不一致等、必要と認められる場合の適切な設計図書の変更（国要請通知 記2 (4) 関係）
②	工事内容の変更や契約後の資材や労務費の高騰等による請負代金や工期の変更が必要な場合の契約変更の実施（国要請通知 記2 (4) 関係）

③	設計変更ガイドラインの策定・公表及び契約事項としての取扱い (国要請通知 記2(4)関係)
3	適正な工期設定、施工時期の平準化
①	令和6年度からの時間外労働上限規制適用を見据え、「工期に関する基準」等に基づいた週休2日前提の適正な工期設定 (国要請通知 記3関係)
②	週休2日等を考慮した労務費や機械経費等を請負代金に適切に反映 (国要請通知 記3関係)
③	猛暑日(WBGT値31以上)を考慮した工期設定 (国要請通知 記3関係)
④	建設業許可部局との連携による都道府県から管内市区町村等への働きかけ (国要請通知 記3関係)
⑤	債務負担行為の活用、財政部局や農林・教育等の部局を含めた緊密な連携・取組の推進等による施工時期の平準化 (国要請通知 記5関係)
4	地域の建設業団体等との緊密な連携
①	地域の建設業団体等との意見交換等を通じた緊密な連携により、公共工事の受注環境等の把握、工事の円滑な発注や入札契約の適正化等に努める (国要請通知 記11関係)
5	調査及び設計の円滑な実施
①	公共工事に関する調査・設計の入札契約に関して、工事と同様の取組の実施(国要請通知 記12関係)
6	急激な物価変動等を反映した適正な請負代金・工期の確保
①	積算に用いる資材単価の適時の改定や必要に応じた見積書の活用 (国要請通知 記4関係)
②	最新の公共工事設計労務単価の早期活用や発注手続き中の工事への適用 (国要請通知 記4関係)
③	受注者の責によらない資材納期の遅延に対する工期延期などの実施 (国要請通知 記4関係)
④	スライド条項の運用基準の策定とスライド条項の設定・運用、適用 (国要請通知 記4関係)
7	技術者・技能者等の効率的活用
(1) 地域の実情等に応じた適切な規模での発注	
①	複数工区の一括発注や発注ロットの拡大、JV制度の活用 (国要請通知 記6(1)関係)
(2) 技術者の専任等に係る取扱い	

①	最新マニュアルに基づく技術者の専任等に関する規制への適切な対応 (国要請通知 記6(2) 関係)
(3) J V制度の活用について	
①	共同企業体運用準則に従った共同企業体運用基準の策定・公表・活用 (国要請通知 記6(3) 関係)
②	共同企業体運用基準に基づいた共同企業体(J V)の活用 (国要請通知 記6(3) 関係)
③	大規模災害の被災地域における復旧・復興J Vの活用 (国要請通知 記6(3) 関係)
8	入札契約手続の迅速化等
①	入札公告等の準備行為の前倒し、総合評価落札方式における提出資料の簡素化、事業執行の効率化等に資する適切な規模での発注 (国要請通知 記7 関係)
②	災害復旧事業における随意契約や指名競争入札方式の活用 (国要請通知 記7 関係)
9	地域の建設業者の受注機会の確保・技能者の就労環境改善等
(1) 受注機会の確保等	
①	地域要件の設定や、地域精通度等の適切な企業評価による受注機会の確保(国要請通知 記8 関係)
②	着工に必要な人員等の円滑な確保のため、前金払の迅速かつ円滑な実施 (国要請通知 記9 関係)
(2) 技能者の就労環境の改善	
①	社会保険未加入業者の排除、法定福利費を内訳明示した請負代金内訳書の確認等による適切な水準の賃金や法定福利費の支払の促進 (国要請通知 記10 関係)
10	入札契約手続及び工事に係る書類の簡素化・電子化
①	電子入札システムや情報共有システム(A S P)等のシステム整備等により、入札・契約に関する書類や工事関係書類の簡素化・I T化(電子化)等に努める。(国要請通知 記13 関係)

上記に関する質問及び回答の詳細は、紙面の都合上割愛いたしますが、質問及び回答を通じて把握され、報告すべきと監査人が判断した論点について、以下の「(2) 監査の結果及び意見」に記載いたします。

(ただし、次項(「2. 高落札率の工事契約について」以降に記載するものを除きます。)

(2) 監査の結果及び意見

① 工事契約の分割等のルールの設定（意見１）

「愛媛県議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」によると、議会承認を要する工事は予定価格５億円以上の契約を対象としておりますが、建物一棟の一連の工事を４つの契約に分け、本体工事約４億２千万円、付随する電気設備工事や空調設備工事等が約４千万～約７千万円で、予定価格の合計が約６億円となる工事がありました。これらは契約の始期は異なるものもありますが終期が統一されており、同一の工事環境の中で実施される契約であると考えられるため、付随工事の契約業者は本体工事の契約業者の工事スケジュール等に大きな影響を受けると考えられます。

当該契約についてなぜこのような工事の分割がなされているかを県に質問したところ、建物一棟の工事の場合、従来から本体工事と設備工事を分けて発注をかけているため、とのことでありましたが、確かに令和５年度の他の大規模工事において同様の分割をする事例は見受けられたものの、当時、県には工事の契約をこのように分割するルールは存在せず、規模の小さい工事では一括で発注することもあるとのことで一貫性がないと感じるものでした。このような分離発注の背景としては、国の発注が似たような分離発注を原則としていることや国の地方公共団体への要請として中小企業者の受注機会の増大を図るため分離発注を推進していることがあるようです。

しかし、適切な承認過程を経て策定されたルールに基づかない契約の分割は議会を含め承認を実施すべき決裁権限者を回避しうる行為であることから、分離発注はある程度制限的に行われることが望ましいと考えられます。なお、総務部では、令和６年度に「分割発注の考え方」を整理し、これを基本として個々の案件に応じて審査会等で審議のうえ決定し、発注を行っているとのことです。

② 速やかな繰越手続の活用（意見２）

今年度の監査を実施する中で、年度末付近で入札し契約を結ぶ工事があり、そのような工事では年度末までの短期間で工期で契約を設定したうえで、翌年度に工期変更を行う変更契約を実施しているという事実が散見されました。原因としては国の補助がない県単独事業において、早期発注に努めていても、工事の発注の前に現地調査、測量、設計、用地測量、用地買収、登記といった過程を経るため工事によっては発注までに時間を要することがあり、やむなく翌年度への予算繰越に関する議会承認を３月頃に実施することがあるためとのことでした。

ここで、国は、悪天候や用地の関係など、年度内に支出が終わらないやむを得ない事由が発生した場合には、年度末を待つことなく速やかに繰越手続を開始し受注者が余裕をもって人材・資機材のやりくりを行えるように要請しておりますところ（「地方公共団体における平準化の推進 さしすせそ事例集【第４版】」（国土交通省・令和２年４月））、年度内の工事完成が難しくなった際に速やかに繰越手続を行うことは、当初から年度末を跨ぐ工事契約を可能とする方策であることから、県においても可能な限り早期に繰越手続を活用することが望ましいで

す。

③ ICT化による工事に関する紙資料の削減について（意見3）

県全体では紙資料の削減に取り組んでいる中、契約資料を含めてほとんどの部署の工事関連資料が電子化されておりました。この点について、県に質問をしたところ、県では平成19年から図面・写真等の成果物を電子で納める電子納品の全面実施を行っており、また、情報共有システム（ASP）は、平成30年からの試験導入を経て昨年度から受注者希望型として試行を開始したところであるとのことでしたが、中小建設業者はICTに不慣れな業者も多いため、今後は業界の意見を聴きながら、発注者指定型として対象工事規模を拡大して本格導入を進める方針であるとのことでした。また、電子契約システムについて、契約時の紙資料の削減及び事務手続きの簡素化を目的に、令和7年度以降での全面導入を検討しているとのことでした。

この点、平成19年から図面・写真等の成果物を電子で納める電子納品の全面実施ができていたことを考えれば、情報共有システム（ASP）や電子契約システムの検討などをもっと早くに進め、すでに大部分の紙資料は減らせていた可能性は高いと考えられます。全国的にもICT化が急速に進んでおり、また、紙資料の削減により保管場所を減らし、ICT化で業務量の削減にもつながる可能性もあるため、積極的なICT化を進めることが望ましいです。

④ 地域の発注機関とのより一層の連携について（意見4）

四国地方公共工事品質確保推進協議会の愛媛県部会で入札契約適正化法に基づく適正化指針と同様の公共工事に係る論点について協議し、アンケート調査をしていたり、共通するテーマに関する研修等の開催で市町の担当者を招いていたなど、県として地域の発注機関との連携が一定程度なされていることは確認されました。

しかしながら、公共工事については共通の課題があるだけでなく、道路や河川、農林水産資源などの財産や資源を所有・管轄を分けて発注・管理しているのに対して、その維持管理や災害対策等に係る工事の担い手たる企業等は地域ごとに共通しており、発注機関側が連携もしくは共同して工事を発注または管理することには県の事務効率化や発注ロット増によるコスト削減以上の多くのメリットを享受できる可能性を秘めていると考えられます。

そのため、県は現状に満足せず、より一層の連携に向けての努力を行って、市町や企業を含めた県全体の事務事業の効率性や経済性をより一層高められるように様々な制度や仕組みの導入を検討していただきたい。

2. 高落札率の工事契約について

(1) 落札率について

① 落札率に関する諸論

落札率は、入札を実施した際の落札者の価格（落札価格）の、工事等の入札前に決定された

予定価格（落札時の上限とされる価格）に対する割合であり、契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率として計算されます。

一般的に、落札率は低いほど入札における競争性が発揮され、公共調達の経済性が高くなると考えられますが、一方でダンピング（不当廉売）等の不正行為により不当に低い金額で落札された場合にも落札率が低くなるため、低すぎる落札率には一定の条件のもとに制限が課されることになっており、県においても「低入札価格調査制度」に基づく調査基準価格や「最低制限価格制度」に基づく最低制限価格をダンピング対策として採用しております。

一方、予定価格を超える入札額は失格となるため落札率の上限は100%となりますが、100%に近いほど入札における競争性が発揮されておらず、公共調達の経済性が低くなると一般的に考えられておりますが、高落札率に対する制度上の制限は特にありません。また、過去の「全国市民オンブズマン連絡会議」での調査報告（以下本章において、「連絡会議調査報告」とします。）にもある通り、高い落札率は「談合の疑惑が高い」と評されていたこともあり、談合に限らず民間による競争阻害行為がなされている可能性を示唆する指標と考えられておりました。日本弁護士連合会が公表している「2015年入札制度改革に関するアンケート調査に関する調査結果報告」（以下本章において、「連合会アンケート調査」とします。）において、「一般的に、落札率が100%に近いほど談合が行われている可能性が高いと推認されます。刑事の裁判例でも、落札率を談合が行われていることを推認させる一事情として取り上げたものがあります（東京高裁判決2007年（平成19年）2月21日（橋梁談合事件等）」と記されておりました。

このように、10年ほど前において高落札率の工事等の契約では談合を含む競争阻害行為を危険視する考え方があったと言えます。

② 県における落札率の推移

県より入手した工事契約の落札率の推移は以下の通りです。

全部局発注工事における落札率の推移

年 度	件数	予定(設計)価格 (千円)	落札金額 (千円)	落札率	一件当り落札 金額(千円)
令和元年度	2,921	66,638,861	63,686,030	95.6%	21,803
令和2年度	2,990	64,561,785	61,117,690	94.7%	20,441
令和3年度	2,432	60,819,246	57,397,474	94.4%	23,601
令和4年度	2,403	71,386,674	67,749,804	94.9%	28,194
令和5年度	2,252	73,141,560	69,302,315	94.8%	30,774

※随意契約分は含まない。

入札方式毎の落札率の状況（全部局・工事）

（単位：件、千円（税込））

	一般競争入札 （入札後審査型も含む）			指名競争入札			随意契約		
	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率	件数	契約金額	落札率
令和元年度	937	43,925,484	94.9%	1,428	19,101,758	96.3%	7	127,020	99.1%
令和2年度	997	45,971,936	94.3%	1,993	15,145,754	95.8%	33	336,506	96.7%
令和3年度	862	42,844,540	93.8%	1,570	14,552,934	95.9%	15	179,365	92.6%
令和4年度	889	53,913,092	94.7%	1,514	13,836,712	95.8%	26	230,626	98.9%
令和5年度	823	55,685,172	94.5%	1,429	13,617,143	95.8%	17	202,044	98.9%

※令和元年度は設計金額250万円超で集計。

ここで、上述の連合会アンケート調査では、平均値の記載はないものの、県の2011～2013の落札率分布は95%以上の工事が全体の5%にも満たないものでありました。これに対して上表からの推測では半分近い工事が95%を超えているであろうことを踏まえると、少なくともここ数年は10年以上前と比べて高水準の落札率が続いている状況であると考えられます。

この点に関する県の見解によると、国土交通省の令和4年度の調査結果では、全都道府県の平均落札率93.9%に対し県は94.9%であり、高い方から数えると18番目であるとのことで、県の落札率は低いとは言えないものの全国的に高水準の落札率となっていると見受けられ、上述の連絡会議調査報告や連合会アンケート調査が実施された頃とは単純な比較はできないものと考えられているようです。

また、落札率を執行機関ごとに分けた年度別データを監査人が整理したものは以下の通りです。

（令和元年度については入手したものの基礎データの不備があり、執行機関別の分析データは実態を適切に表さない恐れがあるため、開示を省略しました。）

	令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率	件数	落札率
一般競争入札	1	92.3%					1	93.6%
土木							1	93.6%
土木管理課							1	93.6%
その他	1	92.3%						
警察本部	1	92.3%						
入札後審査型一般競争入札	996	94.4%	862	93.9%	889	94.7%	822	94.6%
土木部	711	94.1%	651	93.3%	667	94.5%	604	94.5%
土木管理課	1	98.5%	1	91.7%	4	93.9%	5	94.7%
建築住宅課	22	92.6%	32	93.0%	26	94.9%	26	94.8%
東予地方局建設部	82	94.8%	62	94.8%	81	95.0%	80	95.0%
中予地方局建設部	118	90.0%	137	89.9%	123	91.0%	104	91.4%
南予地方局建設部	63	94.0%	55	94.0%	104	95.1%	103	94.9%
四国中央土木事務所	56	95.9%	49	94.8%	49	95.8%	41	94.1%
今治土木事務所	77	92.7%	72	91.9%	57	92.1%	55	93.0%
久万高原土木事務所	39	94.5%	22	95.1%	17	94.1%	17	92.9%
大洲土木事務所	103	94.5%	93	94.2%	75	96.2%	65	95.7%
八幡浜土木事務所	62	94.7%	63	94.3%	57	94.5%	46	94.1%
西予土木事務所	54	95.8%	36	94.2%	46	96.5%	37	96.0%
愛南土木事務所	32	95.8%	28	95.1%	28	95.4%	20	95.4%
その他計	2	96.2%	1	100.0%	—	—	5	97.4%
農林水産部	187	96.0%	158	95.5%	165	95.0%	179	95.3%
今治支局農村整備課	14	91.6%	18	92.8%	15	93.5%	19	94.4%
東予地方局農村整備課	31	96.6%	13	98.3%	13	96.0%	16	97.3%
中予地方局農村整備第一課	15	96.4%	18	94.1%	18	91.5%	18	93.6%
南予地方局農村整備課	15	99.5%	15	97.5%	17	96.7%	21	95.7%
八幡浜支局農村整備第一課	39	97.6%	26	95.1%	22	95.2%	24	94.1%
四国中央森林林業振興班	8	95.8%	8	95.0%	14	96.4%	10	93.3%
今治森林林業振興班（今治支局森林林業課）	8	90.4%	3	95.7%	5	91.4%	6	91.5%
東予地方局森林林業課	14	94.8%	7	99.1%	10	97.6%	13	97.4%
中予地方局森林林業課	9	91.3%	17	92.9%	15	91.2%	8	92.4%
南予地方局森林林業課	12	97.8%	4	97.4%	9	97.9%	14	95.3%
八幡浜支局森林林業課	1	100.0%	7	98.3%	3	98.1%	8	98.7%
久万高原森林林業課	6	97.5%	8	93.1%	5	94.1%	6	98.0%
愛南森林林業振興班	1	96.7%	5	98.1%	4	97.4%	3	96.9%
漁港課	6	96.6%	6	98.5%	3	98.0%	6	98.1%
水産課	4	96.4%	2	98.1%	3	97.9%	5	98.7%
その他計	4	96.1%	1	95.1%	9	96.3%	2	92.3%
その他	98	94.0%	53	97.0%	57	95.6%	39	95.3%
警察本部	54	94.0%	22	95.3%	40	94.0%	27	95.6%
公営企業管理局	17	93.0%	25	97.3%	14	97.1%	9	94.3%
教育委員会	—	—	4	98.9%	1	93.8%	2	96.6%
自然保護課	5	95.8%	1	89.8%	2	92.0%	1	92.7%
その他計	22	94.3%	1	91.1%	—	—	—	—
指名競争入札	1,993	95.8%	1,570	95.8%	1,514	95.8%	1,429	95.8%
土木部	1,788	95.6%	1,351	95.8%	1,311	95.7%	1,246	95.7%
東予地方局建設部	144	95.1%	101	95.8%	120	96.4%	110	96.2%
中予地方局建設部	294	94.8%	221	95.1%	197	94.9%	191	95.1%
南予地方局建設部	239	96.9%	193	96.6%	202	95.8%	176	95.6%
四国中央土木事務所	126	96.2%	79	95.8%	55	96.4%	73	96.8%
今治土木事務所	255	95.2%	204	94.9%	192	94.6%	162	94.3%
久万高原土木事務所	96	95.5%	109	95.9%	105	96.0%	97	95.5%
大洲土木事務所	246	94.9%	173	94.7%	151	95.0%	145	94.8%
八幡浜土木事務所	106	96.3%	81	97.8%	94	97.6%	95	97.0%
西予土木事務所	187	97.4%	123	97.1%	121	96.4%	138	97.3%
愛南土木事務所	91	95.0%	63	95.2%	72	95.2%	53	95.8%
その他計	4	98.3%	4	92.9%	2	95.0%	6	92.2%
農林水産部	112	97.6%	127	96.7%	123	96.6%	113	96.5%
今治支局農村整備課	9	95.3%	11	94.5%	12	94.2%	6	96.2%
東予地方局農村整備課	6	96.4%	12	95.2%	20	96.3%	15	97.8%
中予地方局農村整備第一課	31	97.9%	34	96.2%	31	96.9%	33	96.4%
南予地方局農村整備課	17	99.6%	12	98.1%	12	99.1%	17	97.0%
八幡浜支局農村整備第一課	19	95.8%	25	95.8%	20	94.6%	13	96.8%
四国中央森林林業振興班	1	95.0%	4	96.2%	5	97.2%	3	95.2%
今治森林林業振興班（今治支局森林林業課）	1	95.0%	3	94.2%	2	97.7%	—	—
東予地方局森林林業課	5	97.5%	1	99.0%	1	90.2%	4	94.4%
中予地方局森林林業課	4	98.5%	1	89.6%	1	94.8%	3	94.5%
南予地方局森林林業課	3	98.9%	5	99.7%	2	99.0%	2	91.7%
八幡浜支局森林林業課	5	97.7%	4	98.0%	3	96.5%	3	98.8%
久万高原森林林業課	3	98.7%	3	93.5%	2	98.6%	1	97.2%
愛南森林林業振興班	3	95.9%	1	97.3%	1	97.1%	—	—
漁港課	2	96.4%	2	97.5%	4	98.3%	4	98.5%
その他計	3	94.3%	9	98.2%	7	94.8%	9	95.2%
その他	93	94.9%	92	94.6%	80	95.1%	70	94.6%
警察本部	36	94.8%	47	95.4%	47	95.5%	42	94.5%
公営企業管理局	11	94.4%	18	92.3%	19	94.7%	20	94.6%
教育委員会	2	96.4%	17	93.5%	9	93.8%	1	99.7%
自然保護課	4	95.3%	9	95.3%	5	95.2%	7	95.7%
その他計	40	95.1%	1	91.0%	—	—	—	—
総計	2,990	94.7%	2,432	94.4%	2,403	94.9%	2,252	94.8%

③ 1 者応札の原則容認

「1 者応札」とは、一事業者しか参加しない競争入札のことを指しております。

地方公共団体が民間企業に事業を発注する際には、競争性を確保するため、不特定多数の者で競争入札を行う一般競争入札が原則とされており、指名競争入札、随意契約又はせり売りなども一定の条件を満たす場合に認められる契約方法にあたります(法第 234 条第 1 項・第 2 項)が、入札を実施したにも関わらず 1 者しか入札に参加しないことが起こりえます。

「1 者応札」は法令によって禁止されていないため、公表されている情報から監査人が調べる限りにおいて、入札不調対策のために従来弊害が多いとして無効としてきた「1 者応札」を有効とする地方公共団体は増えてきているとの印象であり、そのような記事も見受けられました。

県においても平成 20 年以降段階的に有効化し、平成 26 年 2 月以降はすべての入札に適用して、1 者応札を原則として容認しております。

県から回答を受けた制度導入の流れと経緯は、以下のとおりです。

- 平成 20 年 4 月～ 設計金額 1 億円未満の入札後審査型一般競争入札に限り 1 者応札有効
平成 20 年に導入した際には、入札後審査型一般競争入札の対象を小規模工事まで拡大したことにより 1 者応札が増加することを懸念し、応札段階まで参加者が特定されない本入札方式に限り対応したものです。
- 平成 25 年 2 月 28 日～ 指名競争入札においても 1 者応札有効
平成 25 年に指名競争入札まで拡大したのは、国の緊急経済対策を目的とした大型補正予算について速やかに執行する必要があるが、建設労働者が大幅に減少する中で、急激な発注量の増加により現場技術者不足による入札不調が頻発し、工事の円滑な施工の妨げになることを防ぐことが目的です。
- 平成 26 年 2 月 19 日～ 全ての入札において 1 者応札有効
平成 26 年に全ての入札に拡大したのは、これまで設計金額 1 億円以上の大型案件については、より高い競争性を確保する観点から 1 者応札の場合には入札を中止していたところですが、入札不調が多発する中で、再発注した場合には、入札方式が施工計画型（本県の簡易型総合評価落札方式において最も入札手続きに時間を要する）であるため、事業の早期執行に影響を及ぼすことが一番の要因です。ただし、参加資格の設定にあたり、一定程度、参加可能業者がいることを確認していること、また、他自治体の状況等を考慮し、制度導入に問題がないことを確認しています。

一方で、平成 21 年 3 月に会計検査院が公表した「会計検査院における「1 者応札・1 者応募に係る改善方策」について」によると、「1 者応札・1 者応募」となった契約の発注者側からの原因分析及びその改善方策（各契約類型に共通）として、以下が挙げられております。

(1) 業務内容が明確でなかったり高度であったりしていることなどにより参加者が限定されていると考えられるもの

① 発注仕様書の策定

発注仕様書の策定に当たっては、新規参入希望業者でも入札価格を算出できるよう業務内容や業務量の必要な情報を具体的に記載すること

② 業務内容の見直し

業務内容を精査し、経済性を考慮した上で場合によっては高度な業務とそれ以外を分割発注するなどの方策を検討し、発注すること

(2) 業務開始日までの準備期間が十分確保されていないと考えられるもの

専門的な業務従事者の確保等が必要な業務については、その準備期間を十分確保することが可能となるよう入札公告、入札日等の設定を行うこと

(3) 契約実績等の参加資格要件を結果として高く設定していたと考えられるもの

参加資格要件の設定に当たっては、業務内容を勘案し、過度の制約とならないよう必要最小限のものとなるよう留意すること

(4) 入札準備期間が十分確保されていないと考えられるもの

① 入札公告期間の確保

やむを得ない場合を除き、法令等で定められた以上の十分な公告期間を確保すること

② 発注情報の提供

発注情報の提供の促進を図るため、上半期・下半期に区分した発注情報を本院のホームページに掲載すること

また、同文書には、今後の検討課題として以下の記載があります。

多くの業務従事者を配置する必要のある業務は、当初の契約相手方が、次回の入札についても入札し1者入札となる場合が多い。そこで、このような業務について、長期的な収入予測とコスト見積もりが可能となる国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入を検討する。

なお、県より入手したデータから監査人が整理した1者応札の実績の推移は以下の通りです。

一者応札の落札率の状況（全部局・工事）									
		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		全入札	一者応札	全入札	一者応札	全入札	一者応札	全入札	一者応札
一般競争入札 (入札後審査型含む)	件数	997	391	862	298	889	308	823	285
	落札金額	45,971,936	18,116,303	42,844,540	16,121,275	53,913,092	19,431,619	55,685,172	16,107,473
	落札率	94.3%	97.0%	93.8%	96.5%	94.7%	96.5%	94.5%	96.5%
指名競争入札	件数	1,993	259	1,570	132	1,514	67	1,429	103
	落札金額	15,145,754	1,722,488	14,552,934	1,092,371	13,836,712	727,120	13,617,143	766,233
	落札率	95.8%	98.8%	95.9%	97.7%	95.8%	98.4%	95.8%	97.8%
合計	件数	2,990	650	2,432	430	2,403	375	2,252	388
	落札金額	61,117,690	19,838,791	57,397,474	17,213,647	67,749,804	20,158,739	69,302,315	16,873,706
	落札率	94.7%	97.2%	94.4%	96.5%	94.9%	96.6%	94.8%	96.6%

各年度の1者応札の執行機関別データを監査人が整理したものは以下の通りです。

	令和2年度				令和3年度			
	件数割合	予定価格 割合	全入札 落札率	一者応札 落札率	件数割合	予定価格 割合	全入札 落札率	一者応札 落札率
入札後審査型一般競争入札	39.3%	40.8%	94.4%	97.0%	34.6%	36.6%	93.9%	96.5%
土木部	33.5%	36.3%	94.1%	96.5%	29.0%	31.9%	93.3%	95.6%
土木管理課	—	—	98.5%	—	—	—	91.7%	—
建築住宅課	13.6%	6.5%	92.6%	99.2%	9.4%	15.1%	93.0%	96.0%
東予地方局建設部	24.4%	27.0%	94.8%	97.7%	22.6%	29.7%	94.8%	97.6%
中予地方局建設部	22.9%	22.3%	90.0%	92.5%	14.6%	15.1%	89.9%	92.5%
南予地方局建設部	50.8%	51.8%	94.0%	97.4%	50.9%	60.5%	94.0%	95.1%
四国中央土木事務所	17.9%	24.3%	95.9%	94.5%	34.7%	44.7%	94.8%	93.6%
今治土木事務所	27.3%	33.0%	92.7%	97.0%	26.4%	24.1%	91.9%	98.1%
久万高原土木事務所	38.5%	45.6%	94.5%	99.1%	36.4%	26.9%	95.1%	98.5%
大洲土木事務所	47.6%	57.5%	94.5%	95.8%	37.6%	40.4%	94.2%	95.0%
八幡浜土木事務所	27.4%	26.0%	94.7%	98.3%	34.9%	37.4%	94.3%	95.7%
西予土木事務所	63.0%	76.2%	95.8%	96.6%	55.6%	50.7%	94.2%	97.2%
愛南土木事務所	25.0%	19.3%	95.8%	96.2%	7.1%	5.0%	95.1%	91.5%
その他計	100.0%	100.0%	96.2%	96.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
農林水産部	57.2%	57.8%	96.0%	98.8%	54.4%	50.3%	95.5%	98.1%
今治支局農村整備課	28.6%	20.7%	91.6%	96.3%	44.4%	33.4%	92.8%	97.1%
東予地方局農村整備課	38.7%	35.2%	96.6%	99.1%	69.2%	71.7%	98.3%	99.1%
中予地方局農村整備第一課	73.3%	69.3%	96.4%	99.2%	44.4%	46.3%	94.1%	97.7%
南予地方局農村整備課	100.0%	100.0%	99.5%	99.5%	80.0%	84.0%	97.5%	98.5%
八幡浜支局農村整備第一課	74.4%	80.7%	97.6%	99.1%	38.5%	29.6%	95.1%	98.8%
四国中央森林林業振興班	25.0%	15.5%	95.8%	98.3%	75.0%	78.8%	95.0%	94.6%
今治支局森林林業課	12.5%	8.7%	90.4%	97.9%	66.7%	61.6%	95.7%	99.8%
東予地方局森林林業課	42.9%	37.9%	94.8%	99.5%	71.4%	71.6%	99.1%	99.3%
中予地方局森林林業課	22.2%	22.1%	91.3%	96.6%	52.9%	42.9%	92.9%	96.2%
南予地方局森林林業課	83.3%	86.8%	97.8%	98.2%	50.0%	49.9%	97.4%	99.3%
八幡浜支局森林林業課	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	42.9%	54.4%	98.3%	99.1%
久万高原森林林業課	83.3%	84.8%	97.5%	97.7%	50.0%	38.2%	93.1%	99.1%
愛南森林林業振興班	—	—	96.7%	—	60.0%	62.4%	98.1%	98.4%
漁港課	83.3%	95.8%	96.6%	96.7%	83.3%	71.2%	98.5%	99.0%
水産課	75.0%	66.8%	96.4%	98.4%	—	—	98.1%	—
その他計	25.0%	20.6%	96.1%	99.8%	—	—	95.1%	—
その他	46.9%	44.2%	94.0%	96.4%	43.4%	63.9%	97.0%	98.9%
警察本部	40.7%	39.3%	94.0%	97.1%	36.4%	41.5%	95.3%	98.8%
公営企業管理局	47.1%	37.2%	93.0%	96.6%	48.0%	67.5%	97.3%	98.8%
教育委員会	—	—	—	—	75.0%	88.9%	98.9%	100.0%
自然保護課	100.0%	100.0%	95.8%	95.8%	—	—	89.8%	—
その他計	50.0%	50.9%	94.3%	95.4%	—	—	91.1%	—
指名競争入札	13.0%	11.0%	95.8%	98.8%	8.4%	7.4%	95.8%	97.7%
土木部	11.7%	9.4%	95.6%	98.7%	6.7%	4.4%	95.8%	96.7%
東予地方局建設部	2.8%	2.8%	95.1%	99.2%	—	—	95.8%	—
中予地方局建設部	8.2%	6.1%	94.8%	97.6%	6.3%	6.9%	95.1%	94.2%
南予地方局建設部	33.1%	22.3%	96.9%	98.5%	19.7%	9.1%	96.6%	99.2%
四国中央土木事務所	1.6%	1.0%	96.2%	91.8%	2.5%	0.4%	95.8%	94.2%
今治土木事務所	1.6%	2.3%	95.2%	98.8%	—	—	94.9%	—
久万高原土木事務所	5.2%	3.3%	95.5%	99.6%	0.9%	1.7%	95.9%	87.7%
大洲土木事務所	3.7%	4.0%	94.9%	99.3%	2.9%	4.4%	94.7%	94.2%
八幡浜土木事務所	13.2%	14.9%	96.3%	99.5%	3.7%	0.2%	97.8%	98.7%
西予土木事務所	35.8%	40.9%	97.4%	99.0%	22.0%	13.6%	97.1%	99.2%
その他計	25.0%	45.7%	98.3%	100.0%	—	—	92.9%	—
農林水産部	28.6%	23.5%	97.6%	99.5%	22.8%	26.9%	96.7%	98.7%
東予地方局農村整備課	16.7%	0.7%	96.4%	89.9%	—	—	95.2%	—
中予地方局農村整備第一課	32.3%	24.7%	97.9%	98.9%	26.5%	27.5%	96.2%	98.5%
南予地方局農村整備課	64.7%	74.6%	99.6%	99.9%	83.3%	95.3%	98.1%	98.2%
八幡浜支局農村整備第一課	26.3%	11.7%	95.8%	99.6%	24.0%	32.0%	95.8%	99.6%
中予地方局森林林業課	25.0%	4.3%	98.5%	100.0%	100.0%	100.0%	89.6%	89.6%
南予地方局森林林業課	—	—	98.9%	—	40.0%	47.2%	99.7%	99.9%
八幡浜支局森林林業課	40.0%	37.6%	97.7%	99.9%	—	—	98.0%	—
漁港課	50.0%	53.8%	96.4%	95.0%	—	—	97.5%	—
その他計	33.3%	36.1%	94.3%	99.5%	11.1%	12.9%	98.2%	99.7%
その他	19.4%	16.0%	94.9%	96.2%	14.1%	11.9%	94.6%	98.9%
警察本部	19.4%	17.6%	94.8%	94.4%	17.0%	13.6%	95.4%	99.3%
公営企業管理局	9.1%	9.3%	94.4%	95.9%	16.7%	14.6%	92.3%	97.4%
教育委員会	50.0%	28.9%	96.4%	100.0%	11.8%	7.1%	93.5%	99.5%
その他計	22.5%	15.6%	95.1%	98.5%	—	—	91.0%	—
総計	21.7%	31.6%	94.7%	97.2%	17.7%	29.3%	94.4%	96.5%

	令和4年度				令和5年度			
	件数割合	予定価格割合	全入札 落札率	一者応札 落札率	件数割合	予定価格割合	全入札 落札率	一者応札 落札率
入札後審査型一般競争入札	34.6%	35.3%	94.7%	96.5%	34.7%	32.2%	94.6%	96.5%
土木部	31.3%	32.5%	94.5%	96.3%	29.6%	29.3%	94.5%	96.2%
土木管理課	25.0%	10.4%	93.9%	92.1%	20.0%	12.3%	94.7%	92.0%
建築住宅課	15.4%	14.1%	94.9%	97.7%	19.2%	7.6%	94.8%	95.9%
東予地方局建設部	16.0%	25.6%	95.0%	99.2%	16.3%	17.6%	95.0%	98.6%
中予地方局建設部	7.3%	8.5%	91.0%	91.3%	11.5%	13.3%	91.4%	93.2%
南予地方局建設部	58.7%	65.4%	95.1%	95.9%	62.1%	59.3%	94.9%	96.6%
四国中央土木事務所	34.7%	45.5%	95.8%	95.8%	9.8%	17.2%	94.1%	91.4%
今治土木事務所	24.6%	21.9%	92.1%	96.5%	27.3%	30.3%	93.0%	96.9%
久万高原土木事務所	41.2%	31.1%	94.1%	96.8%	35.3%	29.5%	92.9%	97.1%
大洲土木事務所	41.3%	40.2%	96.2%	96.9%	32.3%	39.9%	95.7%	96.0%
八幡浜土木事務所	29.8%	28.3%	94.5%	96.0%	37.0%	36.2%	94.1%	94.7%
西予土木事務所	58.7%	68.7%	96.5%	97.0%	40.5%	52.8%	96.0%	97.7%
愛南土木事務所	28.6%	31.4%	95.4%	96.5%	15.0%	11.6%	95.4%	97.6%
その他計	—	—	—	—	60.0%	72.1%	97.4%	99.5%
農林水産部	49.1%	43.8%	95.0%	96.7%	50.8%	49.4%	95.3%	97.4%
今治支局農村整備課	53.3%	54.4%	93.5%	95.2%	47.4%	45.4%	94.4%	97.7%
東予地方局農村整備課	38.5%	25.8%	96.0%	98.8%	37.5%	50.5%	97.3%	99.2%
中予地方局農村整備第一課	27.8%	23.1%	91.5%	93.4%	55.6%	57.6%	93.6%	95.2%
南予地方局農村整備課	70.6%	53.7%	96.7%	97.2%	76.2%	68.3%	95.7%	96.9%
八幡浜支局農村整備第一課	59.1%	52.7%	95.2%	96.4%	50.0%	36.5%	94.1%	96.6%
四国中央森林林業振興班	50.0%	50.6%	96.4%	96.5%	—	—	93.3%	—
今治森林林業振興班	20.0%	17.6%	91.4%	90.6%	16.7%	13.6%	91.5%	90.4%
東予地方局森林林業課	60.0%	57.2%	97.6%	98.1%	53.8%	56.6%	97.4%	99.5%
中予地方局森林林業課	13.3%	13.9%	91.2%	94.8%	50.0%	43.1%	92.4%	94.7%
南予地方局森林林業課	66.7%	58.8%	97.9%	97.9%	57.1%	56.2%	95.3%	97.7%
八幡浜支局森林林業課	66.7%	75.8%	98.1%	99.7%	37.5%	54.6%	98.7%	99.4%
久万高原森林林業課	40.0%	27.1%	94.1%	97.9%	100.0%	100.0%	98.0%	98.0%
愛南森林林業振興班	50.0%	46.4%	97.4%	97.6%	66.7%	63.0%	96.9%	96.9%
漁港課	33.3%	16.1%	98.0%	99.6%	66.7%	56.6%	98.1%	98.6%
水産課	66.7%	64.7%	97.9%	98.4%	60.0%	64.3%	98.7%	99.0%
その他計	77.8%	81.4%	96.3%	96.8%	—	—	92.3%	—
その他	31.6%	57.7%	95.6%	98.1%	38.5%	20.8%	95.3%	97.8%
警察本部	17.5%	24.1%	94.0%	99.1%	33.3%	17.0%	95.6%	98.0%
公営企業管理局	64.3%	85.4%	97.1%	98.0%	55.6%	35.3%	94.3%	97.3%
教育委員会	100.0%	100.0%	93.8%	93.8%	50.0%	56.1%	96.6%	99.6%
自然保護課	50.0%	55.9%	92.0%	92.7%	—	—	92.7%	—
その他計	—	—	—	—	—	—	—	—
指名競争入札	4.4%	5.1%	95.8%	98.4%	7.2%	5.5%	95.8%	97.8%
土木部	3.1%	2.6%	95.7%	97.9%	5.2%	2.2%	95.7%	97.5%
東予地方局建設部	1.7%	2.0%	96.4%	99.7%	—	—	96.2%	—
中予地方局建設部	6.1%	5.6%	94.9%	96.6%	5.2%	3.1%	95.1%	98.5%
南予地方局建設部	5.9%	4.2%	95.8%	98.8%	26.7%	10.7%	95.6%	96.9%
四国中央土木事務所	1.8%	1.1%	96.4%	99.3%	—	—	96.8%	—
今治土木事務所	—	—	94.6%	—	0.6%	0.3%	94.3%	100.0%
久万高原土木事務所	—	—	96.0%	—	1.0%	0.2%	95.5%	91.5%
大洲土木事務所	2.0%	2.0%	95.0%	94.0%	2.8%	1.9%	94.8%	98.2%
八幡浜土木事務所	8.5%	7.8%	97.6%	99.4%	2.1%	0.5%	97.0%	99.7%
西予土木事務所	0.8%	0.2%	96.4%	96.5%	—	—	97.3%	—
その他計	50.0%	57.5%	95.0%	93.9%	—	—	92.2%	—
農林水産部	13.0%	20.5%	96.6%	99.2%	25.7%	30.3%	96.5%	98.2%
東予地方局農村整備課	5.0%	2.6%	96.3%	99.8%	13.3%	25.2%	97.8%	99.9%
中予地方局農村整備第一課	19.4%	31.8%	96.9%	98.5%	33.3%	31.4%	96.4%	96.4%
南予地方局農村整備課	33.3%	73.9%	99.1%	99.7%	52.9%	62.3%	97.0%	99.4%
八幡浜支局農村整備第一課	25.0%	12.5%	94.6%	98.7%	15.4%	14.9%	96.8%	99.5%
中予地方局森林林業課	—	—	94.8%	—	—	—	94.5%	—
南予地方局森林林業課	—	—	99.0%	—	—	—	91.7%	—
八幡浜支局森林林業課	—	—	96.5%	—	33.3%	38.1%	98.8%	98.9%
漁港課	—	—	98.3%	—	25.0%	3.3%	98.5%	94.9%
その他計	—	—	94.8%	—	33.3%	36.4%	95.2%	97.4%
その他	13.8%	13.0%	95.1%	96.9%	12.9%	11.3%	94.6%	95.6%
警察本部	10.6%	11.1%	95.5%	97.2%	7.1%	3.9%	94.5%	98.1%
公営企業管理局	26.3%	22.4%	94.7%	96.7%	25.0%	29.4%	94.6%	94.1%
教育委員会	11.1%	8.9%	93.8%	95.7%	100.0%	100.0%	99.7%	99.7%
その他計	—	—	—	—	—	—	—	—
総計	15.6%	29.2%	94.9%	96.6%	17.2%	23.9%	94.8%	96.6%

なお、令和元年度については入手した基礎データの不備により基礎データの契約金額合計と別途入手した全部局の契約金額合計に少なくない不一致があり、データの網羅性や正確性に懸念があるため、令和元年度の実績を開示しないことと致しました。

④ 予定価格の事前公表

予定価格の事前公表も落札率が高くなる一般的な原因と考えられておりますが、これについては、本章の「3. 予定価格の事前公表について」で別途詳しく検討いたします。

⑤ 入札参加要件における「地域要件」について

「地域要件」とは、応札者の本店や支店・営業所の所在地に関する事項であり、公共工事に係る一般競争入札では入札参加資格として、指名競争入札では指名基準としてこれを活用するものとされております。

なお、後述の監査意見「入札参加資格・指名基準における「地域要件」の理由の文書化及びルールの特文化（意見 10）」では、公表されている「地方自治体の公共調達のある方についての一考察 ―地域要件の再検討―」（地域学研究 vol142, 2012, 363-376：斉藤徹史，光多長温）を参考にしておりますが、紙面の都合上、ここではその詳細は割愛させていただいております。

⑥ 入札後審査型一般競争入札について

「入札後審査型一般競争入札」とは、一般競争入札に係る入札前に入札参加申請手続を簡略化し、開札の執行後に、落札候補者から順に入札参加資格を審査して落札者を決定するものです。なお、落札候補者とは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を指します。

ただし、県においては総合評価落札方式を採用しているため、落札者を決定する場合にあつては、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした者のうち評価値が最も高い者を落札候補者とします。

工事における一般競争入札及び入札後審査型一般競争入札並びに指名競争入札の適用条件は以下の通りです。

○本県の入札制度概要（R5. 4. 1現在）

【R5. 6以降、施工計画型は設計金額2億円以上】

設計金額 (R4・R5)	土 木 一 式			建 築 一 式			そ の 他			入札制度	J V 方式
	格付け	入札方式	総合評価 採札方式	格付け	入札方式	総合評価 採札方式	格付け	入札方式	総合評価 採札方式		
予定価格 22.8億円 (R4・R5)	S	通常型 一般競争入札 (R10対象工事)	標準型 (基礎点100点) + (加算点20点)	A	通常型 一般競争入札 (R10対象工事)	標準型 (基礎点100点) + (加算点20点)	A	通常型 一般競争入札 (R10対象工事)	標準型 (基礎点100点) + (加算点20点)		特 定 J V
設計金額 5億円			施工計画型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点20点) (注1)			施工計画型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点20点) (注1)			施工計画型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点20点) (注1)		
1億円	A			B			B			単 体 又 は 協 賛 J V (年間経費工事とは、 単体又は組合若しくは地域 協賛型JV)	
6千万円		人札後審査型 一般競争入札	実務評価型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点10点) (注2)		人札後審査型 一般競争入札	実務評価型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点10点) (注2)		人札後審査型 一般競争入札	実務評価型 (基礎点80点) + (施工体制評価点20点) + (加算点10点) (注2)		
5千万円	B			C			C			単 体 又 は 協 賛 J V (年間経費工事とは、 単体又は組合若しくは地域 協賛型JV)	
4.5千万円											
3千万円	C			D			D			単 体 又 は 協 賛 J V (年間経費工事とは、 単体又は組合若しくは地域 協賛型JV)	
1.5千万円											
1千万円	D	指名競争入札		D	指名競争入札		C	指名競争入札		最低制限 価格制度	

※全郡局における競争入札において、各四半期末時点で2回以上低入札を行っている業者を3+（低入札回数-2）ヶ月間入札から排除
 (注1) 設計金額1億円以上であっても、①在来工法による建築設置工事、②災害復旧工事、③技術的難易度が低く、簡易な施工計画を含む技術要請を評価することが適当でないと思われる工事については、実務評価型により実施する。なお、②については、行政分庫課への事前協議を要する。
 (注2) 設計金額1億円未満の災害復旧工事は、簡易型総合評価採札方式によらないことができる。

⑦ 高落札率工事の要因に関する県の見解

監査人が監査対象工事を選定する際に令和5年度の工事の一覧を分析していたところ、高落札率となる工事が多数見受けられており、このような高落札率となる要因についての見解を県に質問したところ、「直近の市場単価、過去の類似事例等の諸条件等を踏まえて適正な予定価格を設定しており、応札者が少数であったのは諸条件を勘案して業者が判断した結果であり、また、高落札率という結果は、入札参加者が利益率等を総合的に勘案し算出した入札価格が予

定価格に近かっただけである」という趣旨の回答を受け取っております。

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析と要因の排除（意見5）

高落札率工事に対する県の見解は「(1) 落札率について ⑦高落札率工事の要因に関する 県の見解」に記載した通りであります。要因分析の検証方法としては、例えば、工種ごとや地域ごとの落札率の検討のほか、1 者応札の際の落札業者以外の辞退理由の検証や、入札参加業者へのアンケート等などの背景調査により、高落札率の要因を確かめることができるものと推察されるところ、具体的な高落札率の工事案件を相当程度多数検証したという証拠は提示されず、外部専門家による検証はもちろん、県職員による要因分析と検証で県により排除可能な高落札率となる要因はないことを客観的に証明するような報告や会議等を行った痕跡は見られませんでした。

上述のように、落札率の高低は入札の競争性を示す尺度の一つでありますところ、落札率の高低について継続的に調査し要因分析を行い、可能な限り高落札率の要因の排除を目指すことが無駄を省き経済的な事務の執行につながるものと思料いたします。

② 地域別や工種別等の属性ごとの落札率の推移の検証（意見6）

高落札率となる要因を分析し検証するためには、高落札率工事の背景を把握するために十分な数量の実態調査が必要になると考えられます。また、特定の地域や工種に高落札率の要因が隠れている可能性も考えられることから、地域別や工種別等の属性ごとの落札率を把握し、高落札率の傾向が強い属性の工事に実態調査を絞ることは効率的な検証を行うことにつながります。

この点、県の入札監視委員会資料を拝見すると、個別の案件で高落札率となった理由についての問答が行われており、要因把握ができないわけではないと思われしますので、落札率の推移の把握にあたっては、可能な限り、地域別や工種別等の属性ごとの落札率を把握することが望ましいと考えられます。

③ 1 者応札の原則容認の再検討（意見7）

上述のように 1 者応札を入札不調対策のため有効とする地方公共団体は増えてきていると考えられます。しかしながら、上記の 1 者応札の実績表から明らかなように、1 者応札を認めることは競争性が低下し調達コストが増加することを認めるということです。また、もし入札参加者が談合を意図した場合に、1 者応札が容認されるならば落札者以外が不参加の意思を表示するのみで落札者を確定できるため、競争参加予定者たちが細かな合意をすることなく実行できることから、実質的に競争参加者が予想されうる状況において 1 者応札の容認は談合等の競争阻害行為の潜在的な誘因となりえます。

そのため、1 者応札の容認については慎重に適用することが望ましく、原因分析等を適切に

実施して十分な対策を実施したにもかかわらず、やむを得ず1者応札になってしまう工種や地域に限定するなど、制限的に実施する運用方法も一考に値する施策であろうと考えられます。一方で、入札した場合には1者応札にならざるを得ない事案では「随意契約」が事務効率化の観点から有効な場合があるため、公平性・公正性・透明性等に配慮した「随意契約」採用のための適切なルール作りも検討に値すると考えられます。

そして、1者応札の容認を一部工事に適用すると決めた場合には、1者応札が容認される工事であることを認識または推測されないように、入札前に公表される情報について競争性を阻害する行為に留意して適切にご判断願います。

④ 1者応札の原因分析と改善方策の実施（意見8）

1者応札について、監査人が県から入手し分析したデータを検討すると、入札後審査型一般競争入札の1者応札の割合は令和2年度と比較すると低下したものの令和5年度において約3分の1であり、依然として1者応札の原因分析と改善を必要とする状況であると考えられます。

ここで、「(1) 落札率について ③ 1者応札の原則容認」の前半に記載した会計検査院の公表文書によれば「その原因が必ずしも明確ではないものや業者側の要因によると考えられるものもあります」とされているものの、発注者側からの原因と改善方策の例が示されております。

国と地方では実情が異なるため会計検査院の例を参考にしつつ、地域別または工種別で分析を行って入札参加可能業者数に対する不参加業者数の割合が高い属性を中心に、もしくはランダムで、不参加であった業者に対するアンケート調査を実施するなどして不参加の原因を業者側から適切に拾い上げ、1者応札が減るように十分な改善活動を執行機関に促すことが望ましいです。また、当初工事（または大規模な更新工事）を契約する際に複数年契約を前提として定期的な修繕工事などを付随させるなど、当初契約者が継続的に受注する可能性が相当程度高い将来の一連の工事等をまとめて契約すること（維持管理付工事発注方式）で、受注者が実施する維持管理に関する品質の向上及び効率的な維持管理が期待できることから、維持管理付工事発注方式により1者応札となりやすい維持管理工事の契約数を減らすことも検討に値すると考えられます。

⑤ 入札後審査型一般競争入札の対象範囲及び等級格付けの見直しについて（意見9）

上述の「(1) 落札率について ③ 1者応札の原則容認」の1者応札の実績表からもわかる通り、入札後審査型一般競争入札における1者応札の割合は高く、その場合の落札率も高い案件が多いのが実態です。入札後審査型一般競争入札は上述の「(1) 落札率について ⑥ 入札後審査型一般競争入札について」に記載の通り原則として設計金額1千万円以上の工事において適用され、指名競争入札に比べ受注者にとって入札時の資料作成に若干手間がかかることとなります。また、土木一式工事であれば設計金額1千万円以上の工事からは格付けC等級が要求されます。

ここで、一般財団法人建築物価調査会の「土木工事費指数」及び「建築費指数」によると、現在の1千万円以上の工事に設定された令和3年度と比較してわずか3年ほどで1.5～3割ほどの工事費の上昇となっており、従来設計金額1千万円未満の指名競争入札に参加していた一部企業にとって、入札後審査型一般競争入札による事務負担の増加や物価上昇により設計金額1千万円以上になってしまった工事に参加できないといった弊害が生じている可能性があります。そのため、今後十分な期間を設けて物価の上昇が一時的でないことが確かめられた場合には、入札後審査型一般競争入札の対象範囲及び要求される格付けについて見直しを行うことが望ましいと考えられます。

⑥ 入札参加資格・指名基準における「地域要件」の理由の文書化及びルールの特文化（意見10）

上記「（1）落札率について ⑤入札参加要件における「地域要件」について」に記載した参考文献によれば、一般競争入札の入札参加資格における「地域要件」の設定については過去に裁判の争点になったものはないようですが、指名競争入札では参考となる判例（最高裁平成18年10月26日判決）もあるようで、「地域要件」の設定により高落札率が続けば、運用によっては「税金の無駄遣い」が行われているなどとして住民訴訟の対象となる恐れがあるようです。

そのため、県においては、地域要件の設定方法については注意を要する事項であり、その設定の根拠については適切なルールを設定するとともに適切な理由付けを行って文書化を行うことが望ましいものであります。また、そのような理由付けの文書は継続的に落札率が高い事業（もしくは工事）がある場合において、過去にさかのぼって検討されるべきものであるため、相当程度長期間（少なくとも事業や継続の工事が続く期間）保存されることが望ましいものです。つまり、明文化された適切なルールに基づいて地域要件の理由を記した文書を作成し保管することは公正な事務の執行を行ったことを証明する資料として有益なものとなり、事務事業の透明性を高めることにつながると考えます。

3. 予定価格の事前公表について

（1）予定価格の公表とは

① 予定価格の事前公表についての総務省の見解

「予定価格の事前公表のメリット・デメリット」（総務省ホームページ）によると、予定価格の事前公表については、例えば以下のメリット・デメリットが指摘されております。

（メリット）

- ・職員に対する予定価格を探る行為などの不正行為の防止が可能となること。

（デメリット）

- ・談合が一層容易に行われる可能性があること。
- ・積算能力が不十分な事業者でも、事前公表された予定価格を参考にして受注する事態が生

じること。

これを受けて、総務省は「地方公共団体の予定価格の公表のあり方」として、「予定価格の事前公表については、法令上の制約がないことから地域の実情に応じて地方公共団体の判断により実施。公共工事の入札を巡る状況（同額入札におけるくじ引きの増加等）を踏まえ、入札契約適正化法に基づく適正化指針に下記を記載」した旨を記載しております。

この『下記』とは即ち「予定価格については、入札前に公表すると、予定価格が目安となつて競争が制限され、落札価格が高止まりになること、建設業者の見積努力を損なわせること、入札談合が容易に行われる可能性があること、低入札価格調査の基準価格又は最低制限価格を強く類推させ、これらを入札前に公表した場合と同様の弊害が生じかねないこと等の問題があることから、入札の前には公表しないものとする。なお、地方公共団体においては、予定価格の事前公表を禁止する法令の規定はないが、事前公表の実施の適否について十分検討した上で、上記弊害が生じることがないように取り扱うものとし、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含む適切な対応を行うものとする。」とされております。

② 県における予定価格の事前公表について

県における予定価格の事前公表の開始時期は以下の通りです。

- 平成 13 年 7 月 1 日～ 設計金額 2 億円以上の土木部本庁執行工事において開始。
- 平成 14 年 6 月 1 日～ 設計金額 5 千万円以上の全部局の工事に対象拡大。
- 平成 15 年 7 月 1 日～ 全部局の全工事並びに工事に係る全ての調査、測量及び設計業務において開始。

(2) 監査の結果及び意見

① 予定価格の事前公表の取りやめの検討について（意見 11）

「2. 高落札率の工事契約について」の落札率の推移からわかるとおり県では工事契約において平均して 95%近い落札率が続いております。

この点、総務省・国土交通省からの要請に基づいて、「事前公表の適否について十分に検討した上で、弊害が生じた場合には速やかに事前公表の取りやめ等の適切な対応を行う」ことが求められておりますところ、上述の状況は公正な競争が促進されていない可能性があることを示唆しており、公共工事の入札及び契約に関する適正化を図るべき弊害が生じている可能性があります。

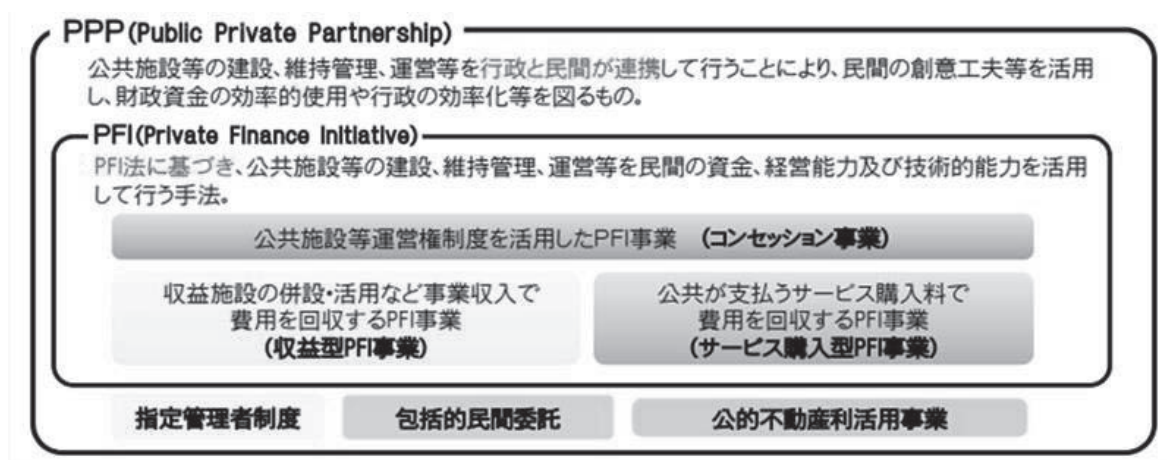
そのため、高落札率となった工事契約を中心に要因分析を行うとともに、予定価格の事前公表をした場合と事後公表をした場合を比較考量して、事前公表の取りやめ等を行うべきかを十分に検討することが望ましいです。

4. PPP/PFI に関する取組み

(1) 県における PPP/PFI に関する取組み

PPP (Public Private Partnership) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図るものであり、指定管理者制度や包括的民間委託、PFI (Private Finance Initiative) など、様々な方式があります。(国土交通省 HP PPP/PFI (官民連携) より。2024 年 11 月 22 日時点)

PPP/PFI の概念図



(出典：国土交通省 HP PPP/PFI (官民連携))

県は PPP/PFI に関してさまざまな取組みを実施しておりますが、本報告書において説明すべき事項を以下において記述いたします。

① PFI 事業の実施 (愛媛県立中央病院)

2009 年 1 月から 2014 年 12 月にかけて行われた愛媛県立中央病院の建替えについて、県初の PFI 事業として実施されております。

愛媛県立中央病院のホームページ (2024 年 11 月 22 日時点) によると、当該 PFI 事業では、「建物設計、建築、解体工事や一部施設の改修、外構工事などの施設整備をひとまとめにし、併せて建て替え後 20 年間の運営、すなわち医事会計、給食、調達、SPD、清掃、警備など、従来は分野ごとに委託していた業務をも長期的、包括的に PFI 事業者 (SPC：特別目的会社) に委託」されており、「医療に直接関わる診療部門については、これまで通り、愛媛県が直接運営」されているとのことです。

② PFI 実務マニュアル

県は、PFI 事業を検討し実施する場合の実務的な視点から「PFI 実務マニュアル (第 3 版)」

を作成し、ホームページで公開しております。

「PFI 実務マニュアル（第3版）」を参考に、PFI の特徴について説明をいたします。

○PFI 導入の効果

—低廉かつ良質な公共サービスの提供

PFI では、民間事業者の自由度・創意工夫の余地の確保、事業規模(スケールメリット)の確保及び民間事業者への適切なリスク移転等の観点から、施設の性能や維持管理（運営）の水準など行政が公共施設等として必要とする「性能発注」を行い、また設計、施工及び維持管理（運営）を「一括発注」する

—財政支出の平準化

PFI では、公共施設等の供用開始以降、事業期間全体にわたって平準化した形で民間事業者に対して支払われることとなるため、厳しい財政事情の中でも必要な公共施設等の早期整備が可能となる

—行政と民間との新たなパートナーシップの形成及び民間の事業機会の拡大

PFI では、民間事業者が必要な資金を調達し、施設の設計、施工及び維持管理（運営）を行い、行政は事業経営に参画せず、民間事業者から提供される公共サービスの対価を支払う形になることから、行政と民間との新たなパートナーシップ（協力関係）の形成が期待されるとともに、従来行政のみが行ってきた分野への民間事業者の参入可能性が広がり、事業機会の拡大・新規産業の創出につながる

○PFI の基本原理

—VFM (Value For Money) の最大化

PFI の根本には、「支払いに対して最も価値の高いサービスを供給していく」という VFM の考え方があり、ある事業を PFI で実施することを決定する際には、従来型の公共事業手法と比べ VFM が確保されることが高い確率で見込まれるか否かを評価することが基本となる

$$\text{VFM} = (\text{従来方式での財政負担額} + \text{従来方式でのリスク定量化分}) - (\text{PFI 方式での財政負担額})$$

—民間事業者への適切なリスク移転及び市場原理の導入による業績管理

PFI では、事業期間全体を通じて想定されるリスクを洗い出して、行政と民間のどちらが少ない費用で発生率を下げられるか、若しくは発生した場合の損失をどちらが最小限に食い止められるかを検討し効率的にリスクを分担（民間へのリスク移転）することが可能となるため、リスク管理に要する費用の最少化が図られ、VFM の最大化が図られる

—プロジェクト・ファイナンスの採用

PFI では、通常、PFI 事業に参加を希望する企業が異業種の複数の企業とコンソーシアム（企業連合）を組み、コンソーシアムに参加する企業が出資して、PFI 事業を遂行するためだけの SPC（特別目的会社）を設立し、事業を行います。その収入は当該 PFI 事業により生み出されるキャッシュフローに限られる

③ 優先的検討規程

県は「愛媛県PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程」（以下、「優先的検討規程」とします。）を策定し、公表しております。

「愛媛県PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程」（抜粋）

新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに、効率的かつ効果的な公共施設等の整備等を進めることを目的として、公共施設等の整備等に多様なPPP／PFI手法を導入するため、愛媛県PPP／PFI手法導入に係る優先的検討規程を次のように定め、平成29年4月1日（以下「適用日」という。）以降行う公共施設等の整備等から適用する。

1 総則

(1) 目的

本規程は、公共施設等の整備等に当たり、PPP／PFI手法導入に係る優先的な検討を行うことにより、新たな事業機会の創出及び民間投資の喚起を図り、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、県民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(2) 定義（省略）

(3) 対象とするPPP／PFI手法

本規程の対象とするPPP／PFI手法は、次に掲げるものとする。

ア 民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法

イ 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法

ウ 民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法

エ その他公共施設等の建設、維持管理、運営等を県と民間が連携して行うことにより民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用、行政の効率化等を図ることができる手法

2 優先的検討の開始時期

次に掲げる場合に、併せて優先的検討を開始するものとする。

(1) 新たに公共施設等の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合

(2) 公共施設等の運営等の見直しを検討する場合

(3) 公共施設等の整備等の方針を検討する場合

(4) 国公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合

(5) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象

(1) 優先的検討の対象は、次のア及びイのいずれにも該当する公共施設整備等事業とする。

ア 次のいずれかに該当する事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備等事業

(イ) 建築物又はプラントの整備等

(イ) 利用料金の徴収を行うもの

イ 事業費が次の公共施設整備等事業の区分に応じ、それぞれ次に定める金額のもの

(ア) 建設、製造又は改修 事業費の総額が 10 億円以上

(イ) 運営等 単年度の事業費が 1 億円以上（2 (2)に掲げる場合に限る。）

(2) 対象事業の例外

(1)の規定にかかわらず、次に掲げる公共施設整備等事業は、優先的検討の対象から除くことができる。

ア 既に PPP / PFI 手法の導入が前提とされている公共施設整備等事業

イ 既に PPP / PFI 手法が導入されている公共施設に係る公共施設整備等事業（建設、製造及び改修を除く。）

ウ 適用日において整備手法を検討中の公共施設整備等事業（平成 29 年度当初予算計上のものを含む。）であって、平成 29 年度末までに整備手法が決定されるもの

エ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備等事業

オ その他県として緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業

4 適切な PPP / PFI 手法の選択

(1) 採用手法の選択

県は、優先的検討の対象となる公共施設整備等事業について、次の 5 の簡易な検討又は 6 の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP / PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

（後略）

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定（省略）

5 簡易な検討

次の (1) 及び (2) の検討を行う。

(1) 費用総額の比較による評価

従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

なお、4 において複数の手法を選択した場合にあっては、各々の手法について算定した費用総額の最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で、同様の比較を行うものとする。

ア 公共施設等の整備等（運営等を除く。）の費用

イ 公共施設等の運営等の費用

ウ 民間事業者の適正な利益及び配当

エ 調査に要する費用

オ 資金調達に要する費用

カ 利用料金収入

(2) その他の方法による評価

次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方

法により、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

ア 民間事業者への意見の聴取を踏まえた評価

イ 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

県は、5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備等事業以外の公共施設整備等事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

7 評価結果の公表（省略）

④ PPP/PFI セミナー等の参加

愛媛 PPP/PFI 地域プラットフォーム（令和3年度は地元金融機関）が主催する PPP/PFI セミナー等への県職員の参加人数は以下の通りです。

（単位：人）

部局	年度	時間 (H) ※	総務 部	企画 振興 部	観光ス ポーツ 文化部	県民 環境 部	保健 福祉 部	経済 労働 部	農林 水産 部	土木 部	公営 企業	東予 地方 局	中予 地方 局	南予 地方 局	警察 本部	教育 委員 会	計
R3年11月19日（金） 個別勉強会	令3	1.5		1													1
R4年1月28日（金） セミナー・官民対話	令3	6.0	2	2													4
R4年7月13日（水） キックオフセミナー	令4	2.0	1	2			1			1	1	1	1			1	9
R5年2月15日（水） セミナー・官民対話	令4	4.0	5				1			2	2		1				11
R5年7月28日（金） 第1回勉強会	令5	1.5	2	4					1	3	1	2		1			14
R5年8月30日（水） 第2回勉強会 （現地のみ）	令5	2.0	1	1								1					3
R5年10月11日（水） 第3回勉強会	令5	2.5	1	5		1				3	1	1		1			13
R5年11月6日（月） サウンディング①	令5	2.5		2		1	1			4		3					11
R5年12月14日（木） サウンディング②	令5	3.5							1	1	1	1					4
R6年2月28日（水） サウンディング③+民間 向けセミナー	令5	3.5			1					2		2		1			6
延人数		29.0	12	17	1	2	3	0	2	16	6	11	2	3	0	1	76

※ チラシを基に集計。個別相談会の時間は除く。

（出典：県提供データを監査人が一部加工）

なお、県ホームページ（「愛媛 PPP/PFI 地域プラットフォーム」令和6年11月26日時点）によれば、「愛媛 PPP/PFI 地域プラットフォーム」とは、県内の地方公共団体における公共施設等について、高度経済成長期に集中整備された施設の老朽化問題や、人口減少・高齢化の進展等に伴う行政需要の変化に的確に対応するため、地域の産学官金が連携し、PPP/PFI 事業の導入を促進することにより、施設等の効率的、効果的な整備、維持管理、運用や、良質な公共サービスを確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的として、令和4年3月に設立

したもので、県、株式会社伊予銀行、株式会社愛媛銀行（事務局）を代表者とし、県内の市町、団体、大学等で構成されているとのこと。

(2) 監査の結果及び意見

① 実施中の PFI 事業に関する評価（意見 12）

上述の通り県では「愛媛県立中央病院」が平成 25 年度に PFI として事業を開始し、令和 6 年度までに 11 年ほどの期間を経過しています。

「愛媛県立中央病院」の運営上のモニタリングは、自主点検として業務ごとに細かい項目を設定し、セルフモニタリングが日常的に実施されているほか、県として「定期モニタリング委員会」が開かれ、業務の実施状況・モニタリング結果・改善状況等々を評価しています。また、外部のアドバイザーにも PFI 運営事業の効果検証を委託しています。

しかしながら、当該外部アドバイザーの報告書（「【概要版】令和 5 年度愛媛県立中央病院運営事業効果検証業務報告書」）では、数年間の事業の結果を踏まえた推移や他の病院との比較を交えて事業の評価をしていたものの、過去 10 年間の実績を踏まえた期間全体や累計での評価ではありませんでした。また、【PFI 事業の定量的な効果】として他病院との比較による要因分析はされていたものの、実績期間について当初の（または見直し後の）事業計画と比較したうえでの、その結果に対する要因分析を行った資料は含まれていませんでした。

PFI 事業は 10 年以上数十年にも及ぶ超長期の事業であり、単年度はもちろん数年度単位での評価だけで済ませるべきものではないと言えます。また、当初計画との対比と要因分析は、その委託先企業の責めに帰すことができない要因を排除することで、委託先企業の事業遂行能力とともに計画策定能力を把握することができる有効な手段です。そのため、そのような情報をいち早く把握するために、事業期間の中間時でのモニタリングは 5 年や 10 年単位の各期間でも累計でも計画と照らし合わせたうえで要因分析を行い、今後の長期の計画の見直しや事業評価のための新たな尺度を検討する材料とすることが望ましいです。

② 優先的検討規程における対象事業の例外の判断について（意見 13）

松山県警察署は令和 2 年 9 月に最初の新築工事に係る入札が開始され、11 回目の最後の入札が令和 6 年 6 月に行われ、総事業費 45 億円を上回る（予定価格ベース）事業でありました。そのため、PPP/PFI に関する検討を行っていない理由を質問したところ『耐震化のための建替整備であるため、「優先的検討規程」の 3 (2)「…次に掲げる公共施設整備等事業は、優先的検討の対象から除くことができる。」オ「その他県として緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」に該当するとして、検討を行っていないもの』との回答を受けました。

最初の工事の入札が 4 年以上前になり、その検討段階からとなれば 5 年を超える大規模工事であるところ、庁舎の耐震化は急がなければならないことではありますが、長期間に及ぶ事業で 11 件の工事を行い、その都度契約事務を行うくらいであれば PFI 事業のように一括発注を行えばそれだけでも事務の効率化になるでしょうし、債務負担行為を活用することで毎年度の

予算策定の手間も省けます。また、建設と解体の繰り返しや旧庁舎からの移転など何段階もの工程を経て完成に至ることを考えれば、民間のノウハウを当該事業の全工程を通じて活用できていればより迅速に庁舎の建て替えができた可能性もあります。

そのため、最初から「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」として PFI の検討を省くべき事業ではなかったと判断できます。

令和 5 年度に発注された「県庁第二別館新築工事」も『耐震に係る庁舎の建て替えであり、優先的検討規程 3 (2) オ「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」に該当するため、当該工事は対象外』との理由で検討がなされていませんでした。「耐震に係る庁舎の建て替え」が即ち「緊急に実施する必要がある公共施設整備等事業」であって PPP/PFI の検討を省く暗黙のルールが存在しているように見受けられますが、松山東警察署のようなケースを踏まえると「優先的検討規程」の例外規定の適用において問題があると考えられますので、県として判断方法の見直しを検討していただきたい。

③ PPP/PFI の研修等の参加率の上昇や研修頻度の増加の促進（意見 14）

PPP/PFI という分野において必要な知識やノウハウは非常に幅広く、事例を見ても多種多様なパターンがあり、業務に携わるとなれば深く研究・分析をする必要があります。また、潜在的なパートナーともなりうる地域企業や県下の市町の協力を促す必要もありますし、庁内の複数部署にまたがる企画を実行しようとするれば、それぞれの部署においてある程度習熟した担当者が配置されている必要もあります。そのため、PPP/PFI という分野において導入数を増やし十分な成果を上げるためには、十分な量と質の研修、セミナー、勉強会、協議会等（以下、「研修等」とします。）を適切な範囲を対象として実施し、その参加を促し、具体的な事案につながるコミュニケーションの場を継続して設けることが望まれます。

しかしながら、上述の通り最近では年間に数回実施されている研修等も、県有施設を所管している部署等でも参加する職員がいないもしくは少ないなど、積極的かつ継続的に参加されている職員の割合は少ないと感じるものであり、指定管理制度及び土木工事における地域維持型契約を除くと、10 年程前に PFI が 1 件導入されて以降県において PPP/PFI の導入事例がないことから考えても、次の PPP/PFI の導入を本気で検討していくためには、PPP/PFI の研修等の参加率の上昇や研修頻度の増加を促進することが望ましいと言えます。

④ 県下の発注機関との共同発注等を目指した協議の実施について（意見 15）

PFI 等の共通するテーマに関する研修等の開催で市町の担当者を招くなど、県として県下の発注機関との連携がある程度なされていることは確認されました。

しかしながら、公共工事については、道路や河川、農林水産資源などの財産や資源を所有・管轄を分けて発注・管理しているのに対して、その維持管理や災害対策等に係る工事の担い手たる企業等は地域ごとに共通しております。そのため、PFI や包括的民間委託等の PPP の仕組みを利用するなどして発注機関側が共同して工事を発注または管理することは、県にとっての

事務効率化や発注ロット増によるコスト削減以上の多くのメリットを享受できる可能性を秘めていると考えられます。また、国土交通省も共同発注による持続的・効率的な業務の実施を「戦略的インフラメンテナンス」の一つとして提案しております。（「未来につなぐインフラ政策・第3部 戦略的インフラメンテナンス」（国土交通省）より）

したがって、県はより一層の連携に向けての努力を行って、令和7年度以降に国が作成する予定となっている「手引き」等の国の方針を確認したうえで、県下の発注機関との共同発注等を目指した積極的な協議の実施をしていただきたい。

5. 地域維持型契約方式について

(1) 愛媛県地域維持型契約方式

① 地域維持型契約方式とは

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和4年5月20日閣議決定）（以下、「入札契約適正化指針」とします。）によると、「地域維持型契約方式」について、以下のような記載がなされております。

建設投資の大幅な減少等に伴い、社会資本等の維持管理のために必要な工事のうち、災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業を担ってきた地域の建設業者の減少・小規模化が進んでおり、このままでは、事業の円滑かつ確実な実施に必要な体制の確保が困難となり、地域における最低限の維持管理までもが困難となる地域が生じかねない。地域の維持管理は、将来にわたって効率的かつ持続的に行われる必要があり、入札及び契約の方式においても担い手確保に資する工夫が必要である。

このため、地域維持業務に係る経費の積算において、事業の実施に実際に要する経費を適切に費用計上するとともに、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合には、人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保を図る観点から、地域の実情を踏まえつつ、公共工事品質確保法第20条に基づき次のような契約方式を活用するものとする。

1) 複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。

2) 実施主体は、迅速かつ確実に現場へアクセスすることが可能な体制を備えた地域精通度の高い建設業者とし、必要に応じ、地域の維持管理に不可欠な事業につき、地域の建設業者が継続的な協業関係を確保することによりその実施体制を安定確保するために結成される建設共同企業体（地域維持型建設共同企業体）や事業協同組合等とする。

② 地域維持型建設共同企業体

共同企業体（JV）については、国土交通省ホームページ（「土地・不動産・建設業」カテゴリ・令和6年11月19日参照）に「共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）とは、建設企業が単独で受注及び施工を行う通常の場合とは異なり、複数の建設企業が、一つの建設工事

を受注、施工することを目的として形成する事業組織体」との説明がありますが、「共同企業体の在り方について」（令和4年5月20日国土交通省中建審第6号）（以下、「共同企業体の在り方」とします。）では、「地域維持型建設共同企業体」について以下のように記載されております。

第一 総括的考え方

4 共同企業体の方式

③地域維持型建設共同企業体

地域の維持管理に不可欠な事業につき、継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制の安定確保を図る目的で結成する共同企業体

「共同企業体の在り方」には、共同企業体の活用に当たっての基本的方針として、以下のよう記載もされております。

第一 総括的考え方

3 活用の基本方針

共同企業体の活用に当たっては、次の方針を基本とするものとする。

① 建設業の健全な発展と建設工事の効率的施工を図るため、公共工事の発注は単体発注を基本的前提とするとともに、共同企業体の活用は、技術力の結集等により効果的施工が確保できると認められる適正な範囲にとどめるものとする。

② 昭和25年9月13日中央建設業審議会決定「建設工事の入札制度の合理化対策について」は、公共工事入札に当たっての公正自由な競争秩序の在り方を示したものである。すなわち、建設企業の信用、技術、施工能力等公共工事の適正な施工を行い得る能力を重視するとともに、企業規模の大小にも留意した適正な入札方法として、いわゆる「等級別発注制度」を定めたものであり、公共工事の発注においては、共同企業体を活用する場合であっても、同制度の合理的運用を確保することが必要である。

③ 不良・不適格業者の参入を防止し、円滑な共同施工を確保するため、発注機関においては、共同企業体の対象工事、構成員等について適正な基準を明確に定め、それに基づき共同企業体の運用を行うものとする。

④ 共同企業体の対象工事については、共同施工の体制を経済的に維持し得る工事規模を確保するとともに、受注者においては適正に技術者を配置し、合理的な基準の下で運営することにより工事の適正かつ円滑な施工を行うものとする。

③ 愛媛県地域維持型契約方式実施要領

県は地域維持型契約方式を採用するにあたり、維持管理工事の包括契約を実施する場合における手続等を定めるため、「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」を定め、県のホームページ「建設工事の入札・契約に関する規程・お知らせ」にて公表しております。（令和6年11月20日時点）

「愛媛県地域維持型契約方式実施要領」第2条において、「この要領により発注する工事の入札方式は、事前に入札参加を希望する者を募集し、その応募者の中から入札参加者を選定する方式」（「公募型指名競争入札」）とする旨が記載されており、通常の契約方式とは入札参加者の選定方法が異なっております。

なお、当該契約方式の入札参加資格、手続等の詳細については、公表されている実施要領をご参照ください。

④ 県における地域維持型契約方式での契約の状況

令和5年度の地域維持型契約方式の契約実績は以下の通りです。

令和5年度 地域維持型契約方式実績

No	発注機関	施工箇所	応募者数 (者)	予定価格 (税込、千円)	契約金額 (税込、千円)	落札率 (%)	精算金額 (税込、千円)	精算金額－当初 契約金額(千円)	精算金額/当初契 約金額(倍)
1	四国中央 土木事務所	四国中央市伊予三島地区	3	4,847	4,785	98.73	35,661	30,876	7.5
2		四国中央市川之江・新宮地区	3	4,788	4,730	98.78	32,757	28,027	6.9
3		四国中央市土居地区	3	3,887	3,845	98.90	24,679	20,835	6.4
4		新居浜市一円	1	25,799	25,520	98.92	67,919	42,399	2.7
5		西条市玉津他	3	2,959	2,893	97.77	27,509	24,616	9.5
6		西条市藤之石他	3	3,232	3,168	98.03	4,949	1,781	1.6
7		西条市大保木他	3	4,786	4,686	97.91	19,855	15,169	4.2
8		西条市丹原町池田他	3	4,205	4,121	97.99	14,387	10,266	3.5
9		西条市周布他	3	3,207	3,146	98.11	34,342	31,196	10.9
10	今治 土木事務所	今治市大新田町他	3	530	526	99.17	6,763	6,237	12.9
11		今治市天保山町他	3	285	282	99.00	3,020	2,738	10.7
12		今治市東村他	3	416	411	98.94	2,325	1,914	5.7
13		今治市長沢～波止浜他	3	2,511	2,501	99.61	11,400	8,899	4.6
14		今治市高橋～波止浜他	3	2,586	2,563	99.11	4,500	1,937	1.8
15		今治市桜井～山路他	3	2,457	2,448	99.60	3,500	1,053	1.4
16		今治市大西町九王他	3	1,421	1,393	97.99	5,310	3,917	3.8
17		今治市菊間町松尾他	3	1,379	1,351	97.93	7,700	6,349	5.7
18		今治市朝倉上他	3	2,042	2,000	97.95	3,038	1,038	1.5
19		今治市伯方町木浦他	3	1,191	1,155	96.95	6,467	5,312	5.6
20		今治市上浦町井口他	3	1,515	1,474	97.31	9,625	8,151	6.5
21		越智郡上島町岩城他	3	6,500	6,490	99.85	25,360	18,870	3.9
22	中予地方局 建設部	松山市藤野町他	1	83,914	83,600	99.63	384,551	300,951	4.6
23		伊予市双海町上灘他	1	4,044	3,850	95.21	16,448	12,598	4.3
24	大洲 土木事務所	大洲市(旧長浜町)一円	1	5,293	5,280	99.75	12,132	6,852	2.3
25		喜多郡内子町(旧内子町、旧五十崎町)一円	1	7,228	7,205	99.68	45,085	37,880	6.3
26		大洲市(旧肱川町、旧河辺村)一円	1	7,073	7,040	99.53	33,062	26,022	4.7
27		喜多郡内子町(旧小田町)一円	1	6,654	6,545	98.36	30,051	23,506	4.6
28	八幡浜 土木事務所	西宇和郡伊方町九町他	1	5,293	5,258	99.33	4,016	-1,242	0.8
29		西宇和郡伊方町三崎他	1	8,429	8,360	99.18	18,527	10,167	2.2
30	西予 土木事務所	西予市明浜町高山他	1	9,902	9,900	99.98	17,640	7,740	1.8
31		西予市野村町予子林他	1	11,738	11,660	99.33	25,888	14,228	2.2
32	愛南 土木事務所	西予市城川町嘉喜尾他	1	7,961	7,667	96.31	23,537	15,870	3.1
33		南宇和郡愛南町	1	956	902	94.36	636	-266	0.7
34		南宇和郡愛南町	1	867	825	95.18	18,660	17,835	22.6
35		南宇和郡愛南町	1	985	858	87.15	4,198	3,340	4.9
計				240,880	238,436	98.14	985,497	747,061	4.1

(出典：関係課より入手した資料を基に、監査人が一部加工)

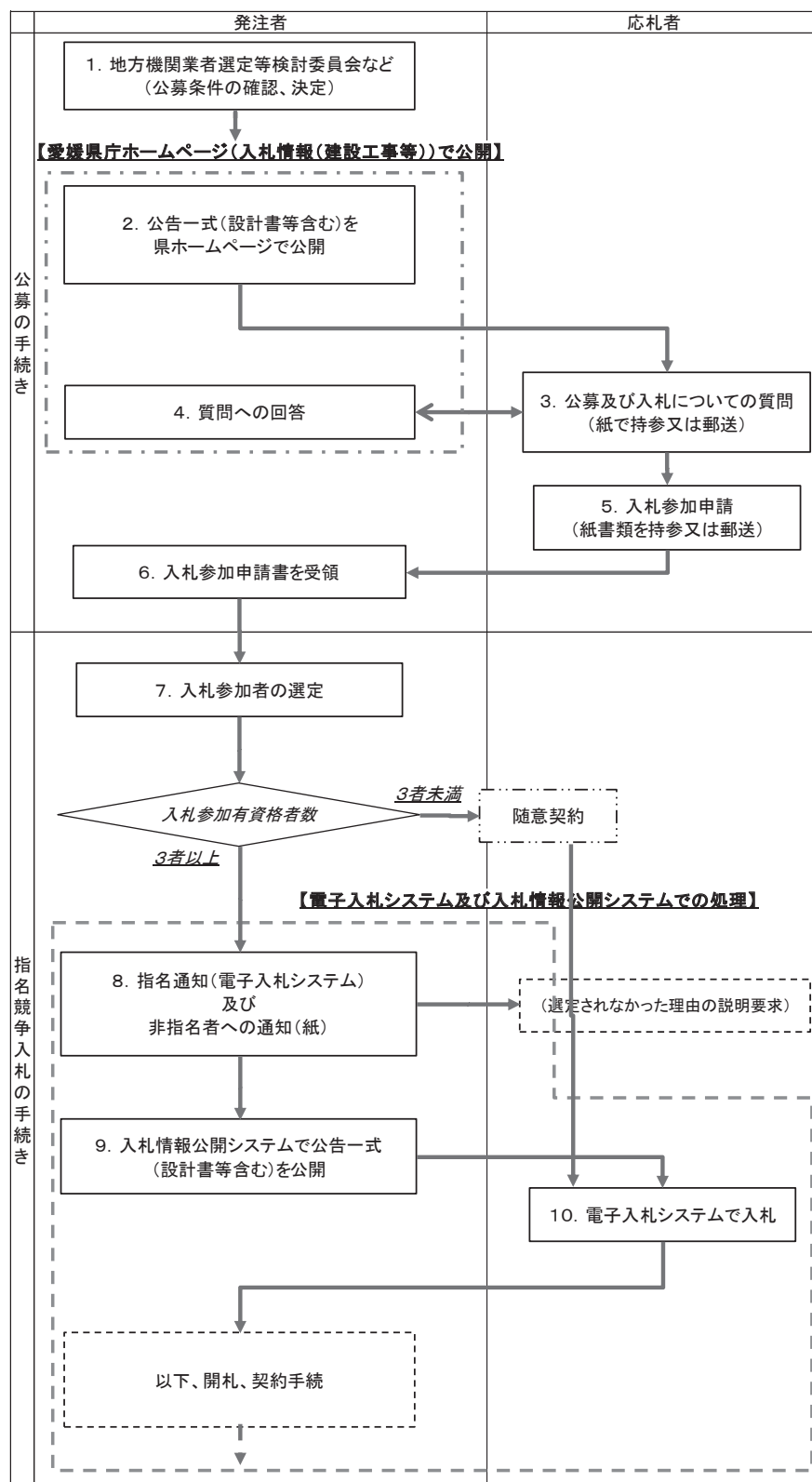
また、令和2年度から令和6年度までの応募者数、落札率、契約業者の推移は以下の通りです。

		令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度			
No	発注機関	応募者数	落札率	契約業者名	応募者数	落札率	契約業者名	応募者数(者)	落札率(%)	契約業者名	応募者数(者)	落札率(%)	契約業者名	応募者数(者)	落札率(%)	契約業者名	
1	四国中央土木事務所	3者	99.62%	三島地域維持共同企業体	3者	99.49%	三島地域維持共同企業体	3	99.17%	三島地域維持共同企業体	3	98.73%	三島地域維持共同企業体	3	98.54%	三島地域維持共同企業体	
2		3者	99.78%	川之江新宮地域維持共同企業体	3者	99.67%	川之江地域維持共同企業体	3	94.89%	川之江新宮地域維持共同企業体	3	98.78%	川之江新宮地域維持共同企業体	3	98.54%	川之江新宮地域維持共同企業体	
3		3者	99.63%	土居地域維持共同企業体	3者	98.51%	土居地域維持共同企業体	3	98.38%	土居地域維持共同企業体	3	98.90%	土居地域維持共同企業体	3	98.58%	土居地域維持共同企業体	
4	東予地方局建設部	1者	99.84%	新居浜建設業協同組合	1者	98.62%	新居浜建設業協同組合	1	99.38%	新居浜建設業協同組合	1	98.92%	新居浜建設業協同組合	1	99.73%	新居浜建設業協同組合	
5		3者	98.17%	西条中央共同企業体	3者	97.97%	西条中央共同企業体	3	97.98%	西条中央共同企業体	3	97.77%	西条中央共同企業体	3	97.98%	西条中央共同企業体	
6		3者	97.94%	神戸共同企業体	3者	98.01%	神戸共同企業体	3	98.30%	神戸共同企業体	3	98.03%	神戸共同企業体	3	98.24%	神戸共同企業体	
7		3者	97.99%	西条西部共同企業体	3者	98.23%	西条西部共同企業体	3	97.97%	西条西部共同企業体	3	97.91%	西条西部共同企業体	3	98.08%	西条西部共同企業体	
8		2者	99.32%	周桑地区建設共同企業体	3者	98.62%	周桑年間維持工事共同企業体	3	97.98%	周桑年間維持工事共同企業体	3	97.99%	周桑地区建設共同企業体	3	98.44%	周桑年間維持工事共同企業体	
9		2者	95.85%	西条市東予地区共同企業体	3者	97.80%	西条市東予地区共同企業体	3	98.15%	西条市東予地区共同企業体	3	98.11%	西条市東予地区共同企業体	3	98.23%	西条市東予地区共同企業体	
10		3者	97.10%	夢創・日電共同企業体	3者	98.88%	通建・夢創・日電共同企業体	3	98.70%	通建・夢創・日電・曾我共同企業体	3	99.17%	通建・夢創・日電・曾我共同企業体	3	99.00%	通建・夢創・日電・曾我共同企業体	
11		3者	97.06%	日達・桜井・アイケン共同企業体	3者	98.91%	日達・桜井・アイケン共同企業体	3	99.00%	日達・桜井・アイケン・常盤共同企業体	3	99.00%	日達・桜井・アイケン・常盤共同企業体	3	99.17%	日達・桜井・アイケン・常盤共同企業体	
12		3者	98.91%	渡辺・いづも・友尚共同企業体	3者	98.04%	渡辺・いづも・友尚共同企業体	3	98.64%	渡辺・いづも・友尚共同企業体	3	98.94%	渡辺・いづも・友尚共同企業体	3	98.98%	渡辺・いづも・友尚共同企業体	
13	3者	99.82%	大旺・大三・加藤共同企業体	3者	98.99%	大旺・大三・加藤共同企業体	3	99.64%	大旺・大三・加藤共同企業体	3	99.61%	大旺・大三・加藤共同企業体	3	99.33%	大旺・大三・加藤共同企業体		
14	3者	98.97%	夏目・森越・清水共同企業体	3者	99.10%	夏目・森越・清水共同企業体	3	98.81%	夏目・森越・清水共同企業体	3	99.11%	夏目・森越・清水共同企業体	3	99.18%	夏目・森越・清水・岡山共同企業体		
15	3者	99.73%	曾我部・環境・田頭共同企業体	3者	98.87%	曾我部・環境・田頭共同企業体	3	99.54%	曾我部・環境・田頭共同企業体	3	99.60%	曾我部・環境・田頭共同企業体	3	99.61%	曾我部・環境・田頭共同企業体		
16	今治土木事務所													3	98.96%	波方地区共同企業体	
17		2者	91.68%	大西地区共同企業体	3者	96.92%	大西地区共同企業体	3	97.60%	大西地区共同企業体	3	97.99%	大西地区共同企業体	3	98.97%	大西地区共同企業体	
18		2者	91.97%	菊間地区共同企業体	3者	97.00%	菊間地区共同企業体	3	97.94%	菊間地区共同企業体	3	97.93%	菊間地区共同企業体	3	98.99%	菊間地区共同企業体	
19														3	98.97%	玉川地区共同企業体	
20		2者	97.18%	富士・せんば・あさひ共同企業体	3者	96.43%	伯方・伊予・野間共同企業体	3	95.19%	あさひや・せんば・富士共同企業体	3	97.95%	朝倉地区共同企業体	3	98.99%	朝倉地区共同企業体	
21												3	96.95%	伊予建設工業㈱・榎野間組・伯方建設㈱共同企業体	3	96.17%	伯方地区共同企業体
22		2者	96.88%	号ヤ・三洋共同企業体	3者	98.78%	上浦地区共同企業体	3	97.74%	上浦地区共同企業体	3	97.31%	上浦地区共同企業体	3	96.77%	上浦地区共同企業体	
23											3	99.85%	上島地区共同企業体	3	99.48%	上島地区共同企業体	
24	中予地方局建設部	1者	97.78%	松山建設業協同組合	1者	93.30%	松山建設業協同組合	1	99.73%	松山建設業協同組合	1	99.63%	松山建設業(同)	1	99.19%	松山建設業協同組合	
25		1者	87.22%	双海地区建設共同企業体	1者	84.75%	双海地区建設共同企業体	1	87.25%	双海地区建設共同企業体	1	95.21%	双海地区建設共同企業体	1	93.71%	双海地区建設共同企業体	
26	大洲土木事務所				1者	95.36%	川下建設共同企業体	1	99.61%	川下建設共同企業体	1	99.75%	川下建設共同企業体	1	99.42%	川下建設共同企業体	
27		1者	99.85%	内山建設共同企業体	1者	99.04%	内山建設共同企業体	1	97.93%	内山建設共同企業体	1	99.68%	内山建設共同企業体	1	98.98%	内山建設共同企業体	
28					1者	98.88%	川上区建設共同企業体	1	98.60%	川上区建設共同企業体	1	99.53%	川上区建設共同企業体	1	96.63%	川上区建設共同企業体	
29					1者	92.84%	小田建設共同企業体	1	99.00%	小田建設共同企業体	1	98.36%	小田建設共同企業体	1	98.38%	小田建設共同企業体	
30	八幡浜土木事務所	1者	100.00%	竹増・堀保共同企業体	1者	98.74%	竹増・堀保共同企業体	1	94.88%	竹増・堀保共同企業体	1	99.33%	竹増・堀保共同企業体	1	99.12%	竹増・堀保共同企業体	
31		1者	99.26%	藤川・三崎・末光共同企業体	1者	94.75%	藤川・三崎・末光共同企業体	1	99.22%	藤川・三崎・末光共同企業体	1	99.18%	藤川・三崎・末光共同企業体	1	99.38%	藤川・三崎・末光共同企業体	
32	西予土木事務所							1	89.59%	明浜共同企業体	1	99.98%	明浜共同企業体	1	99.77%	明浜共同企業体	
33					1者	100.00%	野村東地区共同企業体	1	99.90%	野村東地区共同企業体	1	99.33%	野村東地区共同企業体	1	99.19%	野村東地区共同企業体	
34								1	99.47%	城川共同企業体	1	96.31%	城川共同企業体	1	99.30%	城川共同企業体	
35	愛南土木事務所										1	94.36%	城辺北建設共同企業体	1	92.03%	城辺北建設共同企業体	
36		1者	98.65%	南宇和建設共同企業体	1者	93.57%	南宇和建設共同企業体	1	93.12%	南宇和建設共同企業体	1	95.18%	南宇和建設共同企業体	1	95.39%	南宇和建設共同企業体	
37					1者	86.24%	城辺南建設共同企業体	1	87.78%	城辺南建設共同企業体	1	87.15%	城辺南建設共同企業体	1	81.30%	城辺南建設共同企業体	

(出典：関係課より入手した資料を基に、監査人が加工)

⑤ 公募型指名競争入札事務手続きの流れ（参考例）

公募型指名競争入札事務手順フロー図



(2) 監査の結果及び意見

① 発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでない年間維持工事契約について（意見 16）

上記「(1) 愛媛県地域維持型契約方式 ④県における地域維持型契約方式での契約の状況」に記載した通り、ほとんどの契約が当初の契約金額と最終契約金額（精算金額）とに大幅な乖離があり、結果として数倍となるものも多く、中には数千万円～数億円の乖離がある工事もありました。

このような案件に関して、県の見解は「地域維持型契約方式においては、複数の道路・河川等を一括して発注するため、単一で道路・河川等を発注する場合と比較し、業務量が大幅に増加することがある。特に、近年、異常気象により、警報発令・災害発生頻度が増加しており、年間維持工事により対応するケースが増加している。しかし、予定価格積算時には、必要最低限の業務量のみで積算しているため、やむを得ないことである。なお、パトロール、応急復旧工事等は、すべて県の指示により実施するとともに、その結果を報告させているため、不必要な業務を行った結果、契約金額が増額することはない。」とのことでありました。また、現状の愛媛県地域維持型契約方式による年間維持工事の性質として「予定価格は、発注時に想定される必要最低限の業務量を基に積算しており、受注者は、業務量がどれほどまで増加（減少）するのか予測できない。」「高落札率については、年間維持工事の性質を考えると、応札時点では県からどのような内容の指示がくるか不明であり、予定価格を大幅に下回る応札は困難と推測する。」との回答もありました。

このように、県における現状の年間維持工事は発注時において工事契約の全体的な規模や工事の種類が明らかでないことから、入札契約適正化法第3条1号の「契約の内容の透明性が確保」されておらず、同条2号の「入札に参加しようとし、又は契約の相手方になろうとする者の間の公正な競争が促進」に必要な工事契約の規模や工事の種類が大部分わからないことから、入札参加者は効率的な工事の計画を立てることも工事費用の削減の工夫を織り込むこともできないため、ほとんどの年間維持工事が工事全体の落札率の平均よりも高いおおむね98%以上という高落札率で高止まりする大きな要因の一つになっていると考えられます。

しかしながら、県によると「過去は、現在よりも河川・道路を分割し、1業者ずつ受注する方式としていたが、業者数・従業員数の減少により、対応が困難な見通しとなったため、地域維持型契約方式を導入した」とのことであり、維持工事契約をなくすことができないことから、今後は可能な限り問題点が是正されるように努めることが望ましいです。

② 複数年に渡る契約の検討（意見 17）

「(1) 愛媛県地域維持型契約方式 ④県における地域維持型契約方式での契約の状況」に記載した通り、複数年に渡り同一の受注先が落札しております。また、県では公募型指名競争入札が採用されておりますが、すべて応募者数が3者以下であり、半分ほどが1者である状況が続いております。

このような状況では競争性の低下による落札率の高止まりなどの弊害も発生しており、地域維持型契約方式での契約を続けるのであれば、経済性を高めるための新たな措置の検討をすることが望ましいと考えられます。

上述のように、「入札契約適正化指針」では、「1）複数の種類や工区の地域維持事業をまとめた契約単位や、複数年の契約単位とするなど、従来よりも包括的に一の契約の対象とする。」との記載があり、その趣旨である「地域維持事業の担い手の安定的な確保」や「人員や機械等の効率的運用と必要な施工体制の安定的な確保」を図る観点から、他の改善策と合わせて複数年に渡る契約とすることが有効な施策となる可能性もあると考えられますので、前向きな検討をお願いしたい。

6. 個別施設計画について

県は、様々な行政需要に対応するため、県庁舎や警察庁舎、学校、県営住宅、病院などの建築物、道路やダムをはじめとするインフラ施設など、多くの公共施設（以下、「県有施設」とします。）を保有しておりますが、昨年度の愛媛県包括外部監査において、県有施設のうち「一般建築物」に係る個別施設計画を取り扱っていたものの、「インフラ施設」及び「公営企業施設」を監査対象としていなかったことから、本年度の監査においては、これらの施設のうち「インフラ施設」としては「道路施設」、「公営企業施設」としては「電気事業施設」を対象として施設計画を検討いたしました。

なお、県保有施設に係る「個別施設計画」は、主として平成29年3月に策定された「愛媛県公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」とします。）に基づいて策定されることとなっておりますが、総合管理計画の概要については県ホームページもしくは昨年度の愛媛県包括外部監査報告書を参照されたい。

また、上記の総合管理計画の策定に関する指針となっている「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」（総務省・令和5年10月10日改訂）では少なくとも10年間の計画と、約30年（少なくとも10年）ほどの対策費用の見通しについて記載することとされております。

「少なくとも10年ほどの対策費用の見通し」を総合管理計画に示すためには、個別施設計画において「少なくとも10年ほどの対策費用」を把握して集約・集計するものと考えられており、県で策定されている個別施設計画の多くで10年ほどの対策費用を記載しております。当該対策費用は県の予算等で確定したものではなく、施設の維持に必要と認められる工事等を現在実施した場合における費用の見積額を表しております。

<「道路施設」に係る個別施設計画>

(1) 「道路施設」に係る計画等の概要

県の策定している道路施設に関連する上位の計画等には、「愛媛県総合計画（2023～2026年度）」「新広域道路交通計画」「愛媛県広域道路整備基本計画」などがありますが、道路施設に係

る個別施設計画に相当する計画は「愛媛県舗装維持管理計画」「愛媛県橋梁個別施設計画」「愛媛県トンネル個別施設計画」「愛媛県道路付属物等個別施設計画」があります。これらの個別施設計画のうち「愛媛県舗装維持管理計画」以外は県のホームページで公表されております。

このうち、監査対象とした計画は「愛媛県舗装維持管理計画」「愛媛県橋梁個別施設計画」「愛媛県トンネル個別施設計画」の3つで、他の上位計画については参考として閲覧しました。

(2) 監査の結果及び意見

① 個別施設計画の数値計画の記載について（意見 18）

個別施設計画における数値計画（対策費用の計画）は、「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて策定されている一般建築物における個別施設計画においてほとんどすべての計画に記載されており、昨年度の愛媛県包括外部監査の監査意見においても10年以上の計画の記載が望ましいとの意見も出されております。同じく「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて策定されるインフラ施設である道路施設の計画についても、令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設計画に関する数値計画を示すことを検討していただきたいと考えております。

② 主要な施設工事の計画の年度ごとの記載について（意見 19）

「愛媛県舗装維持管理計画」において、現状の計画に関する記載内容は修繕等を実施するプロセスや判定区分等の考え方、判定された区分ごとの修繕等に関する概要の記載になっており、計画期間における年度ごとの工事内容や金額など具体的な工事計画が示されておられません。トンネルや橋梁については年度ごとの点検や修繕の予定を記載していますが、主要な工事の金額の記載がありませんでした。令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、事務事業の透明性を高めるためにも記載の追加を検討していただきたい。

③ 主要な施策や計画に対する結果等の記載について（意見 20）

PDCA サイクルでいうと、個別施設計画は各施設における「P（計画）」に該当しますが、各種施策や修繕等の実施が「D（実行）」、計画と実績の対比を行って計画の進捗・達成管理と原因分析を行うことが「C（評価）」、その結果として計画の見直しや未実施工事の実施をすることなどが「A（改善）」に相当すると考えられます。そのため、計画の更新にあたっては、前回計画に記載されていた計画に対するPDCAを明らかにするために、「P」である各種施策や修繕等の計画に対して「DCA」を記載することが望ましいと考えられます。

したがって、次回の更新にあたっては、令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、事務事業の透明性を高めるためにも主要な施策や計画に対する結果等の記載を検討していただければと存じます。

④ 個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の計画更新について（意見 21）

「愛媛県舗装維持管理計画」は平成 28 年 5 月に策定されて以降、更新がされておられません。同計画の「6. 舗装維持管理計画の見直し」には「本計画（案）の計画期間は原則 9 年間とするが、社会情勢の変化等を踏まえ適宜見直しを行う」と記載されており、9 年は経っていませんが、長期間見直しをしないことで、計画の前提が現状と大きな乖離が生じる場合には計画どおりに進めることに問題が生じる可能性があります。

第 1 章 2（2）「特定の事件（監査テーマ）を選定した理由」でも触れたように、建築資材物価の上昇や労務費の上昇等により、数年前と比較して大幅な工事費の上昇があることは周知の事実であります。「愛媛県舗装維持管理計画」では今後 30 年の補修費の試算額の記載などは大きな金額の増額が必要と考えられるでしょうし、限られた予算を前提に補修費の確保が可能な範囲で工法の選択をしているため、工事費の平均が大きく上がれば、短期・中長期ともに計画どおりには工事が実行できない可能性は高いと考えられます。

道路舗装の短期補修計画が 3 年サイクルとなっているため、3 の倍数が計画期間として都合が良いのであれば、「愛媛県舗装維持管理計画」はできれば 10 年を上回る 12 年の計画としつつ、見直しのサイクルを 3 年（もしくは 6 年）と長すぎない期間に設定するなどして、ローリング方式で、計画の見直しをし続けていただきたい。

⑤ 個別施設計画（愛媛県舗装維持管理計画）の公開について（意見 22）

個別施設計画の公開に関しては、一般建築物の施設管理を対象としていた昨年度の愛媛県包括外部監査において「受益者である県民にとって個々の施設の保有方針への関心は高く、保有方針を明らかにした個別施設計画とその進捗状況は公開されることが望ましいです。」との意見があり、令和 7 年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、インフラ施設である道路施設の舗装に関する個別施設計画も公開を検討されることが望ましいです。

<「電気事業施設」に係る個別施設計画>

(3) 「電気事業施設」に係る計画の概要

県の電気事業に関連する計画として、「愛媛県電気事業中期経営計画【令和 2 年度～令和 11 年度】」（以下、「中期経営計画」とします。）がありますが、公営企業としての経営計画であると同時に電気事業施設に係る個別施設計画に相当する計画と位置付けられており、この計画は県の県公営企業管理局ホームページで公表されております。

本報告書では、この中期経営計画に記載されている施策が適切に実行されているかどうかについて、または、この中期経営計画が上述の「総合管理計画」の求める個別施設計画として十分なものであるかどうか、公営企業としての事業の採算性や持続可能性について有益な情報を提供できているかどうかについて検討いたしました。

(4) 監査の結果及び意見

① 公表される評価結果の根拠の明確化について（意見 23）

上述の中期経営計画 P26「第7章 計画達成状況の評価・公表方法」には計画の評価方法として、「設定した主な指標（数値目標等）について、年度ごとに推移を把握し、局内に組織する（庁内）業績評価委員会（委員長：公営企業管理局長）で評価を行う。」と記載されるとともに、「（庁内）業績評価委員会において実施した評価については、計画の透明性・実効性を確保するため、毎年度、愛媛県公営企業管理局ホームページにおいて、広く県民や関係団体・企業等に公表する。」とされております。

そこで、公表されている評価結果をみたところ、公表された結果は各数値目標の達成状況の簡単な説明にとどまり、その評価の判断理由や損益計画の実績に対する背景の説明はなく、書面決議された業績評価委員会資料においても具体的な数値目標の評価の判断根拠や損益計画の説明がされた記載はありませんでした。さらに各年度の公表された結果は損益計画の数値こそ変わっていたものの、記載内容はほとんど変わりがなかったことから、計画の数値目標に対する形式的な達成度以上の有益な情報が得られませんでした。

これに対し、県は「毎年度の決算の見込みのほか、予算化した事業の進捗や重要な課題への対応状況等は適宜報告を行っており、進捗管理自体はしっかりなされている」「近年はおおむね事業が順調に進んでいたため、今後も引き続き計画に沿って事業を進めていくという趣旨で、同様の記載が続いておりました」との回答ではありましたが、公表の趣旨を踏まえると十分な資料をそろえて書面でない具体的な議論をすることが望ましかったと考えられるところ、多忙により書面決議となってしまうのが実情であったとしても、公表される情報の根拠について書面決議の参加者が事実関係の把握ができる程度に示すことが望ましく、計画の透明性・実効性を確保すべく可能な範囲で公表される情報の改善を図っていただきたいと思います。

② 耐震工事計画の期間の説明不足について（意見 24）

上述の中期経営計画 P14～15の「主な工事スケジュール」では、主な耐震工事計画が記載されておりますが、耐震化工事が予定されている施設の「耐震化の状況」の欄にはそれぞれ「令和○年度から詳細設計 耐震化予定」との記載がされるのみで、その具体的な耐震化工事の始期と終期が説明されておりました。その理由としては、詳細設計が完了するまでは、具体的な耐震化工事の規模や始期と終期が未確定なためとのことでした。

しかしながら、相当程度短期間で終わる工事であればこの程度の記載でも問題はないと思われますが、県の回答によれば、電気事業設備の耐震化工事の多くは詳細設計から工事完了まで4～5年ほど要するとのこと、それほどの期間がかかる工事であれば、詳細設計前のため工事期間が未確定である旨の注書きをしたうえで、同じ「主な工事スケジュール」に記載されている他の工事計画と同様に概ねの工事期間がわかる図が記載されていた方が望ましく、その方が計画の透明性が向上すると考えられます。令和7年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、記載の追加を検討していただきたい。

③ 設備の対策費用の数値計画の記載について（意見 25）

上述の中期経営計画 P14～15 では、「老朽化対策費用の見通し」「主な工事スケジュール」の記載がありますが、主な設備ごとの工事費用や各年度の工事総額の見積額が記載されておられません。一方、P22, 23 の中期経営見通しの中で、修繕工事と改良工事の 10 年間見込額を記載しているとのことで、P23 下部の「①収支計画のうち投資についての説明」には「耐震工事を実施するとともに、ストックマネジメントの考え方にに基づき、施設毎の状況を踏まえた最適な保全計画を策定した」旨が記載されております。そのため、主な設備の工事費用を反映していない旨を重要なリスク情報として開示していないことから、年度ごとに計画数値に反映されている主な設備の工事の見積額があるはずであり、対策費用が未確定である旨の注書きをすれば「老朽化対策費用の見通し」にも記載が可能な見積工事費用があると考えられます。

他の県有施設の個別施設計画では、設備の対策費用としておおむね 10 年ほどの見積額が記載されており、これには主な設備ごとの工事の内容に加え、その支出時期と支出額の見積額が発生年度ごとにわかる表が記載されており、そうでない個別施設計画については、昨年度の包括外部監査において記載を求める意見が出されております。当該中期経営計画も同様の個別施設計画と位置づけられている以上は、その施設の機能の維持のために将来必要とされる費用を見積り、少なくとも 10 年ほどの見通しがわかるように記載することで、施設管理の透明性を確保することが望ましいです。令和 7 年度での改訂が予定されている「愛媛県公共施設等総合管理計画」に基づいて、記載の追加を検討していただきたい。

④ 健全性や収益性を示す指標の追加について（意見 26）

上述の中期経営計画 P 7～12「第 2 章 事業の現状・課題」の「2 前経営計画期間の検証」では、「中期経営見通し」に対する実績として収支計画及び実績、資本的収支計画及び実績、企業債残高の表が記載されており、「類似団体の平均値との比較」として、事業の収益性を表す経常収支比率や営業収支比率、財務の健全性を表す流動比率や有形固定資産減価償却率が記載されておりました。

しかしながら、公営企業の財務の健全性を示す指標としては例えば「債務償還年数」（地方債の返済可能能力を把握するために、地方債残高が収入に対して適正であるかを表す指標で、地方債残高を業務活動等によるキャッシュ・フローで除して求められる。）があり、これを公営企業債及び公営企業の事業キャッシュ・フローで適用することで、事業活動が単独で持続可能なものとなるかどうかを表すことができるため有用と考えられます。また、公営企業の収益性を示す指標としては、正確な経年評価を行うため、純利益から減価償却費（設備投資によるブレ）等の影響を排除した指標である「EBITDA（減価償却前営業利益）」なども考えられます。さらには電気事業特有の指標として、電気事業全体及び発電形式別に「設備利用率」（本来備えている発電能力と実際の発電電力量との割合であり、設備の利用状況や適正規模を判断する指標）を把握することも有益であると考えられます。ほかにも、他県の公営企業の経営戦略で採用されている指標があり、それらも検討に値するものです。

これらの指標を経営目標として設定し、中期経営計画で示して、実績との対比を継続して把握・公表することはより公営企業の経営の透明性を高めることにつながることから、追加指標の設定を検討することが望ましいです。

⑤ 計画及び実績における各数値の関連性の説明不足について（意見 27）

上述の中期経営計画の将来計画や実績の数値指標を検討したところ、収益的収支や資本的収支及び企業債残高の推移を示す表が記載されておりましたが、収益的収支が損益を示す表でとどまっておりその収支が資金等残高（現預金等流動性が高い資産）に与える影響や資本的収支の不足額に対する補填額の内訳を示す表、それらと企業債残高や返済財源の整合を示す表が不足しており、各数値の関連性が明らかではありませんでした。

公表されている他県の経営戦略等を参考に、計画や実績における各数値の関連性を明確にすることで、公営企業の経営の透明性を高めることが望ましいです。

⑥ 計画策定時の根拠資料の明確化について（意見 28）

前回平成 21 年度に策定した計画の計画期間が終了し令和 2 年度から始まる上述の中期経営計画の策定時の検討資料を確かめたところ、計画の策定のための経営会議等は開かれておらず、書面による稟議で決裁されておりました。そこで、その稟議における添付資料を拝見しましたが、数値計画や実績の基礎となる資料その他の事業実態を把握した資料は確認できませんでした。この点について、質問をしたところ、計画の見直しは 1 年以上をかけて作業を行っており、随時根拠資料を幹部で確認しながら最終的に完成したものについて決裁を取っているとのことでした。

計画策定（改定）の審議においてどのような資料を基にすべきかについて具体的なルールはありませんが、公表される将来計画が事業の実態を適切に踏まえて最終的に完成したものであるならば、最終的な策定（改定）時の稟議に計画の基礎となった資料を添付する、決裁に関わる者が漏れなく参照可能な資料の名称や保存箇所を示す、あるいは他の会議資料を参照する旨を記載するなどして、根拠を明確にすることが望ましいです。

7. モニタリングについて

(1) 県における公共工事のモニタリング

① モニタリング実施機関

県における公共工事のモニタリング実施機関は総務部に属する行政経営課（令和 5 年度における名称は行革分権課）と、組織体系として他部門と独立する監査事務局があります。監査事務局は監査委員の補助機関（法第 200 条）であり、監査委員は法第 195 条に基づいて設置される独任制の執行機関とされております。また、「入札監視委員会」など外部の委員を招いて定期的に実施されるモニタリングも行われています。そのほか、外部監査となる包括外部監査や個

別外部監査において公共工事が不定期に対象となる可能性があります。

本報告書においては、上記のうち、行政経営課による監視を「モニタリング」と表記し、包括外部監査人による監査を「監査」と表記することで、以降の記述において区別するとともに、行政経営課による監視を「モニタリング」に関する主な意見等の対象として記述いたします。（ただし、下記「モニタリング」に関する意見等は行政経営課以外による事後検証方法で検討及び対応することを妨げるものではありません。）

② 公共工事のモニタリングの実施について

行政経営課の工事に関するモニタリングは、入札監理グループが実施する「工事等の入札の監視」であり、地方機関における入札参加資格の設定状況及び指名業者の選定状況等を確認するために行われる、地方局業者選定等審査会・地方機関業者選定等検討委員会（以下、「業者選定等審査会等」とします。）による審査・検討状況を監視する現地調査と書類審査になります。

令和5年度における上記の現地調査は、6月及び10月に実施され現地調査を除いた書類審査は1月に実施されますが、令和5年度における現地調査及び書類審査の対象件数は合計147件でありました。

本報告書は公開されるため、モニタリングの実施対象となる部局課等も見ることになります。そのため、今後のモニタリングに支障を生じる恐れがありますので、公共工事のモニタリングの実施方法については詳細の記載を省略いたします。

本報告書においては、以下の監査の結果及び意見に直接関係する部分のみを監査意見の中で記載いたします。

(2) 監査の結果及び意見

① モニタリングにおけるリスク評価の実施とモニタリング資源の優先配分（リスクアプローチ）の実施（意見29）

モニタリングを実施する人員等（以下、「モニタリング資源」とします。）は限られており、現在の方法でモニタリングされる対象の件数は全部局の工事契約全体から見ると、令和5年度で概ね6%ほどであり、効率的なモニタリングの実施が求められると考えられます。

ここで、モニタリングを実施する際、モニタリング対象部局課署やモニタリング対象工事を選定することに先立ち、法令及び条例や県内部の制度や諸手続の変更、時勢による注目度、過去および現在の県内外の問題など多くのリスク要因がある中から、通常のモニタリングにおいて検討される一般的な検討項目以外にも、そのようなリスク項目を各年度の重点検討項目と定めることによって目標が明確になり、モニタリングが効果的に実施されることが考えられます。

したがって、優先的な検討対象となるリスク要因についてはできれば毎年度、もしくはモニタリングサイクルを定めて一定期間ごとに見直しを行うとともに、リスク評価に基づくモニタリング資源の優先配分によるモニタリングの実施（リスクアプローチ）をモニタリング手法に取り入れることが望ましいです。

② 特にリスクが高い工事と認定された工事に対する多角的な検証の推奨（意見 30）

1 者応札かつ高落札率工事が継続されるケースなど、通常のモニタリングの結果、特にリスクが高い工事と認定された工事を特別な検討を要するものとして、例えば、同一地域内の類似工事や過年度工事における入札参加者や落札者が発注した外注先の推移を検証するなど、十分に多角的な検証を実施することで、通常のモニタリングでは得られない実態把握を行い、モニタリングによる効果をあげ、より良い改善につなげる情報を入手できる可能性が高いと考えられます。

③ モニタリングの実施結果への対応（意見 31）

行政経営課（当時、行革分権課）において実施されたモニタリングの報告書等を拝見したところ、報告された結果に対してのフォローがなされたものは、県全体で情報共有された 1 件しか確認できておりません。

しかしながら、報告書の記載の中には、例えば、「1 者応札：既設ポンプのオーバーホール工事のため、現実的な応札者が限られる。高落札率（98.5%）」といった問題とその原因が書かれている入札後審査型一般競争入札の事案があり、ほかにも多くの検出事項も散見されており、モニタリング後に対応を協議した方がよいと監査人が考える内容も複数見受けられました。

上記の事案で言えば、一般的に「ベンダーロックイン」といわれる状態（システムを導入、構築する際、特定のベンダーの製品、サービス、システムに大きく依存してしまい、他のベンダーに切り替えることが困難になってしまう状態）になっていると推察され、近年の機械装置の多くは内蔵したシステムが高度化してきており、土木工事や建設工事でもそのようなシステムが組み込まれた事案も多く存在することから、「維持管理付工事発注方式」のような工事後複数年の維持管理義務を組み込んだ契約を締結する方法も次回や類似の契約での検討材料になるものと考えられます。

このように、適切に PDCA サイクルを回せるように、モニタリング報告の内容を適切に生かせるように体制を整え、モニタリングの実施結果への対応をすることが望ましいです。

④ モニタリングの実施報告書の結果記載の標準化（意見 32）

行政経営課（当時、行革分権課）において実施されたモニタリング報告書等を拝見したところ、例えば、高落札率であるという結果しか記載がなく、原因の記載がないものもあれば、細かい原因まで記載があるものまで、報告書で求める水準がはっきりしないものが散見され、結果報告の記載で求める水準がわかりませんでした。

モニタリングに際して問題点を発見し、報告書に問題点の記載をする場合は、その原因調査まで行って、モニタリング後の改善につなげられるものとするべきであり、そうでなければ適切に PDCA サイクルを回すことはできないと考えます。どこまで具体的に明文化するかどうかはともかく、モニタリングの実施報告書の結果記載の仕方は標準化して、モニタリング後の改善につながる水準の記載を求めるようにすることが望ましいです。

8. その他全般的事項

(1) 県内部のルール等について

① 工事に関するルール

工事に関するルールは非常に多くの実施要領やマニュアル・ガイドラインが存在します。工事や建築物に関連する条例もありますし、「会計事務の手引き」にも工事や入札に関する記載があります。工事は入札により契約を行うことが原則であるため、工事の事務に係る職員は入札制度に関する知識も必要となります。

土木工事のマニュアルの中にホームページにて公開されている「土木工事施工管理マニュアル」（令和5年2月）があります。そこには関連する条文や標準的な契約約款、共通仕様書等の抜粋とともに手続や書類等の解説が書かれております。

② 工事契約の入札結果の基礎データの保存について

県は全部局における年度別の工事契約の入札結果について、県ホームページ（「建設工事の契約状況について」）にて公開しております。

県によると、当入札結果は県が入札監視委員会の開催に合わせて各発注機関が作成したデータを取りまとめ、データ分析に活用しているものとのことでした。

入札監視委員会の資料は、公文書として愛媛県文書管理規定に基づき5年保存とされておりますが、とりまとめたデータ（基礎データ）は起案文書に添付されておらず、愛媛県文書管理規定上の公文書に該当するか判断が難しいものとのことでした。

(2) 監査の結果及び意見

① 土木工事に係る庁内のルール及びマニュアル・ガイドラインに記載された工事関連資料に対する研修の不足（意見33）

本報告書に係る監査の実施に際し、例えば、質問事項の回答の根拠と示された土木工事に係る庁内のルールの誤認や、提出を依頼したマニュアル・ガイドラインに記載された書類がわからず提出が遅れたもしくは書類がない、公文書とされている書類に記載すべき項目が漏れているといった庁内のルールに関する認識が不足していると感じる状況に遭遇しました。また、マニュアル・ガイドラインに記載された書類の必要性に関する考え方が執行機関によって異なると感じる状況もありました。

これらの状況は、そのことのみをもってルール違反とはまでは言えないものではありませんが、職員は人事異動の都度大きく業務内容が変わるため、上述のような大量のルールを読み込み正確にかつ網羅的に理解することは容易ではありません。このような状況下では書類の正確な整理及び網羅的な整備ができない可能性もあるため、土木工事に関する庁内のルール（マニュアル・ガイドライン）等の理解を深めるための研修を増やすなどの対応が望ましいです。

② 公表された入札結果の基礎データの保存の不備について（意見 34）

本報告書に係る監査の実施に際し入手した、公表されている全部局の工事契約の入札結果（落札率の推移データ）について、執行機関ごとの入札結果を分析するため詳細データを依頼したところ、令和元年度の全部局の契約金額合計と、保存されていた基礎データの契約金額を集計した結果が一致しませんでした。

県によると、不一致の原因について、取りまとめたデータ（基礎データ）について、担当者が加工する段階で一部データが抜け落ちてしまったものを保存してしまったと推測しておりますが、このデータをもとに作成される入札監視委員会の資料は、公文書として5年の保存義務があり、令和元年度分は令和6年度末まで保存する必要があるため、資料の根拠となる基礎データもセットで保存しておくべきであったとのことでした。

当該基礎データは公表されている分析データの基礎データでもあり、本報告書における監査のように、事後的にモニタリング等で活用されるデータでもあることから、データの不備となった根本的な原因を見直して、できる限りこのような不備が起こらない体制を検討することが望ましいです。

第5 個別の工事についての監査結果及び意見

各個別の工事に関する監査結果及び意見は次のとおりです。なお、施工中の工事については、令和6年11月末時点の状況を記載しております。

1. (国) 317号他 維持管理工事（温道維第1号）

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 317号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	☒ 有・ ☐ 無（一部の災害復旧工事について有り）
補助負担率	0.667（5災国補第38号、40号の1、45号、応温第21号の1） 0.8（応温第22号の1） ※陸地部：0.667 離島：0.8
工事種別	道路維持管理工事
工事番号	温道維第1号
位置	松山市藤野町 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 48路線 河川維持管理工事 90河川 砂防施設維持管理工事 249箇所 海岸施設維持管理工事 21海岸 港湾施設維持管理工事 3港湾
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】73,682千円（当初）、50,869千円（最終） 【合併全体】83,914千円（当初）、385,993千円（最終）
予定価格	83,914千円
請負契約額	【監査対象】73,407千円（当初）、50,678千円（最終） 【合併全体】83,600千円（当初）、384,551千円（最終）
支出済額	【監査対象】50,678千円 【合併全体】384,551千円
起工年月日	令和5年4月1日
完成(予定)年月日	令和6年3月19日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 松山建設業協同組合
入札参加者数・指名業者数	1者
落札率	99.6%

備考	温河維第 1 号との合併 砂管第 4 号の 1 との合併 温海維第 1 号の 1 との合併 松港維第 1 号の 1 との合併 温冬対第 1 号との合併 温補河堤緊第 101 号の 1 との合併 温河防第 102 号の 2 との合併 温補河防第 105 号の 1 との合併 温単局第 102 号の 1 との合併 温単整第 102 号の 1 との合併 温河堤緊第 102 号の 2 と合併 温補河震対第 104 号の 1 との合併 温補河防第 103 号の 1 との合併 5 災国補第 38 号との合併 5 災国補第 40 号の 1 との合併 5 災国補第 45 号との合併 温単局第 105 号の 3 との合併 温河震対第 101 号の 1 との合併 温単局第 101 号の 1 との合併 温単整第 104 号の 1 との合併 温海漂第 1 号の 1 との合併 温海防第 3 号の 1 との合併 補港防第 9 号の 1 との合併 温補道防減第 302 号の 1 との合併 温補道防減第 304 号の 1 との合併 温補道防減第 371 号の 1 との合併 温道防減第 371 号の 2 との合併 温道防減第 372 号の 2 との合併 温道防減第 373 号の 1 との合併 温道防減第 374 号の 2 との合併 温環第 303 号との合併 温環第 304 号との合併 温環第 305 号との合併 温環第 306 号との合併 温環第 307 号との合併 温環第 309 号との合併
----	--

	温環第 310 号との合併 温環第 312 号との合併 温環第 314 号との合併 温環第 316 号との合併 温環第 105 号との合併 温環第 108 号との合併 温環第 109 号との合併 温環第 110 号との合併 温河震対第 102 号の 1 との合併 温河防第 101 号の 1 との合併 温施砂第 107 号の 1 との合併 砂防減第 119 号の 1 との合併 温海防第 1 号の 5 との合併 砂防減第 116 号の 3 との合併 応温第 21 号の 1 との合併 応温第 22 号の 1 との合併 温環第 301 号との合併 砂防減第 18 号の 2 との合併 温環第 101 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
(主) 中島環状線_松山市小浜_カーブミラー交換	(主) 松山港線_松山市高浜一丁目_歩道補修



(一) 平田北条線_松山市堀江町_歩道部排水対策



(主) 伊予松山港線_松山市別府町_除草+除草シート or コンクリート打設



(主) 伊予川内線_松山市中野町_路面陥没補修



(主) 松山北条線_松山市下伊台町_屋敷橋補修



(一) 栗井浅海線_松山市上難波_側溝清掃



(一) 湯谷口川内線_東温市則之内～松瀬川_崩土及び倒木除去

(補足説明)

- ・工事内容は、松山市及び東温市区域の県管理道路 48 路線の維持管理工事
- ・工事のうち、一部が災害復旧工事で、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に示されている【応急復旧 工事及び緊急度が極めて高い本復旧工事】に該当するもの
- ・愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が 1 者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの
- ・過年度及び令和 6 年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
平成 29 年度	松山建設業協 同組合	1	1 者応募のため、随意契約	99.62%
平成 30 年度	同上	1	同上	99.70%
令和元年度	同上	1	同上	99.34%
令和 2 年度	同上	1	同上	97.78%
令和 3 年度	同上	1	同上	93.30%
令和 4 年度	同上	1	同上	99.73%
令和 6 年度	同上	1	同上	99.19%

・工事の合併経緯

当初契約は、維持修繕工事として、想定される工事内容を積み上げた工事。緊急対応が必要な場合、目的に応じた予算を充当し、その費目（工事番号）が設定される。契約変更の際に合併工事として追加され実績に基づく請負金額に変更される結果、複数の工事の合併及び増額の契約変更となっている

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について（意見 35）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

2. (国) 317 号他 維持管理工事（温環第 301 号）

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 317 号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—

工事種別	環境土木緊急処理工事
工事番号	温環第 301 号
位置	松山市藤野町 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 48 路線 河川維持管理工事 90 河川 砂防施設維持管理工事 249 箇所 海岸施設維持管理工事 21 海岸 港湾施設維持管理工事 3 港湾
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、1,689 千円（最終） 【合併全体】 83,914 千円（当初）、385,993 千円（最終）
予定価格	83,914 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、1,683 千円（最終） 【合併全体】 83,600 千円（当初）、384,551 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 1,683 千円 【合併全体】 384,551 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 19 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 松山建設業協同組合
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	99.6%
備考	温道維第 1 号との合併 温河維第 1 号との合併 砂管第 4 号の 1 との合併 温海維第 1 号の 1 との合併 松港維第 1 号の 1 との合併 温冬対第 1 号との合併 温補河堤緊第 101 号の 1 との合併 温河防第 102 号の 2 との合併 温補河防第 105 号の 1 との合併 温単局第 102 号の 1 との合併 温単整第 102 号の 1 との合併 温河堤緊第 102 号の 2 と合併 温補河震対第 104 号の 1 との合併

	温補河防第 103 号の 1 との合併 5 災国補第 38 号との合併 5 災国補第 40 号の 1 との合併 5 災国補第 45 号との合併 温単局第 105 号の 3 との合併 温河震対第 101 号の 1 との合併 温単局第 101 号の 1 との合併 温単整第 104 号の 1 との合併 温海漂第 1 号の 1 との合併 温海防第 3 号の 1 との合併 補港防第 9 号の 1 との合併 温補道防減第 302 号の 1 との合併 温補道防減第 304 号の 1 との合併 温補道防減第 371 号の 1 との合併 温道防減第 371 号の 2 との合併 温道防減第 372 号の 2 との合併 温道防減第 373 号の 1 との合併 温道防減第 374 号の 2 との合併 温環第 303 号との合併 温環第 304 号との合併 温環第 305 号との合併 温環第 306 号との合併 温環第 307 号との合併 温環第 309 号との合併 温環第 310 号との合併 温環第 312 号との合併 温環第 314 号との合併 温環第 316 号との合併 温環第 105 号との合併 温環第 108 号との合併 温環第 109 号との合併 温環第 110 号との合併 温河震対第 102 号の 1 との合併 温河防第 101 号の 1 との合併 温施砂第 107 号の 1 との合併 砂防減第 119 号の 1 との合併
--	--

	温海防第 1 号の 5 との合併 砂防減第 116 号の 3 との合併 応温第 21 号の 1 との合併 応温第 22 号の 1 との合併 砂防減第 18 号の 2 との合併 温環第 101 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
取壊し完了	水路壁コンクリート打設
	
水路壁補修完了	鉄筋組立、受枠設置完了

(補足説明)

- ・工事内容は、(主) 松山東部環状線(松山市南久米町)の床版及び水路補修
- ・温道維第1号他との合併経緯

緊急対応が必要なため、目的に応じた予算を充当のうえ指示を行い、変更契約により本工事は温道維第1号他との合併となったもの

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

3. (国) 317号他 維持管理工事(砂防減第119号の1)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 317号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助(負担)の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	砂防施設防災・減災対策工事
工事番号	砂防減第119号の1
位置	松山市藤野町 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 48路線 河川維持管理工事 90河川 砂防施設維持管理工事 249箇所 海岸施設維持管理工事 21海岸 港湾施設維持管理工事 3港湾
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円(当初)、283千円(最終) 【合併全体】 83,914千円(当初)、385,993千円(最終)
予定価格	83,914千円
請負契約額	【監査対象】 一千円(当初)、281千円(最終) 【合併全体】 83,600千円(当初)、384,551千円(最終)
支出済額	【監査対象】 281千円 【合併全体】 384,551千円
起工年月日	令和5年4月1日
完成(予定)年月日	令和6年3月19日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	松山市 松山建設業協同組合

入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	99.6%
備考	温道維第 1 号との合併 温河維第 1 号との合併 砂管第 4 号の 1 との合併 温海維第 1 号の 1 との合併 松港維第 1 号の 1 との合併 温冬対第 1 号との合併 温補河堤緊第 101 号の 1 との合併 温河防第 102 号の 2 との合併 温補河防第 105 号の 1 との合併 温単局第 102 号の 1 との合併 温単整第 102 号の 1 との合併 温河堤緊第 102 号の 2 と合併 温補河震対第 104 号の 1 との合併 温補河防第 103 号の 1 との合併 5 災国補第 38 号との合併 5 災国補第 40 号の 1 との合併 5 災国補第 45 号との合併 温単局第 105 号の 3 との合併 温河震対第 101 号の 1 との合併 温単局第 101 号の 1 との合併 温単整第 104 号の 1 との合併 温海漂第 1 号の 1 との合併 温海防第 3 号の 1 との合併 補港防第 9 号の 1 との合併 温補道防減第 302 号の 1 との合併 温補道防減第 304 号の 1 との合併 温補道防減第 371 号の 1 との合併 温道防減第 371 号の 2 との合併 温道防減第 372 号の 2 との合併 温道防減第 373 号の 1 との合併 温道防減第 374 号の 2 との合併 温環第 303 号との合併 温環第 304 号との合併

	温環第 305 号との合併 温環第 306 号との合併 温環第 307 号との合併 温環第 309 号との合併 温環第 310 号との合併 温環第 312 号との合併 温環第 314 号との合併 温環第 316 号との合併 温環第 105 号との合併 温環第 108 号との合併 温環第 109 号との合併 温環第 110 号との合併 温河震対第 102 号の 1 との合併 温河防第 101 号の 1 との合併 温施砂第 107 号の 1 との合併 温海防第 1 号の 5 との合併 砂防減第 116 号の 3 との合併 応温第 21 号の 1 との合併 応温第 22 号の 1 との合併 温環第 301 号との合併 砂防減第 18 号の 2 との合併 温環第 101 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
伐採状況	伐採状況

	
伐採枝の集積	伐採状況

(補足説明)

- ・ 工事内容は、(急) 平和通地区 (松山市平和通 3 丁目 1-12 付近) の高木伐採
- ・ 温道維第 1 号他との合併経緯

緊急対応が必要なため、目的に応じた予算を充当のうえ指示を行い、変更契約により本工事は温道維第 1 号他との合併となったもの

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

4. (国) 378 号他 維持管理工事 (温施砂第 110 号)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 378 号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助 (負担) の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	砂防施設工事
工事番号	温施砂第 110 号
位置	伊予市双海町上灘 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 6 路線 河川維持管理工事 20 河川 砂防施設維持管理工事 49 箇所 海岸施設維持管理工事 5 海岸
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円 (当初)、 856 千円 (最終) 【合併全体】 4, 044 千円 (当初)、17, 276 千円 (最終)

予定価格	4,044 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、 815 千円（最終） 【合併全体】 3,850 千円（当初）、16,448 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 815 千円 【合併全体】 16,448 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予市 双海地区建設共同企業体 (代表者 中予建設株式会社)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	95.2%
備考	温道維第 208 号との合併 温冬対第 208 号との合併 温河維第 7 号との合併 砂管第 4 号の 6 との合併 温海維第 1 号の 2 との合併 温環第 111 号との合併 温河防第 151 号の 3 との合併 温道防減第 351 号の 1 との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
河川維持 伐木	河川維持 伐木

	
河川維持 伐木	河川維持 伐木

(補足説明)

- ・ 工事内容は、伊予市双海町区域の 49 箇所の砂防施設の維持管理工事
- ・ 温道維第 208 号他との合併経緯

緊急対応が必要なため、目的に応じた予算を充当のうえ指示を行い、変更契約により本工事は温道維第 208 号他との合併となったもの

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

5. (国) 378 号他 維持管理工事 (温道防減第 351 号の 1)

(1) 個別工事の概要

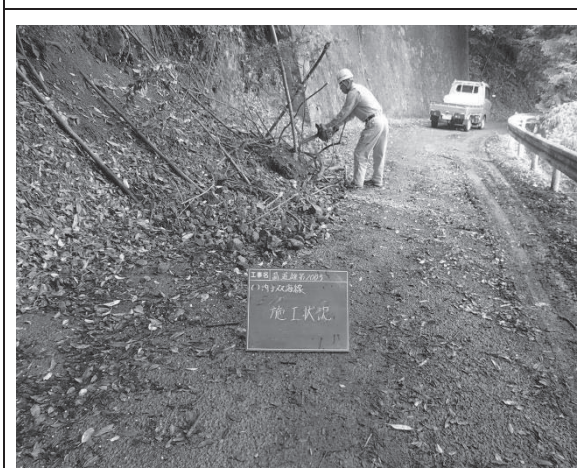
工事名	(国) 378 号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助 (負担) の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	道路防災・減災対策工事
工事番号	温道防減第 351 号の 1
位置	伊予市双海町上灘 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 6 路線 河川維持管理工事 20 河川 砂防施設維持管理工事 49 箇所 海岸施設維持管理工事 5 海岸
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円 (当初)、10,207 千円 (最終) 【合併全体】 4,044 千円 (当初)、17,276 千円 (最終)

予定価格	4,044 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、9,718 千円（最終） 【合併全体】 3,850 千円（当初）、16,448 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 9,718 千円 【合併全体】 16,448 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予市 双海地区建設共同企業体 (代表者 中予建設株式会社)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	95.2%
備考	温道維第 208 号との合併 温冬対第 208 号との合併 温河維第 7 号との合併 砂管第 4 号の 6 との合併 温海維第 1 号の 2 との合併 温環第 111 号との合併 温施砂第 110 号との合併 温河防第 151 号の 3 との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
道路維持 側溝清掃	道路維持 側溝清掃

	
道路維持 倒木撤去	道路維持 倒木撤去
	
道路維持 法面保護	道路維持 法面保護
	
道路維持 路面清掃	道路維持 路面清掃

(補足説明)

- ・ 工事内容は、伊予市双海町区域の県道 6 路線の維持管理工事
- ・ 温道維第 208 号他との合併経緯

緊急対応が必要なため、目的に応じた予算を充当のうえ指示を行い、変更契約により本工事は温道維第 208 号他との合併となったもの

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

6. (国) 378 号他 維持管理工事 (温道維第 208 号)

(1) 個別工事の概要

工事名	(国) 378 号他 維持管理工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	道路維持管理工事
工事番号	温道維第 208 号
位置	伊予市双海町上灘 他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持管理工事 6 路線 河川維持管理工事 20 河川 砂防施設維持管理工事 49 箇所 海岸施設維持管理工事 5 海岸
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 3,501 千円（当初）、3,978 千円（最終） 【合併全体】 4,044 千円（当初）、17,276 千円（最終）
予定価格	4,044 千円
請負契約額	【監査対象】 3,333 千円（当初）、3,788 千円（最終） 【合併全体】 3,850 千円（当初）、16,448 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 3,788 千円 【合併全体】 16,448 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予市 双海地区建設共同企業体 (代表者 中予建設株式会社)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	95.2%

備考	温冬対第 208 号との合併 温河維第 7 号との合併 砂管第 4 号の 6 との合併 温海維第 1 号の 2 との合併 温環第 111 号との合併 温施砂第 110 号との合併 温河防第 151 号の 3 との合併 温道防減第 351 号の 1 との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調べ)

(工事の写真)

	
倒木撤去	倒木撤去
	
道路パトロール	道路パトロール

	
崩土撤去	崩土撤去

(補足説明)

- ・工事内容は、伊予市双海町区域の県道 6 路線の維持管理工事
- ・愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が 1 者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの
- ・過年度及び令和 6 年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
令和 2 年度	双海地区建設 共同企業体	1	1 者応募のため、随意契約	87.2%
令和 3 年度	同上	1	同上	84.7%
令和 4 年度	同上	1	同上	87.3%
令和 6 年度	同上	1	同上	93.7%

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について (意見 36)

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

7. 愛媛県営総合運動公園 公園災害復旧工事 (4 災国補第 6101 号の 3)

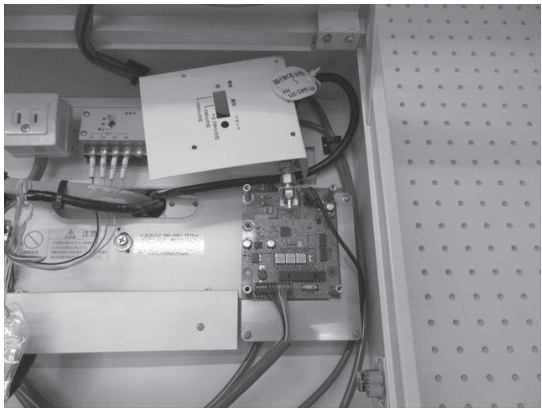
(1) 個別工事の概要

工事名	愛媛県営総合運動公園 公園災害復旧工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助 (負担) の有無	☒ 有・ ☐ 無
補助負担率	667/1,000

工事種別	現年公園災害復旧工事
工事番号	4 災国補第 6101 号の 3
位置	松山市上野町
構造物の延長・幅員・面積等	大型映像装置等修繕工 大型映像装置修繕 N=1 式 時計修繕 N=1 式 固定カメラ修繕 N=1 式
契約方法	随意契約
設計金額	2,674 千円（当初）、2,674 千円（最終）
予定価格	2,674 千円
請負契約額	2,035 千円（当初）、2,035 千円（最終）
支出済額	2,035 千円
起工年月日	令和 4 年 12 月 2 日
完成(予定)年月日	令和 5 年 8 月 31 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	香川県 三菱電機システムサービス株式会社 四国支店
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	76.1%
備考	令和 4 年度から、令和 5 年度予算へ 2,035 千円繰越
工事の目的・効果	令和 4 年 8 月の落雷により被災した愛媛県営総合運動公園 陸上競技場の大型映像装置等を復旧する工事

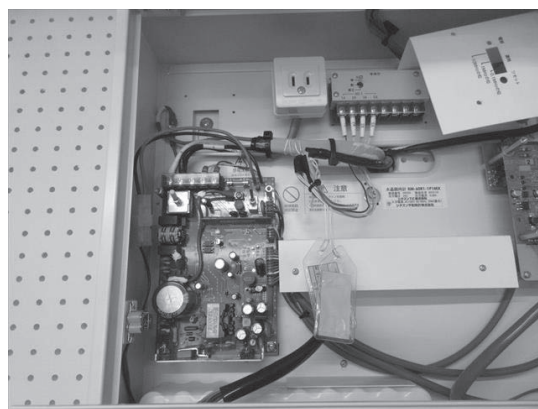
（出典：県営工事個所別執行状況調他）

（工事の写真）

	
時計修繕_親時計電源ユニット 作業状況	時計修繕_親時計電源ユニット 交換済み



時計修繕_ラジコンユニット 作業状況



時計修繕_ラジコンユニット 交換済み



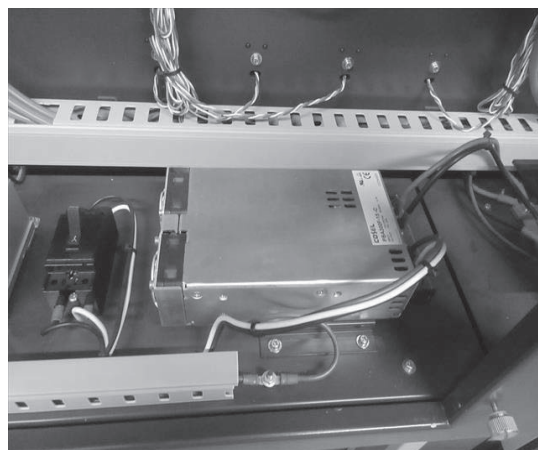
時計修繕_45 分計操作卓基板 作業状況



時計修繕_45 分計操作卓基板 交換済み



時計修繕_ランニングタイマー 作業状況



時計修繕_ランニングタイマー 交換済み

(補足説明)

- ・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、その性質又は目的が競争入札に適しないとして随意契約としている
- ・また、愛媛県会計規則第 147 条第 1 項第 6 号に基づき契約の性質又は目的により相手方が特定される契約として、見積書を 1 者のみから徴求している

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

8. (二) 長尾谷川水系長尾谷川他 河川維持工事 (温安緊第 181 号)

(1) 個別工事の概要

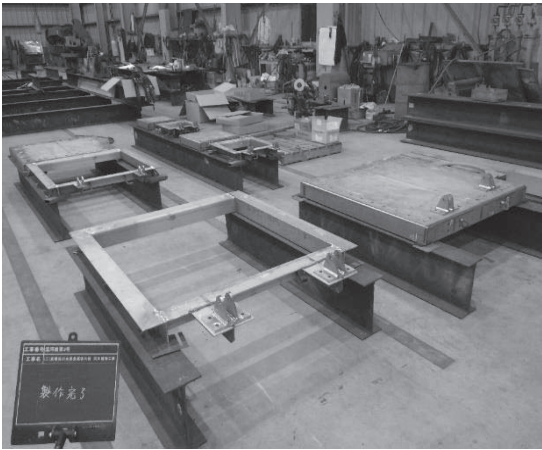
工事名	(二) 長尾谷川水系長尾谷川他 河川維持工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助 (負担) の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	土木施設安全対策緊急工事
工事番号	温安緊第 181 号
位置	伊予郡松前町大字浜 他
構造物の延長・幅員・面積等	護岸補修 4 箇所 塵芥除去 1 式 河川構造物補修 3 箇所
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 一千円 (当初)、4,002 千円 (最終) 【合併全体】 1,382 千円 (当初)、28,623 千円 (最終)
予定価格	1,382 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円 (当初)、3,999 千円 (最終) 【合併全体】 1,381 千円 (当初)、28,600 千円 (最終)
支出済額	【監査対象】 3,999 千円 【合併全体】 28,600 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成 (予定) 年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予郡松前町 株式会社桃建設
入札参加者数・指名業者数	3 者

落札率	99.9%
備考	温河維第3号との合併 温環第106号との合併 温環第107号との合併 温環第103号との合併 温河防第181号の2との合併 温河防第151号の2との合併 温補河震対第181号の4との合併
工事の目的・効果	県が管理する河川管理施設等のパトロール及び維持修繕

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前 フラップゲート交換	フラップゲート撤去状況
	
フラップゲート差筋状況	フラップゲート枠設置・型枠状況

	
水門製作工 製作完了	フラップゲート交換完了

(補足説明)

- ・ 温安緊第 181 号の工事内容は、二級河川国近川の損傷フラップゲート交換
- ・ 当初契約は、二級河川大井手川の護岸補修を目的とした温河維第 3 号（契約額 1,381 千円）で維持管理工事
- ・ 工事契約の変更で温安緊第 181 号を含む複数の工事を合併
- ・ 指名業者 3 者の落札率は、99.9%（落札者）、100%（A 社）、100%（B 社）となっている。落札率が非常に高いことから、その要因について県に確認したところ「本工事は年間維持工事であり、通常工事と異なり緊急的な対応が多く、人員配置や機器リース等の調整も不規則となり割高な費用となることから、安価での受注は困難と業者が判断した結果」と推測されるとのこと

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について（意見 37）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

9. （主）串内子線 道路災害復旧工事（温補道防減第 358 号の 1）

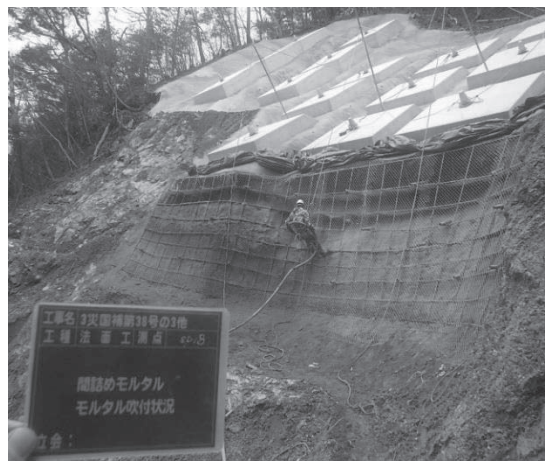
(1) 個別工事の概要

工事名	（主）串内子線 道路災害復旧工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—

工事種別	道路防災・減災対策工事
工事番号	温補道防減第 358 号の 1
位置	伊予市双海町串
構造物の延長・幅員・面積等	復旧延長 L=37.0m 道路幅員 W=4.6m アンカー工 N=24 本
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、3,656 千円（最終） 【合併全体】 50,106 千円（当初）、28,166 千円（最終）
予定価格	50,106 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、3,612 千円（最終） 【合併全体】 49,500 千円（当初）、27,824 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 3,612 千円 【合併全体】 27,824 千円
起工年月日	令和 3 年 9 月 29 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 21 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	八幡浜市 有限会社大成工業
入札参加者数・指名業者数	5 者
落札率	98.8%
備考	令和 4 年度から令和 5 年度予算へ 3,612 千円繰越 3 災国補第 38 号の 3 との合併 3 災国補第 38 号の 10 との合併
工事の目的・効果	令和 3 年 5 月 14 日～5 月 22 日の梅雨前線豪雨により被災した施設の復旧

（出典：県営工事個所別執行状況調他）

(工事の写真)

	
着工前	間詰モルタル モルタル吹付状況
	
間詰モルタル モルタル吹付状況	施工完了

(補足説明)

- ・ 工事内容は、(主) 串内子線道路災害復旧現場の法面部におけるモルタル間詰工事
- ・ 工事のうち、一部が災害復旧工事で、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に示されている【本復旧工事（緊急度が極めて高い場合を除く）】に該当するもの

(2) 監査の結果及び意見

① 工事完成図書に関するチェックリストの証跡不備について (意見 38)

監督員は、工事完成図書が網羅的に提出されたことを確認するために、工事完成図書に関するチェックリストを利用して点検し、点検欄に証跡を残す運用となっていますが、証跡が残されていない項目がありました。県によると、監督員による点検は実施したものの、証跡の記載がなされていなかったとのことです。漏れなく点検の証跡を残すことが望ましいです。

② 高落札率の要因分析について（意見 39）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

10. （主）串内子線 道路災害復旧工事（温補道防減第 358 号の 2）

(1) 個別工事の概要

工事名	（主）串内子線 道路災害復旧工事
執行機関	中予地方局建設部
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	道路防災・減災対策工事
工事番号	温補道防減第 358 号の 2
位置	伊予市双海町串
構造物の延長・幅員・面積等	復旧延長 L=37.0m 道路幅員 W=4.6m 重力式擁壁工 V=8m ³ 現場打受圧板 N=24 基
契約方法	指名競争入札
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、12,944 千円（最終） 【合併全体】 37,767 千円（当初）、47,772 千円（最終）
予定価格	37,767 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、12,554 千円（最終） 【合併全体】 36,630 千円（当初）、46,333 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 12,554 千円 【合併全体】 46,333 千円
起工年月日	令和 3 年 9 月 18 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 21 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	伊予市 愛媛土木工業株式会社
入札参加者数・指名業者数	5 者
落札率	97.0%
備考	令和 4 年度から令和 5 年度予算へ 12,554 千円繰越 3 災国補第 38 号の 2 との合併

	2 災国補第 100 号の 1 との合併 3 災国補第 38 号の 9 との合併
工事の目的・効果	令和 3 年 5 月 14 日～5 月 22 日の梅雨前線豪雨により被災した施設の復旧

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
コンクリート殻とりこわし	雑木伐採
	
モルタル吹付	崩落個所観測

(補足説明)

- ・工事内容は、(主) 串内子線道路災害復旧現場における、モルタル吹付工、コンクリート殻取り壊し工、雑木・支障木等の伐採、迂回看板設置、崩落個所の観測など
- ・工事のうち、一部が災害復旧工事で、「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」に示されている【本復旧工事（緊急度が極めて高い場合を除く）】に該当するもの

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について（意見 40）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

11. （一）篠山公園線他 土木施設年間維持工事（南道維第4号）

(1) 個別工事の概要

工事名	（一）篠山公園線他 土木施設年間維持工事
執行機関	愛南土木事務所
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	道路維持管理工事
工事番号	南道維第4号
位置	南宇和郡愛南町正木他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持補修工 5 路線 河川維持管理工 11 河川 砂防施設維持工 22 箇所
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】455 千円（当初）、4,945 千円（最終） 【合併全体】867 千円（当初）、19,606 千円（最終）
予定価格	867 千円
請負契約額	【監査対象】433 千円（当初）、4,706 千円（最終） 【合併全体】825 千円（当初）、18,660 千円（最終）
支出済額	【監査対象】4,706 千円 【合併全体】18,660 千円
起工年月日	令和5年4月1日
完成(予定)年月日	令和6年3月22日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	南宇和郡愛南町 南宇和建設共同企業体 (代表者 株式会社羽田建設)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	95.2%

備考	南河維第 4 号との合併 砂管第 10 号の 4 との合併 南海維第 1 号の 4 との合併 南冬対第 4 号との合併 南補河堤緊第 1 号の 4 との合併 南単整第 3 号の 3 との合併 南河堤緊第 1 号の 1 との合併 南補河防第 2 号の 2 との合併 砂防減第 147 号の 3 との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
(一) 宇和島城辺線 着工前	(一) 宇和島城辺線 着工前
	
(一) 宇和島城辺線 完成	(一) 宇和島城辺線 完成



(補足説明)

- ・ 工事内容は、(主) 宇和島城辺線及び(一) 篠山公園線の植樹帯の防草対策
- ・ 愛媛県地域維持型契約方式実施要領に基づく、維持管理工事のため、公募型指名競争入札であるが、応募者が1者のみのため、同実施要領に基づき随意契約となったもの
- ・ 過年度及び令和6年度の状況は次のとおり

年度	請負先	応募者数	契約方式	落札率
令和3年度	南宇和建設共 同企業体	1	1者応募のため、随意契約	93.6%
令和4年度	同上	1	同上	93.1%
令和6年度	同上	1	同上	95.4%

(2) 監査の結果及び意見

① 高落札率の要因分析について（意見 41）

県によると、落札率の要因分析資料は無いとのこと。一定の閾値を超える落札率となっている入札について、その要因を分析するルールを策定し、課題抽出・改善検討の一連のプロセスを実行することが望ましいです。

12. (一) 篠山公園線他 土木施設年間維持工事（南河堤緊急第1号の1）

(1) 個別工事の概要

工事名	(一) 篠山公園線他 土木施設年間維持工事
執行機関	愛南土木事務所
国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	河川堤防強化緊急対策工事

工事番号	南河堤緊第 1 号の 1
位置	南宇和郡愛南町正木他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持補修工 5 路線 河川維持管理工 11 河川 砂防施設維持工 22 箇所
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、8,408 千円（最終） 【合併全体】 867 千円（当初）、19,606 千円（最終）
予定価格	867 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、8,003 千円（最終） 【合併全体】 825 千円（当初）、18,660 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 8,003 千円 【合併全体】 18,660 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	南宇和郡愛南町 南宇和建設共同企業体 (代表者 株式会社羽田建設)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	95.2%
備考	南道維第 4 号との合併 南河維第 4 号との合併 砂管第 10 号の 4 との合併 南海維第 1 号の 4 との合併 南冬対第 4 号との合併 南補河堤緊第 1 号の 4 との合併 南単整第 3 号の 3 との合併 南補河防第 2 号の 2 との合併 砂防減第 147 号の 3 との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)

(工事の写真)

	
着工前 護岸補修工	完成 護岸補修工
	
着工前 護岸補修工	完成 護岸補修工

(補足説明)

- ・工事内容は、(二) 惣川の護岸応急復旧
- ・南道維第4号との合併経緯

令和5年6月3日の大雨(大雨警報発令)により、護岸基礎部が洗掘し、護岸を応急復旧する必要性が生じたため、当予算を合併し対応したもの

(2) 監査の結果及び意見

該当事項はありません。

13. (一) 久良城辺線他 土木施設年間維持工事(砂防減第147号の2)

(1) 個別工事の概要

工事名	(一) 久良城辺線他 土木施設年間維持工事
執行機関	愛南土木事務所

国庫補助（負担）の有無	☐ 有・ ☒ 無
補助負担率	—
工事種別	砂防施設防災・減災対策工事
工事番号	砂防減第 147 号の 2
位置	南宇和郡愛南町久良他
構造物の延長・幅員・面積等	道路維持補修工 3 路線 砂防施設維持工 37 箇所
契約方法	随意契約
設計金額	【監査対象】 一千円（当初）、1,450 千円（最終） 【合併全体】 985 千円（当初）、4,818 千円（最終）
予定価格	985 千円
請負契約額	【監査対象】 一千円（当初）、1,264 千円（最終） 【合併全体】 858 千円（当初）、4,198 千円（最終）
支出済額	【監査対象】 1,264 千円 【合併全体】 4,198 千円
起工年月日	令和 5 年 4 月 1 日
完成(予定)年月日	令和 6 年 3 月 22 日
進捗歩合	100%
請負人住所氏名	南宇和郡愛南町 城辺南建設共同企業体 (代表者 株式会社明正建設)
入札参加者数・指名業者数	1 者
落札率	87.2%
備考	令和 4 年度から、令和 5 年度予算へ 1,264 千円繰越 南道維第 5 号との合併 南河維第 5 号との合併 砂管第 10 号の 5 との合併 南冬対第 5 号との合併 単公御第 3 号の 1 との合併 単木第 1 号との合併
工事の目的・効果	県が管理する道路、河川、砂防、港湾及び海岸施設の安全性の確保

(出典：県営工事個所別執行状況調他)